

特232

537



始



工 44-44  
197

324  
470

荒深道齋先生筆錄

道之臣命在屯記

第八卷以下

特232  
537

道之臣命在世記 第八卷

神大和威余彦天皇十年迄 西外垣白木及天告國平定

(イ) 外垣御毛入野命夜見國遠征御見送りより還幸

於是 大石熊野浦より爾幸正倉男命を御伴に加へまして紀の名草に至りまして、前  
の大君の御葬所及野津奇男命の御避所を拜みまして、又伊太氣曾の神社にも詣でま  
して 浪速の長島の住吉の大宮及國魂之御社を廻り拜みまして、立野の龍田路より  
還りませり。

(ロ) 稻水命西の外垣群島平定

仲夏に松浦君參上りて奏六く

前に命以ち西の外垣群島(五島)に至り、其島々悉く廻りて南の極島に至りし



に、其港の翁長を招きて西外垣命の渡り幸でませし事を聞けり、此翁常に皇子を導きて國巡りせしと聞けるによれり、其翁曰く、前年の春荒風ありし日に、何處よりの神船數多來りて、其御船より天神多くの御伴を率て上り來ませしにより、驚き喜び出で迎へて、此國に二年前より、西より禍醜來りて國荒し、田人、漁夫を苦しめます、故に給へ、と白せば、其神宣り給はく、吾は日嗣大君の命以て外垣治さん稻水命也、此群島、松浦の國とは隔り遠からず、禍津出で來らば何故に元國の夷守に知らして、故を求めざりしや、と責め給ふ、翁畏みて奏まく、其事思はざるにあらずも、此醜出で荒びし時は、海辺の舟悉く醜の爲めに奪はれて出づる事能はじ、其故は此國水少くして御田も少し、然れば古へより住人又少なかりしが、翁が年未だ少なかりし時、西外所世（支那）より多く來り住む者ありしが、二年三年住みては松浦の國に移り行きて、此島には人増す事なかりしも、其後松浦の夷守より渡り移る事を許さずなりしよりは、年毎に外所世人増し殖え來て、

畑穀作り住む中に、此島には其異國人、吾皇國人よりは多くなりて、事毎に争ひ出で來るが故に、翁力盡して漸に乱る事なかりしに、二年前の春に西浦の邑人來りて告ぐるは、皇國人と唐人と争ひ事出で來りしにより治め給へ、と言ふに依りて、急ぎ赴かんとして一刻ほど行きし處を、山中より多くの異國人來りて翁を捕へ、其山中に伴ひ行きて、其長人翁に告ぐるは、吾今より此國の君となれり、既に北の方の島々凡て吾に従ひし故に、其長等は元の如く島長として吾法を守らしむ、汝又吾に従へば其の如く島長の儘として吾の内臣の列に加へん、若吾法に従はずば直に汝が頭切らんと言ふ、此時翁心に思へらく、吾既に老いて避らん日も近し、今彼に頭断れんも悔しからじ、然れ共多くの皇國人を醜等に苦しましむるは良からじ、吾此處の危きさへ免るれば、良き策を爲して彼醜を亡ぼさんと思ひて、假りに其醜に服びて人と思ひ定めて、其醜に向ひて、吾既に年長け、君の女を待たずして避かん時近し、然るに若、君翁が頭を強切りませば、此事を聞き、

たる島人翁が爲めに悉く生命を捨て、君を討たん。然すれば島人多く殺して君も又危からん。如かず、此翁を重く用ひまして、翁が餘れる力を盡さしめ給へと言へば、彼大に喜び、翁を尊びて高祖と爲して拜む、其れより多くの件を附けて此元住に送り歸せり、然れ共其日よりは、翁が逃れ出で人事を恐れて、海辺の船悉く隠せり、如此して翁の家族をも内子と稱して尊ぶと雖も、高垣、三垣、結周らして島人を近づけず、然るに島人初の内は、翁の高祖の尊き段にあるを妬ぎ喜びしが、后に邑々の長等をも近づけざるに至りては、島人等醜の悪しき策を推し知り其内の水里の長賢しき者にて、或時島の皇國人を悉く談びて、彼醜長に、吾等は翁を敬びありて、其高祖の位に上せませし君をも尊びしたひしか、翁を固垣の内かたがきに捕へて島人に會はしめ望まざるは、終に翁を殺し、又吾等を殺さん策あるべし。今其固垣を久岐捨て、元の如く翁に合せ給はらずば、吾等力の有らん限り君に向ひ歎はん、と強断せしに依り、彼醜驚きて曰く、吾に如此悪しき策あらじ、唯翁

を尊む餘りに其守りを固くせり。之れ吾等の國の法なり、然れ共汝等眞に吾に服ひし明を示さば、汝等の乞ひの儘固垣久岐捨てんと言へり、島人等答へて、其明は如何にせんやと問へば、其汝が邑を悉く吾伴に任せて、邑長を凡て吾國人に譲れ、之其明しかり、若し之に従はずば、先翁を殺して汝等と戦はんと言ふ、此時邑長等答へて、其は最と易き事なり、吾等は只翁と古の如く親しく合ひて談り睦まん心の外に異心なしと言へるに、彼終に其乞を許して、邑長の任せを承へて固垣を久岐去りたり。之より翁と島人とは元の如く心の儘に合へりし内に、西の海辺に住みし皇國人は次々に北東の海辺に移り來りて、今は水里より東には異人少くなりしを以て、前年の冬、皇國人集ひて、此南の山に住みし醜を攻め討ちて走らせしが、醜彼島中の、前に翁の頭断んと言ひし山に至りて固垣周らも、其南の水戸に多く舟浮べて翁等の皇國人を皆殺し盡さん策をなし居れりと奏せしかば、天津皇子之を聞きまして大に怒り給ひて、荒風に御疲れましなから、吾直に彼醜

七ぼさん、汝等は皇國人に松竹以て多く篝火作り持せて、今夜の夜半より其山の東北の方を圍みて雄詰せよ。吾は船より行きて夜の内に荒風に捨てたる醜船を奪ひて南より攻め討たんとて、其装を為します。翁大いに喜び、島人に急ぎ此事を告げ知らして、夜半より其山を圍みて雄詰す。此隙に皇子は船より南の木戸に至りませしに、皇子の神策の如く醜船には人無かりしを、伴ひ行きますし漁人等をして其船を取らしめ、山の南を星影たどりて登らして、固垣に至りませしに、其守醜は凡て有らず。故に雄詰して醜の後より雄出で給ひしが故、醜族悉く驚き逃き、翁が島人も山の雄詰聞き合して攻め登り、朝の明徳の頃には醜一人も山に有らず。皇子の命以て醜が住城を火きて、猶山西に追ひ下りて海辺に至りしに、醜等水戸の船を盡して逃去りたり。此時皇子宣り給はく、吾早く白木に渡らんと思へ共、元津根の皇國に近き此群島に再び醜出で来らんは、吾外垣守の任せに及びり。暫く此島に止まりて治めん、と宣らし、其醜の逃げ去りし水戸を醜逃の水戸

と名け給ひ、前に其船を奪ひませし處を、一夜の内に富船せりとして、登美水戸と名つけ給へり。其后島の隈々巡りまして、異國人にて其元住の外所世に歸り住まんと言ふ者は、舟及糧賜はりて送り返しまし。此島に住まんと言ふ者は皇國の法に嚴に従へと訓し給ひ、又水戸の長を定めて異人の來らん者を訓し去らしめ給ひ、又翁を導引として、島々を廻り現給ひしが、其島々の醜族の島長等は醜長の逃げ去りし事を知らずありしを訓し服はしめ給ひ、又醜法以て島人を苦しめし者は悉く誅し給ひて、后世の誠となし給へり、皇子其后二年あまりまして、此國の全く治まりしを見悟りまして、今年の夏白木に渡りませり、其渡りませさん時に、島長島長悉く集へまして、此群島は松浦の國の任せ島なりとも、速く隔たりて又住人少なきが故に、治めの法に怠りあるなり。然して今異國人を多く雜へてあれば、松浦の臣にのみ頼らずして、自から汝等にて治め安んじ、五年毎の國狀報らせのきは怠るな。然れ共汝等前の如く、島々各々異心にて松浦に報する法は良から

ず、春夏秋冬の初には必ず此大島に集ひ寄りて、種々互に談り睦びて國治らせ、然らずば前の醜の來り荒せし如き禍を再びせん。又翁に、木里の邑長を添へて統臣とせん、と宣り給ひて、其木里長に夷守彦と名を賜ひませり」と言ふ、又其翁には息長幸守彦と名を賜ひたる故、其翁喜びて其皇子の初めて着させし水戸を幸得の水戸とし、御船を初めて長見せし崎を天津皇子崎と名けて、后世に大皇子の御功を遺さんと言へり。

と松浦臣奏せり、此時大君、松浦臣の奏す言聞召まして大に喜び給ひ、吾々初めて其外垣群島の悉しし事を知り得たり、今より其國の五年毎の報し法を改めて年毎の報しと爲よ、又其翁を縣主の列に上せて年毎の國召に高市に上せよ、若翁路遠くして上り難なれば、其夷守彦を代り上せいと勅り給ひて、遙か後に畏こみ居る夷守彦を近く召して其功を賞め給へり。

(イ) 皇女降誕

秋の初めに大妃女皇子生みまして、御名を豊日足比賣命と名つけ給へり、之れ今年は東西の外垣之國の狀も明かになり、又豊日足りて兩風の難みも無く、國中の總長の稱も出足りし時に生れませしが故に、豊御年を誓ひませしなり。

如此して今年は異事なく終れり。

(ニ) 咲國押日別命を蜂國遠征

御世六年春の國召も、各路君、國君臣、縣主集へる内にも、今年より初めて國召に上りし縣主多し、即西の幸得縣、東の日立より豊高縣、葛野縣、川島縣、沼野縣、陸奥より眞野縣、合隈縣、阿賀縣等なり、又陸奥の幸魚國は既に小國を成したるに、より、嚴武が長子吉備眞若を其國臣となし、名を眞若鶴田彦と賜ひ、其國の名を鶴田國と名つけ給ふ、此に陸奥君奏し給はく、「吾父及御叔父の外垣君等既に各々其外垣國に渡りまして鎮めますと聞けり、今僕思ふに、陸奥路廣しと雖も、既に荒振橋根盡しく、僕のを侍たすして其國臣、縣主等にて能く治むる事を得ん故に、其

東の海辺の方を日立路の君に附け、西の海辺の方を高志路の君につけ、渡古志の荒國は榮田臣、鶴田臣に任せて、僕は嚴武と共に彼荒國見別を導きとして、彼が元任の虎蜂國に渡り、其國の乱れを始めて永久に北の外垣守らんと欲ふ、これ許し給へ、とそひ給ふ。嚴武又進み出で、奏さく、「僕前に御行幸の御前を亂し、誅さるべきを助け給ひしのみならず、今又僕が子まで厚き命受けたリ、此大恩に報い奉らんには、全く安國の浦安の可美となりし元津島根には今は僕が力を盡す事なし。今吾路君が奏し給へる如、北の外垣頭め人御伴に加へませ」と奏す、大君勅り給はく、「汝等が奏す事理なり、吾も既に其事思はやるに有らずも、既に二御兄に別れては其子等なりとも吾側に置き、吾子として愛でたく思ふが故に未だ言穂に出さずありしか、汝等既に其彌武心を穂に出せし上は止むる事得難からん、今年は其装せん議を盡して、來年の春より出立せよ」と宣りまして、次の日に八路の君及吾道臣、眞知命、大鳥命、可美眞手命、久米命、椎根津彦命、嚴武等を

御前に集へまして、虎蜂國治らせの事を議ります、諸々議り定めて、陸奥路君咲國押日別命を北外垣治す天國押日別命と任せて、最之國開岐武命を其大臣となし、種子命の子天春日子命を大靈守となし、荒國見別及早隈夫を御先として、彼國に進め入らせ、高志路君は其國の武夫と糧とを以て援けしめ、椎根津彦は船伴率ゐて后伴として、武士及糧を送り行かしむる事を法定め給ひ、其船出は陸奥の鶴田國の水戸として、今年の内古志、陸奥の山々より太木振高取彦命をして大木切出さしめ、椎根津彦の船工をして船を作らす、又大鳥命に勅して、「前に四方國の國形作る事を任せしが、未だ外所世の國は巡り見ずや」と問ひます、大鳥命「僕前年命以て、國々を巡り見て既に其半を作せり、然れ共外所世國は及ばず」と奏す、大君中津國は后年爲して、今北外垣に向はんとする咲國の爲めに先づ其所を巡り來れ」と法り告げませり、此時北外垣命、眞知命に問ひ給はく、「汝命長く古事知りませり、彼虎蜂國の事知りませば、吾の爲めに談りませ」と白さる、眞知思兼命答へ白さく、



僕其事悉しくは知らずも、御祖より次々に教へ遣せし言は、遠き太古素佐之男命の空國根島を巡り、美し世終りませし時は、此虎蜂國は未だ大海の底なりしが、其御子外所世治須青隆佐久佐日古命之御子佐久幸日子命久しく志良岐國治めまし、西外垣守らせませしが、其御子幸速伊佐男命其海を渡りまして、西の陰日淡根を治めんと思ひて進ませしが、前之御祖素佐之男命出雲の比婆山にて討ち七ぼし賜ひし禰根逃れ去りて、其西の陰日淡根に固き岩垣圍らし、根醜に鰐衣着せせて、幸速伊佐男命を防ぐにより、命の征矢彼根醜にたゝず、故に幸速伊佐男命之を征むべき術を高祖に教へ乞はし給ひし時、其御祖の教に、日別作り發て之を吾守垣とし、其垣に門一つ作りて其内に香餌置き並べ、其側に隠り居れ、彼の甲兵來りて香餌喰ひ飽き寝たらん時、捕へくして其甲を剥き、其肝汗を取て征矢の先にぬり、其甲を吾伴に着せ進み討たば必ず其禰根七ぼし得人」と教へ給へりしを其如く爲しまして、其醜悉く七ぼし給ひて美し世開きませり、其后久しき内に

彼守垣の日別毀れ散りて海を埋めて陸地と成れり、其時は吾元津島根の大國主冬衣命の御世なり、然るに幸速伊佐男命神遊りましたる后に、数多御子ありませし内に、長根伏毘命此新國治して田人草多く繁殖えたる時、其國の北より黒き煙り發り出で、其國を掩ひ隠せし時ありて、國人皆瘞え眠れり、久しくして醒めしが、國人の心自ら荒く建りて、甲衣着て四方國を荒振りて其禰根先吾元津島根にも及びしかば、冬衣命の御子の大國主大地責命其甲兵を追ひ退けまし、が、其后にも屢々來りて害ふ故に、大國乱れて吾皇御孫國饒石通々岐命天降まして其禰根を平けませり、其時に活津彦根命其禰根を夜見國迄追ひ幸でまして、其國の大隈底に押伏せ隠しませしが、此國饒石通々岐命の御世大歳六拾壹歳と言ふ時、其禰根再び出で來りて東に向ひ來るを以て、阿遲鉏若彦根命大君の御子邇岐日押照命を外垣君に乞ひ降して、其御先となりて其禰根を討ち七ぼし給ひて、再び天下に異事なく久しく平ぎしが、永き安國保てる内に田人自から怠り心出で、其隙に禰根荒び

出づるにより、火の大枝、水の大枝、倭々出で、天下の田人種を新たに生かし替へたり。彼虎蜂國も海底より出で、陸地となりて後に、火々出見大明命の御世の火の大枝を受け、其后新たに生れし田人種又大法怠り忘れて、高波限建彦火々出見命の御世の木の大枝を受けて后、初屋草葺不合命の御世より新田人生れ移りて、志良岐國より次々北に西に殖え進み、今より二千年前は、蜂、虎の如き根住の國たりしを、志良岐國の狩人之を開き初めしなり。之れ前に荒國見別が忍日別命に談りし如し。

と白す。倭國君初め大君の大前に集へる者皆眞知命が奇ひの強知を賞めたり。次の日此議事を國召に集へる君臣に勅り告げまして、帝の豊の御饗給はり、又前に東外垣の皇子の奉りましたる、黄金、光玉を分ち賜へて、各治せに歸らす。

此年も雨風水の害もななく、秋の垂穂も良く實りて、豊の御年として、大年神、熊魂祭り國々に盛りて、田人の喜び聲は大宮の内迄さやかに聞ゆ、終冬の初めに虎蜂

國に行きてありし大鳥命返り奏す、

僕大命以て彼國に渡らんとして、渡古志の奥にある雪島を見たれ共、此島は丸く雪に掩れ人住まず、海又狭ましくして厚氷繁け張りて、渡るに便りよきも凡て雪國なる故に、舟にて渡る良き路探るに如かじと思ひ、渡古志の新國に至りて、荒國見別に此事を談り告げしに、彼大に喜びて、僕久しく欲へりし事、大君聞召し許し給ひしは、天津大靈の彼國田人助けまさんの大御心の導引ませるにや、然れば船装せんとして、菜田臣と議りて、固き大船一つ出して糧數多積み、十人計りの武夫選り、彼も共に乗り出せり、海中を西に進む事二日二夜して、明徳海に一の島見ゆ、其島に上りて見るに、葦、竹、松繁生えり、僕高木に上りて長見するに、島の周り一日計りにて、其島の南の方より煙の上るを見る。人住むなりと思ひ、船を其地に漕ぎ寄せしに、怪しき家二十計りあり、其内より怪しき者出で、吾船を見しとき、荒國見別怪しき言にて叫び、急ぎ陸に上り行きしが、乍ち多くの怪

人出で來りて泣き叫ぶ、暫くして荒國見別船に行て曰く「彼等は久しき前に、僕  
と共に元住を去りて東に渡るとき、海に漂びて此島に流れ着きし者なり。一日此  
處に泊りて其後の事悉しく聞かん」と乞ふ、僕之を許して共に其家に至りて見る  
に、人数百人ばかりにて、皆男ばかりなり。僕其言靈通はぬ共、荒國見別が白す  
處によれば「前年荒風にて漂びし時、此島を見附けて潜ぎ寄せんとせしも、波荒  
くして陸に着く事能はざる内に、船皆隱岩に破られて漸く泳ぎ着きたるも、人な  
き空島にて糧得る事能はず。海島、海魚を捕りて食ひ居る内に、自からなる穂稻  
を見出して、木石にて鋤を作り、御田開きして漸く糧を得しも、陸地低くして真  
木少なき故に、僅に飢をしのぐのみなり」と言ふ、荒國見別より元住に歸り安め  
ん事を知りて大に喜べり、次の日其處を船出して、三日三夜にて大なる國に着き  
しに、凡て人なき荒狹浦なり、二日はかり周り潜ぎて大なる水戸に入りしも、未  
だ厚木全く解けずして陸に上り見る事能はず、又南に一日潜ぎて大なる川(圖們

江)の水戸に着けり、荒國見別言ふ「此處は元僕等が船出したる處なり」と言ふ、  
陸に上りしに、数多の人ありて僕等を遠巻に長見居れり、此時荒國見別又怪しき  
言叫びしに、五人六人出で來りて彼と談る様睦し、其處に上りて其地に船件を置  
き待たして、僕一人其大川上を飛ぶ末ぎ、北の水の水戸を見れば、人数多住むも  
御田なし、又其北の方を飛び見るに、大なる淡海ありて半氷れり、其淡海より北  
は大なる川ありて北に流る、事十日路程にて、吉備の海の如き廣き大川(黒龍江)  
西より東に流る、川の中の外は凡て氷なり、國廣き事限りなきも、未人住  
まず、又元の水戸に歸れり、此日僕が飛びしは帝人の二十日路なるべし、次の日  
には船件半を其水戸に残し、荒國見別外五人を伴ひ其水戸の大川に沿ひて西に二  
日路を行きたるに、大なる隈國に至る、之より山路を末ぎつ、一日を進みて、又  
南より北に流る、大川の大隈地に出でたり、人数多住むとも荒國見別の未だ知ら  
ざる國にて、僕等を害めん心ある國人なれば、僕高飛行き、石散らしを爲して見

せしに皆畏しと拜む。荒國見別言靈通はして、日嗣大君の御先なる事を語り告げしかば、彼國人驚き畏れて再び異心なし、僕伴人を凡て此處に置き、其大川に浮ひて飛び見しに、二日路計りの處より大廣國に出でたり、人数多住むも皆貪しき狀したり。猶二日路あまり北には大なる淡海ありて、凡ての大川皆之に注ぎ入りて、其淡海の水又大なる川となりて東に流れて、十日路あまりの處にて前に見し大海川に入り合ふ。至る處に小川ありて流るゝも、其小川々へ吾元津島根の大川よりは遙かに大なり。又元地に歸りて、次の日荒國見別等を伴ひ西に進み山路を三日通りて一川の川上の地に出でたり、猶其川を下りて西に進みて又大川の辺に出づ、其川は此迄の川と異りて北より南に流る。荒國見別大に喜び、「此川は僕の元住の國の大川なり、之より一日南は僕の元住の地なり」と語る内に、醜兵数多出で来て僕等を圍む。荒國見別叫びて、「吾等は日嗣大君の御先にて國見に来れる者や」と彼國言にて告げしに、増々進みて天を放つ、僕又高飛して石降しを爲し

たるに彼等畏れて散りしも、再び前より多く出で来りしが故に、僕等退きて高山に登りて彼等を討つも、醜等益々多く集ひ来るが故に元來し途を歸りて大隈地に來り、其國の長を召したるも、荒國見別其國人の衣を借りて國中を探り來りて曰く、「其國長前に命の高飛石降らしに一度は驚き畏れたるも眞の服ひ爲さず、北の大廣國の長と語り合ひて吾等を攻めん策をなしつゝ、武夫多く集ひ居れりと聞けりと報らす。僕之を聞きて、僅かに五人六人しては多くの醜に向ひ、敢ふ事難きを悟りて、先づ元の水戸の地に歸りて良き策せんと思ひて退く。此大川水戸は人家二千餘りありて、前に荒國見別が治りし國にて、彼を知る者多くして、又彼が力ある事を知るが故に及く者あらず、然れ共彼去りし後は、邑長等己が心の儘に治して廣田作りも知らずあるが故に、之を導き訓へて外壇命の幸まして、元境となしますべし備なす。如此して秋の收を終りて后船より歸り、前の離れ小島に一泊をなし、渡越の新國に至りて其所にありし虎蜂國の者等に多くの鋤と糧とを持たし

て彼離れ小島に至りて船の入るべき水戸を作らしめ人事を法り告げ、又高志を巡りて船の装を見て歸り奏すなり。

と奏す、大君大に喜び賞め給ふ。

七年春、國召帝の如く終りて、仲春の初めの日北外垣守天國押日別命叢の國開岐武命及今年初参りの荒國見別并に早隈夫を大靈守城に伴ひ詣で給ひて、天津大靈に報し禱りまして、外垣守命に法り告げますらく、今汝等を彼國に渡さん、彼國人に天津大靈の安國の大法訓へ導きて、永久に天下を可美浦安の國に治めんが爲めなり、今彼國乱れて荒男数多ありと雖、此等は凡て天津大日の降し給へる田人にて、其初めは吾元津國田人の別れ移りし者の末なり、故に又に血ぬらさず、矢を威出さずして鎮むる策をなして進め、今既に大法忘れ元津御祖を忘れある者にて、愛心以て訓へば其元魂に返して安國大法を悟り得人者ぞと勅り給ひ、又荒國見別に能理前彦と名を賜ひ、早隈夫に國開彦と名を賜ひて臣の段に列ね給へり、此二人の異人大

に喜び、大前を退りて叢武に向ひて白く、僕等前に大臣等に會ひ奉りて后は、安國の大法事を訓へ給はり、又皇國人の心清しく睦び合へる様を見ては、僕等の國人の禍々しく何事にも言ひ争ひ事するに並べ比らべて奇しく慕はしく思ひしが、心密かに思へらく、國人少なく新地多きが故に争ひ心の出でぬは理ぞと考へ居りし。然るに此度高市に召されて参上る道すがらの國々は高志路も日立路、三野路とも國々の隈々隅々悉く開けて人家の多き事僕等が元住の虎蜂國に二倍したり、又此中津山所の國に入りては、至る所長屋地のみにて、奈良政を除きては木幡より此高市迄は田畑を見ず、如此國人多に住みたる所には曲心の者も多く雜り住まん、大君の坐す大宮は十重二十重の石垣土築以て最もしく築き住まよむは危ふしと思ひつゝ來りて、大宮の外垣の所に至れば石柱の透垣あるのみ、又内玉垣の薄き板垣圍りして安らかに住みますを拜みて、初めて安國の大法事の眞を悟り、又大君に眞見を奉りては高々しく尊く自から身ちゞみ心なへて仰ぎ見奉る事か甘はず、眞に現津神にま

しませ事畏しこし、如此ましますが故にこそ天津大靈の大御心の儘に大法勅らし、  
僕等の卑しき者に名々へ賜はり、御先に任せまし、は畏こしとも今は全く僻心去り  
て清々しく、生命の在らん限りは外垣命に仕へ奏して勳まん、と泣けり。於是大君  
外垣天國押日別命に名張の奇古真金以て作らし、八握劔及真鹿兒弓矢を賜はりて、  
此日の真日中に皇子等威立ちまして古志國岩船の水戸より諸岩船装ひて船出ましま  
せり。

(木) 関東開拓

於是日立路君花垣八重彦命は富之命と共に力を合せまして、大川荒國を治め固め  
給ひて多くの新國初め給ひ、大宮地を大川の川上幸小玉の國の金岡(武藏兒玉所附  
近)を清地と定めまして、鎮めの地となしませり、其宮の西に天津大靈と大地御祖  
とを齋き祀りまして、朝に夕に拜みまして安國禱り給ふ、又春夏秋冬には豊田の奇  
野(武藏大宮附近)の假宮、大沼富野の高岡(印幡沼附近)の假宮に幸でまして、

新國開きを見巡り給へり、又富之命は田作部、蚕飼部、麻作部を率ゐて、荒川辺に  
高畝作りて川水の荒流れを防がし、又は高所の填土以て沼地を埋めて廣田地となし  
まし、又山部には蚕飼、麻作りを教へ、女小人には糸繰り、麻透き、衣織の業を教  
へ導かしめ給ひて怠給はず、又盾幸彦は四方より移り来る田人を北に導き南に伴ひ  
て、富之命の開き進みます國に移し住ませしが故に、前の葦原は真穗之重穗之瑞穗  
の國となれり。

此年夏、鹿島國の北にある、大川(久慈川)大に水張り出で、御田多く流る、富之  
命直に至りまして、鹿島君を援けて高畝修り理め坐し、時、黄金を得給へり、之れ  
奇ひなりと思ひまして、其處隈々探り見給へば、川水の水張り流れし跡に多く黄金  
あり、命鹿島君に向ひて、「此川に古より黄金出でしや」と問ひませしに、鹿島君  
答へて、「僕未だ之を知らず」と言ふ、又其川辺の邑長を集へて之を聞かしめませし  
に、何れも古より其事あるを聞かずと白せり、富之命、「此川の水張しは、淡加美の

大君に黄金奉らせんの高木なりしなり」として其川名を奇川と名付け、其地を奇縣と名付けて、猶其川上を末ぎ行きまして金狭地を得給ひ、大に喜びまして此由鎮宮に報し給ふ。路君も之を聞かして、唐幸彦を伴ひて來り見給ひて、親から勅取りましたして黄金取りなします。又唐幸彦を高市に參る上らして、取り給ひたる黄金一袋を大君に奉らして、金取部下し給へと奏させり、大君之を聞召して宣り給はく、「吾國久しく金原を得ざりしが、前に荒國見別北の新國にて末ぎ出し、又日立より新たに之を得つるは吾國の榮えん幸徳なり」として其金狭を幸奇の金原と名を賜ひ、又富之命の子にて内臣なる者に真幸奇と名を賜ひて、金取部の長となし、鹿島君の子高垣彦を奇縣主と法定め下し給ふ。

其後日立君鎮宮に還りまして思ひ給はく、「此處古より幸玉小玉の國と言ふ、或は玉の出づる處もありや」と考へまして、諸臣等をして探らせませしに、南の山狭地より、真清玉、青玉の出づる山ありと言ふ。君大に喜びまして、果して吾思ひし如し

と宣り給ひて、其所を新玉縣と名付け給ひ、又豊玉縣を末ぎまして、玉作者を得まして之に玉作りを任せます、此者は遠き古、天下繁住彦火々出見命の御世に此國に玉作部として下りし幸玉命の末なりと言ふ、此事又高市に奏しまして、新玉縣と任せ給へり。

如此處に三野路君より駿河の大川上の玖摩國より黄金出づると一袋を奉り、金取部を下々人事を奏し遣る、大君増々喜びまして、三野路君の子田玉彦を全部の臣として其國に下しまして、黄金の出づる處を見せしめさせしに、御田間かん葦原草野には至る所より出づると言ふにより、其所を金田縣と名けます、如此して今年は田畑穀物も良く熟りて、黄金、真玉多く出で、可美の浦安國の眞の皇國となりて終れり。

(v) 稻水命復命 白木平定

八年、九年も、初春の國召も帝に増して、元津島根の四方國は海辺山玖摩の隈々迄

能く治まりて、大君の萬代を祝ぐの聲のみなりしが、九年の秋、外垣君稻水命、天國押日別命と共に參る來まして、報言し給ふ、稻水命の奏されまし、言は

「吾先に早幸彦をして奏せし如く彼國に渡りて、其國を奪ひし大身醜及北より來りし虎蜂國の荒醜と力を合せて吾を防ぐが故に、前に乞ひ置きし如茂紫の夷守夫の機を借りて之を攻む、吾伴を二手に分ち、右の海辺の路は有明彦と宗形之香波彦とせして進ましめ、左の海辺は久須彦と多々良武に米久美知理を導引として添へて進ましめ、吾は空港の速男と阿波彦を伴ひて中路を進み、又松浦の早幸彦をして別に海辺の漁人等を率て船より西の海辺の鬼族を討たしむ、然るに川上の山には既に彼鬼等多くの甲兵以て防ぎ場固めて在るが故に安く進を得ずしてある内、雪多く降り來るが故に彼の進み出づるを待つのみ、然れ共彼出で來ず、其時吾思ふに、「彼鬼等此大雪に出で來ず知きは、只力あるのみにて賢あるにあらじ」と悟りしが故に、密かに久須彦等をして西の大川辺を強討たしめ、其川上より彼鬼等

の后方に廻り討たしむ。然るに其所に居りし北の荒醜之を知りて迎へ防ぐ、久須彦等多く長穗矢威出して攻むると雖も、大雪に使悪しくして進むを得ず、彼鬼又進み來ずして春に至れり、此時東の海辺を進みし有明彦が伴部東より廻り進みて鬼族の后方に出でしにより、鬼族大に驚きて山の防を捨て、北の方に逃ぐ、吾又逃ぐるを追ひて進みて大身鬼を群矢に殺せり、益々川沿地に退進みて其川の木戸の廣國に至る、此所は白木國の真中の地なるが故に此地を假りの住宮として、既に服ひし國の田人を安めて后に再び進まんと思ひ、其北の山々を防ぎ場となし、繁垣結ぶ繁盾並べて久須彦等を防部となし、有明彦を田人部となして國中の田人を慰め教へ巡らしむるに、何れも久しき年月に荒鬼等の荒法によりて田人に勇心なく、御田も多く畑地となりて粟豆のみ多く、稻作り少なし、其故は彼鬼等田作物を徹りて償ひを爲さざるが故に、自から徹りの少なき粟豆を作るに至れるなりと言ふ、故に國々の勅等を集へて、古の安國の大法によりて廣田、狭田、廣畑



狭畑の徴の厚薄を法り定め勅まし作らしたるが故に、其秋は田畑の穀物大に熟れり。又早幸彦をして筑紫より織布多く運ばして、徴物の償ひとして田人に與へしめしが故に、田人皆喜ぶ事限りなく、益々勇み勵むが故に、次の年には國乱れざる前よりも良く熟りて田人悉く豊かになれり、又筑紫の織布の償ひには、比國の全部の貯へ置きし黄金を與へしむ、又筑紫の織部を招きて、衣織の業を教へ導かしむ。如此して二年の間には國中凡て日嗣大法に服ひて、再び及かん醜心の者なきに至りしにより、次の春より再醜討ちを始む。東の海辺は凡て狭國長く續きて醜の潜む處なくして、皆安住爲るを以て西の海辺より進み討つ、此假宮地は大川ありて東より西に流れて、其川上よりは多く黄金を出すにより、黄金廣幸國と名づく、之地を出で、北の山々の右方に又大川廣國ありて、守城は大石小石高く積上げ高城圍らし、其國の境には數多の甲兵を出し守りして吾前を防ぐと雖も、吾先件は山尾を巡りて諸小川の川上より長穗天威出しつゝ進むが故に、醜甲兵も

防ぐ術なく悉く高石垣内に逃げ入れり、然れ共其高石垣、西の海辺より東の山辺に至る迄、大川の彼方に長く築き連ねて防ぐが故に、吾先件進み討つに難し、又吾海部の伴夫も、彼醜舟を盡して防ぎ戦ふ故に之又進む事を得ずありしが、夏の終りに早幸彦多くの船に小木、枯草多く積みて、西より荒風の吹く日に之に火を焚きて醜船に向け放ちしが故に、其大船醜船を襲ひ進む、早幸彦凡ての船伴をして雄詰合して強漕して討ちしが故、醜船或は火け、或は沈み、或は陸に打附け破れて悉く亡び、餘れるものは皆石垣内に逃げ入る、又東より久須彦遠く川上地を服はして醜の后方に出でしが故に、彼醜等大に畏れて北の方に出で逃げ走る、吾等猶追ひ進みて、外所世の境なる大川水戸に至りしに、其大川には甲船多く繫浮べ、大川上より限りなき甲兵出で來りて吾等を圍み攻めんとするが故に、吾は二日路ばかり退きて、船伴をして群島の陰に隠し、又久須彦、多々良武を山中に隠し、吾等は香波彦等と逃ぐる似して退く、彼醜勝に誇りて追ひ來る處を、山中よ

リ久須彦等長穂矢威出しと出で討ち。又島蔭、水戸蔭に隠れ居りし早幸彦等が船  
伴出で討つ。此際に吾強進み討ちしが故に、醜等多く傷つきたる者を遣して逃げ  
去れり。然れ共彼醜等は、夥しく外國より新らしき甲兵送り來りつゝ防ぐが故に、  
其大川の甲船悉く破らざる限りは之を亡ぼす事能はず、故に繁垣・繁盾並べて固  
く守り防ぎて進み討つ事を止め、寧ろ既に服ひし國を治む。彼醜又至る所に敗け  
て、畏ぢ心出で、進み來らずして其年を終れり。吾其戦を止む隙に、彼醜の后方  
の外所世を先づ服はせでは、此醜を悉く服はするには永き年月を重ねざるべから  
ずと思ひ、前に捕へし傷負醜を慰め養ひ、之を其元住の國に歸して、天津大法事  
に服ひし白木國の豊なる田人の事を談らしめんとし、早幸彦の船伴を悉く甲兵に  
似ねて甲衣を着させ、其船も甲船の形となして夜の中に船出せしめ、其國に傷負  
醜を送り返し、又早幸彦は偽甲兵を大川の西に上せて高呼して曰く、「日嗣の御先  
既に多く船にて后の方に攻め來ませしが故に、吾國皆服ひて、吾等も既に其先に

加へられ來りて汝等を夾み攻めん」として長穂矢威出し、又川中の甲船を討つ。醜  
等之れを眞言として逃げ散る。川東の醜其友醜の逃げ散るを見て驚き、又后方既  
に服ひぬと聞きて、水を渡り船を争ひて逃げんとして、川に溺れ死する者多し。  
此際に吾等も雄詰合して進みしが故に、雪氷に畏じて吾等の進み得じと怒りし處  
を、后前より攻められて悉く逃げ去る。二日計りの中に、川の東には一人の甲兵  
なく、又大川の甲船皆吾物となれり。此戦にて大川辺及川西の海辺悉く服ひし故  
に、其國田人を赦へ導き、山尾毎に防部を置き、繁垣・繁盾並べて其醜の再び來  
るを防ぐ。然るに彼荒醜等は、后方の服ひし事眞ならずと知りて大に怒り、來り  
攻めんとすれ共、前に負け逃げし者は畏ぢて進まず、傷負醜は全く田人に歸りて  
安國の大法の嚴和にして田人を苦しむるに非らずと談り傳へしによりて、其國人  
却て荒醜を追ふ。吾又深く外所世の地に入るには、猶良く白木國を安め理めて后  
にこそ進み入らんと思へるが故に、此地を國平縣とし、阿利奈禮川を國平川と名

つけて、久須彦を國臣となし、多々良武を守伴長となし。吾は前に醜の捨てたる石垣城の處を頭宮地と定め、平安國元とせり。又川辺の石垣は悉く壞ちて平地となし。國田人の心を安めしむ。如此して其年は異事なく、田畑の穀物、衣織の業も大に開け、田人悉く喜び服ひしか、其次の年の春、久須彦より「前の荒醜再び多く甲兵率ゐて來り攻む」と報し、により、今度こそは其荒醜を全く亡ぼして外所世の亂を救はんと思ひ、有明彦をして國の武夫集へて后より進ましめ、吾は直に凡ての伴部率て國平川を渡り進みしに、彼醜既に吾山尾の繁垣前に迫り來り、山とかく谷狭となく、彼甲兵以て掩へり、吾高山に上り長見して、帝の戰にては防ぎ得ずと思ひ、東より風吹く日を待ちて、至る所の山に火を發ち、雄詰合して長穗矢威出せしに、彼又驚き逃げ散る。然れ共又來り迫る。吾伴部は山尾より甲兵を長見して大石小石を投げ下し、又長穗矢威下す前に山を焚きしが故に、醜甲兵隠るゝ所なくして皆傷き倒れて進み得ず、如此すると雖も醜の甲兵夥しく、吾

南の防ぎ守得ずと思へる時、有明彦又多く武夫率ゐて來り援けしが故に、漸く之を防ぎ得たり。彼醜甲兵多く吾に二倍したれ共、吾方は山尾を防ぐが故に彼上り進む事を得ず。又海部は醜船悉く吾に捕り盡すが故に海邊を進む事又能はずして又向ひ合ふのみにて久しく戰なし。吾思ふに、彼既に白木を退けれ、又國人にも追はれて再び出で來ずと思ひしに、今如此前にも増して多くの甲兵を率ゆるは、必ず彼一人の力にあらじ。其國主の援けを得來るるべし、然りとせば永く向合ふ内には外所世の甲兵盡して來らん。其時は吾如何に思ふとも、其兵の多き少きにて吾勝つ事を得じと悟り、良き策事を思ひ出さんと考へ居りし間に、春も去り夏の半となりし時、最と北の端を守り有りし久須彦より「僕の前の甲兵等、僕が攻めざるに自から退き去りしは怪し、或は皇子の坐す處に集ひて強攻せん醜が策にはあらずや」と報し來る、此時吾防ぎ場は、北より南に一日路餘りの長きに亘れり、其次の日久須彦の南にありし阿波彦より又同じ言報し來れり、吾も怪しと

思ふ内に、吾前の甲兵も何事にか驚きし状して乱れ退き、吾之を見て其後の方に事發れりと思ひ、凡ての伴先を強進めて追ひ討ち、追ち進む事三日計りにて西の大川辺に出でたる時、北の方より皇國裝ひの多くの武夫の進み來るに會ふ、吾怪しみて長見するに、嚴武が伴部なり、吾大に驚き喜びて、其此處に來る故を問ふ。嚴武又喜びて、「朕國と共に外垣外所世治すとして大法受けて來れり」と告ぐるによりて初めて其故を知り、一日路北に進みて朕國と會ひて、其より共に力を合せて外垣外所世悉く服はして后參る來れりと報奏し給ふ。

(1) 朕國押日別命復奏

朕國押日別命又報奏し給はく、

「僕大命以て古志國岩船港より岩船裝ひ、古志之臣阿賀武及其國の武夫千人を率て鶴田の港に至り、其處に集へ待てる嚴武の伴部を合せて、初め荒國見別が船出

せし處に至り着きしに、先に大鳥命の法リ置きませし如、武夫之旅舎悉く調へありしを以て其港長を招き之を賞め、幸朕待旅と名を與へたれば、彼大に喜びて、僕久しく此地に住みて親族家も多く殖え、又他所より移り來る者も多しと雖も、素より國治す術も知らずありしに、前年荒國見別來り給ひて暫く止まりまして、國朕の事も少しは知るを得たりとも、其後荒國見別此地を去り給ひし後は、僕此地の長と甘りてあれ共國人の互に争ふ事を治す事能はず、只家族の多き故に僅に長たりしのみ、然るに荒國見別再び大鳥命を導かして來まして、安國の大法も悟り得、又天津日嗣大君は、大鳥命の如き奇しひの大臣数多まして、四方國に使はし給へりと聞き知りては、僕が此迄天下には荒國見別の君最も武くまして、次には僕のみ、と思ひ高振りし心の愚なりしを悟りては、後の世も恐しと思ひ、其心の穢れ償は人には、孝行して日嗣の御先の幸でましを待たんと勵みしを、今大皇子の御賞を得たるは、僕が歡び假令ふるに物なし、此嬉しき心を永久に忘れざる

爲め、此地を喜比元國とす事を許し給へ」と白す、吾之を聞きて其心を憐みて之を許す、此所に二十日餘り居りて、其海辺の國を見巡り、北の方の大港に至りしに、其處にも人家五百ばかり、人住み居て、其邑長にて伊武呂と言ふ者迎へて白く、「此地は初め喜比元國より別れ移りしと言ふも、帝には交もせでありしが、前に大島一つ南の方より飛び來りて、乍人と化りて怪しき言云ひて、又北の方に飛び去れり、之を見て、或は幸ひの事を起り來たらん兆なるべし、と心に畏れ慎み居りしが、南の大川港にて元津日嗣の御先皇子を迎へん装を爲すと聞き、先の兆しは此なりしと悟りて、其出でましの日せ待ちありし」と言ふ、法前彦、其國の言靈にて安國の大法の事を告げ談り、又此北に國ありやと問へば、「此所より二日路計り北に大淡海ありて、其辺りに少し住むとも雪國にて食しき漁人、狩人のみなり」と言ふ、吾此港を奇鳥港と名付けて、彼長に奇鳥見別と名を與へしに、大に喜びて、奇しき獸の皮数多上りて白く、「寒き國に出で來りて、冬の日を凌

ぎ給は人に便良き者なり」と言ふ、吾其地より元國に還りたる時は、椎根津彦北の新國にありし荒國見別が族及び檀、武器数多運び來りて待り、於是吾伴部は二千入あまり、之を三手となし、前伴は嚴武之を率ひ、國彦彦を導引として副へ、后伴は阿賀武之を率ひ、荒國見別が族にて北の新國に居りし者にて速知男、之れ賢ある者にて廣田狹田の法も知る者なれば之を副へて田人を導引教ふる事を任す、此伴は富之命の法によりて蚕飼、田作に長けたる古志人及新國に居りし荒國見別が族にて五百人なり、吾は荒國見別、法前彦及び熊勝男、早見別、勝速彦一千人を率ひて進む、嚴武は前に大島命の見別ましたる途より進みて、山西の大川川上の大隈國に入るも、住人少く大木深草之國なり、其大川辺には、石壁住みの漁人、狩人のみにて、田人を見ず、又長人なく、己が私心にて住む者なり、之隈荒の地を見捨て、南の山を越えて、又大川の大隈地に出でたるに人多く住めり、此地は前に大島命の初めて飛石爲しませる地にて、石飛の隈國と名つけ、川上の地

を治めて川下の地に出でんと計りしに、川又の山口に甲兵多く住みて吾御先を防  
ぐ。嚴武長徳矢威出して討ちしに皆逃げ去る。之を追ひて一日進みしに、甲兵数  
多率わし大醜三手に別れて吾先を防ぐ。吾中伴の早見別急が高所に登りて醜を長  
見して報さく、醜の甲兵甚だ多し、帝の戦にては勝ち得じ、良き策を為し給へし  
と言ふ。吾之を聞きて、嚴武をして一日退せし。前に甲兵を追ひし山口の川又の  
地に至らしめ、前伴を二手とばし、左右の大木深草の蔭に隠して甲兵の來り攻む  
るを待ちしに、果して追ひ來り、吾伴の少きを見悔りて強進むが故に、吾伴悉く  
戦はずして川上に逃げしかば、彼甲兵等勝に誇りて怪言高叫びつゝ狭路を競ひ來  
る。其深く來るを見て、吾伴雄詰合して先徳矢威出したるに、彼甲兵共驚きて少  
し退き、又來り進むを、嚴武が隠し伴又雄詰合して難き出づ、甲兵大に驚き退か  
んとするに、大川辺の狭路にて半ば川に落ち溺れて逃るに、又左より吾隱伴飛び  
出し長徳矢威出すに増々驚き逃ぐる處を、又右より雄詰しつゝ、吾伴飛出して難き

伏す、又逃ぐる處を左より長徳矢威出し雄詰合して現はれ討ち、猶逃げ行く先の  
右より難出で、攻め追ひ強進みせしが故に、彼甲兵半は傷つき、半は溺れ死に、  
僅に醜長は免るゝを得たり、然れ共其川下の小岡に、石垣固く周らせし守城あ  
りて、其内に隠れ入りて防ぐ、吾伴部其石垣に登り攻めんとすれ共高くして登り  
得ず、又之を周り圍はんすれ共、其石垣長く廣くして、吾伴部少く圍み盡す事  
能はざるが故に、吾思へらく、「今初めの戦に彼醜思はざる大敗して、畏心水で、  
急ぎ戦はんとする心無かならん、吾等之を長く圍みある内に、吾伴部の少きを彼  
等に知らしめば悪からん」と思ひ、夜の中に一日路計り退きて、傷付きたる甲兵  
を拾ひ求めて憐み慰め、其傷を癒さしめ、法先彦をして安國の大法訓し告げて、  
其元住の地に還りて田人となり、乱れの平の日を待たしむ、彼甲兵皆喜びて歸り  
去る、吾又后伴をして石飛隈地に廣田、狭田、廣畑、狭畑の法を教へ、携へたる  
稻種、麻種を蒔き作りしむ。如此して彼醜の守城を出で、攻め來らん日を待ちて

次々に七ぼし盡す人事を兼りしに、前に歸せし傷負甲兵等其元住の地に至りて、  
天兵怒るべし奪むべしと告げ傳へしが故に、國人悉く畏れて、種々の物を持ち來  
りて服はん事を乞ふ者日毎に多し、如此して其年の秋には、石飛隈國の吾伴の教  
への廣田悉く八握の垂穂稔りて、古へより此國人の知らざる瑞穂國を見て、其田  
人の驚き喜びて言ひ傳へ聞き傳へするが故に、醜の元國の邑長等悉く談り合ひて  
來り乞ひて白さく、「東の元津島根に日嗣の大君まして、日知之御田人の瑞穂作り  
せりと聞けども、其國遠くして正見するを得でありしが、今其日嗣の御先皇子幸  
だまして此國に瑞穂開きますと聞きて、前の日南の隈地に至りて正見して來れり。  
僕等は初め、天兵來りまして奇日の戦まします事を聞き、畏ぢ縮み居りしも、只  
一度の大勝のみにて戦ましますず、専ら田人に瑞穂作りのみ教へませりと聞き、  
疑ひ迷ひありしが、隈國の瑞穂作りを正見してよりは、一日も早く御先に服ひて  
安國の大法受けんと議りて來り真見ゆるなり、之れ許し給へ、又僕等の家族の内

にて、荒生に従ふ者は悉く招き歸したる故、進みまして荒生を追ひ給へ」と言ふ  
吾之を聞き、其真言なるを知りて彼等を賞め、嚴武をして彼醜城に至り見せしむ  
るに、果して守城の甲兵少なし、嚴武等強進みて、一の外垣門を奪ひて薙ぎ入り  
に入りて醜主を末むるに、既に南の方へ逃れ去れりと言ふ、其報せに吾も進み行  
きて、其高石垣を設たんと爲したれ共、其石捨つべき所なきが故に、又其内の高  
處を平地と均して高挾地の廣畑となしたり、此處より北の方は廣國にて、古志の  
廣國を三倍四倍したる平地にて、三日餘り北に大なる淡海あり、其淡海より流れ  
下る大川は未だ吾皇國にて見し事なく、小幡の大川(山城木津川)の二十倍もあ  
りなん廣々なり、如此國巡り見る内に、大地木り雪又降るが故に、醜城の跡にて  
冬籠をなし、次の春に至りて、南方に五日計り進みて山狭に入りし時、又甲兵を  
見る、之を追ひて山を越え、小川の辺りに出づ、此小川は南に流る、之れ前に大  
鳥命の出で給ひし處なりと思ひしに、法前彦「然らじ、其處より二日三日猶北な

リと言ふ、此地に又甲兵少しあるを見て、追ひつゝ南に進むに、千人計甲兵防  
ぎ居りしを又討ち退けて、大川の川又の地に至る。法前彦白く、「此國こそ虎蜂  
國なり」と告ぐるに、吾大に喜び、「初めて吾未むる處に至りし」と言ひしかば、  
后に初至國と言ふに至れり、此時東より流るゝ小川の彼方に、多く甲兵出で來り  
て吾前を防ぐ、河の彼方に有る甲兵、日毎に増え來るを以て、吾思へらく、「此虎  
蜂國、甚だ廣くして武夫も多からん、吾此國に來り、北より服ひ附きし者を合せ  
ても三千人に足らぬ少き件部以て、限りなき多くの甲兵と戦は便なし、未だ其甲  
兵の多く増えざる内に討ち懲らすに然かじ」と思ひ、法前彦を急がして石飛隈國  
に至り、后伴の阿賀彦等に其國夫を集へて川上より川の彼方に出で、醜の后より  
高雄誥して討ち出でしむ、待つ事十日、此間にも醜の甲兵益々加はれ共、吾長穗  
の遠夫に畏ちて川を渡り來ず、然る處に阿賀彦、法前彦を先として來り、川上よ  
り雄誥して甲兵の后に攻出づ、嚴武又川上より渡りて薙ぎ出でし故に、甲兵驚き、

乱るゝ隙に吾又川を渡りて進み、熊勝男、勝速彦等薙ぎ進み、早見別長穂矢威出  
して馬に乗りし醜長を射倒す、吾件部之を見て雄誥合す、嚴武が件部何れも薙術  
長けたる者のみなるが故に、長劔一薙ぎ毎に二人三人づつ誅する、又早見別が長  
醜未つゝ威出す長遠矢には、一人傷つく毎に其周の者悉く逃げ散る、如此して追  
ひ討つ吾勢に、醜族顧み防ぐの隙なくして悉く大川辺に押縮みて、大川に浮ぶ船  
を見出しては競ひ乗るが故に、船自から沈み、船得ざる者は川に飛入りて泳ぎ去  
らんとするも、川廣くして彼方の岸に至らぬ内に沈み溺るゝ者多く、只畏ちに畏  
ちて服はんとする心更に出でずして、自から足の歩み縮み疲れ伏す迄は逃げ人逃  
げ人の心のみ、漸く高處に踏みこらへ顧み防ぐ者も、今は吾件部の合せ雄誥のみ  
に畏ちて逃げ遠くに至りて、一日の中に全く平ぎぬ、次の日も猶進み追へ共、夜  
の内に遠く逃げ去りて、只路々甲衣鈍刀の落ち散る者多きのみなり、如此大川辺  
を進む事四日に至りて嚴武來り、吾父皇子に合ひ奉りしを報けしにより、喜び迎



へて大命に依りて來れる事を告げ報して、其地を諸合國（奉天附近）と名づけ、  
其川を諸合之醜平川と名づけて、其年は父皇子と共に諸合國を治め、安國の大法  
を其國人に示す事に勵む、又熊勝男をして石飛隈國を治らさしめ、早見別に國侯  
彦を副へて、前に荒醜追ひし石城の廣國を大淡海國（ハルビン附近）と名づけて、  
之を治らさしめ、又川又の獸の所を威勝國（鉄嶺附近）と名づけ、阿賀武に勝速  
彦を添へて治らしめ、諸合國を久須彦をして治らしめ、海辺の國平縣（安東縣）  
を香波彦をして治らしめ、吾は伯父皇子と共に嚴武、法前彦等を率て國の隈々隅  
々を巡り見つゝ、田人を慰む、凡て此國は廣くして、田人又繁住むと雖も悉く貪し  
き者のみにて、田も畑も敷蕪なるが故に、田人は互に串刺の争ひ断えず、力ある  
者は弱き者を追ひ、賢ある者は國主に雜言して他人の田畑を奪ふが故に、凡ての  
田人に安住の心なくして、日毎に西に東に漂ひ歩く者多し。之等の者を北の大淡  
海國の荒地に移して國開かしめ、元住の田人には廣田、狹田の大法に従ひ作らし

む、又法前彦が族の吾北の新國に在りし者は凡て教部となし、法前彦之が統臣と  
なり、日嗣の安國の大法を談り廣めしが故に、一年の内には悉く服ひて一人の及  
く者なきに至れり、前に逃げし國主も漸く大川を渡りて川西の地に至り、其地の  
武夫集へて再び攻め來らんとすれ共、前に逃げ歸りし甲兵等は未だ畏心去らず、  
又新たに集へんとする武夫等も、一度は其招きに集ひ來れ共、川東の威勝國、諸  
合國の田人等悉く安國の大法に服ひ樂しむ事を聞知り、又川西の田人も密かに吾  
大法に慕ひ服ふ者繁出で、及て國主を攻め人狀あるを以て其國主の伴甲兵日毎  
に逃げ散るが故に、今年の春其國主終に參り服ひて白さく、僕は世々此國主とな  
りて久しきに亘れる者の子なり、幼くして父に別れて長臣の按によりて國主とな  
りしが、其長臣も早く死して又僕を援くる者なし、然る内今より三十年餘り前年  
に、國の大君の勅使なりとて來り、此國を讓れと言ふ、僕其時成人て力もありし  
が故に、假令大君の勅命なりとて故なくして他人に國讓り能はじとて、其禮なき

を責めて追ひ歸したるに、其次年彼使となりて來りし者數多の武夫率めて來り攻むるが故に、之を向へ戦ひて終に其者を殺す、其時僕が伴の内に、白木猛夫ありて能く戦ひしが故に、之を責めて臣となし、白木大川に沿へる縣主となしたり。其後彼屢々白木國を攻めて奪はん事を僕に勧めしかど、故なく他の國を取らんとせば、前に吾國を取らんとしたる者の如く生命を亡はんとて許さざりしか、彼終に己がクにて其國を奪ひたり、然るに、前に其國に及く者あれば、之を平けん爲め少し甲兵貸し給へと言ふにより、千人計り與へたるに、猶足らじ多少しと言ふにより又千人與へしに、其の次の年には前に與へし甲兵歸り來りて、僕が國中を巡りて、戦は面白き者なり、攻むれば必ず勝ち、勝てば多くの宝を得つ、と談り誘ひしが故に、少し力あらんと思ふ武夫は皆出で向ふ、僕之を知りて止めんと思ひ居る時、彼白木猛夫自から來りて曰さく、白木の及きし魂力餘りて終に僕を追へり、又此國に攻め入りて悉く國奪はんとす、親ら出で防ぎ給へと言ふ、僕初め

に思ひし如く故なく他人の國を奪ひたる彼の其國を失へるは彼の罪なり、然るに白木國の者、彼を追ひしのみならず吾國をも奪はんとするは甚だ悪くし、之れ防がんとして國中の武夫盡して自ら出で防ぎし内に、北より又此國奪はんとして來る者ありと聞さし、初の内は吾國の北には強き國あらじ、若しありとするは吾弟、武き者なり、能く之を防ぎ得んと思ふ内に逃げ歸りて曰く、東の方より白木國の御先と言ふ天兵降りて奇法以て僕を追ひて來りますと報ふ、其天兵と言ふ兵の數は幾人ぞと言へば、一千人餘れる少し計りなれ共、國人戦はずして服ふを見れば悔り難しと言ふ、僕其時は心優り居れば、如何に天兵なりとも僅か千人、二人にて此國を七ぼし得じと思ひて、先づ弟に五千人を與へて先行きに防がしめ、日毎に川西の武夫集へて送り増やせしに、少時ありて悉く敗れて逃げ歸り、又白木國人に向ひし者も逃げ歸りて、終に僕も川東の元住に居る事能はずして川西に退き、再び勢を作りて元住の國を奪ひ返さんとしたれ共、弟も白木猛夫も皆

誅され 又國民自から離れ去りて 日嗣の安國に服び安住みせんと言ひて  
僕に従へりし古き伴すら逃げ散るが故に 初めて古より傳へ聞く東の日知國の曰  
嗣大君の御先なりし事を悟りて今來り眞見ゆるなり。假令僕が元心より大皇子に  
向ひしにあらざとも、之を悟る事遅くして多くの國の武夫を失ひし罪大なり。御  
心の儘に罪し給へしと泣き乞ふ。吾其心の偽ならざるを知り、父皇子に譲りて、  
彼を川西國の治ら任せ。彼に吾知男と名を與へ其國を吾知國と名附しめ。又安  
國の大法授けて、多々良武を其副として其國に行かしめ。全く國平終りしが故に  
終る上りしなり。

と報り奏さる。如此長物談りは三日四日續きて、或は喜び或はかなしみて談り決ま  
ます。大君宣り給はく、「吾兄命には、熊野浦にて離れ奉りし後は、日となく夜とな  
く思ひ苦しみが、其后南外垣又は西外垣群島の事共聞きて、正しく異事なく任せ  
に勵ませせりと悟りしに、今父子共に勇ましく歸り來ませるに會へり、之皆吾高祖

天津大靈の帝に守り導引かし坐すにあれしとて天を拜みまし。又西君をねぎらひ給  
ふ。又北外垣を虎蜂國と言ふは悪しと宣ひて、天告知國と名を改めましめ。此西  
君共に三十日餘り大宮に住み居まして各家族、妃等を率て其任せ國に還り出でませ  
り。

(丙) 彌志呂臣復奏、周の國狀

終秋に、前に西外所世の西伯に賜はりし肥の彌志呂臣參上りて大君に眞見て其國の  
狀を報奏す、其奏す言は、

「僕前年の冬、西伯が使ひとして元津島根の全く平ぎし祝言奏しに其國を出でし  
が、海中にて荒風に會ひて船流れ凍ひて帝夏の國に着さしが、其國大に乱れ居り  
て、其國人の爲めに微の御物悉く奪はれ、生命も取られん狀なりしを、報奏終へ  
ざる内は己が生命にあらずと思ひ忍びて、終に荒男の集に入りて下使となり、忠  
めしく勵む内に三十日も経ぬ内に、荒男の長人僕に曰く、「汝は世の帝人にあらず、

久しく下使の儘に爲し置くに忍びず。吾と共に此國の乱れを鎮めて。吾國王と  
リ。汝を大臣となすは良けん」と言ふ。其時僕心に思ふに。吾未だ此國の乱れし  
故を知らずとも。多彼が言ふ儘に従ひせば。皇國に歸らん使とも爲らん。と心を  
定めて曰はく。「僕も元國にては少し勢もありし者なれ共。乱れを好まず。東の日知國  
に行きて安住せんと思ひて船出する時。荒風によりて此國に流れ來り。伴人は殺  
され。宝は奪はれたれ共。生命は助かりければ。君の法に服ひて早く乱れを治めて  
安住せんは僕の心なり」と偽はり服ひたり。此荒男は元西の國の吳と言ふ縣の者  
にて。帝人に勝れたる力ありと多くの伴を談ひ集へて其縣を奪ひ。縣主と爲らん  
と策みしも却て其縣主に追はる。彼の伴と共に漸く此帝夏に渡り來り。多くの  
宝以て一の邑長を談ひ得て。其所を東吳邑と名つけて次々に隣れる邑々を合せ治  
むるに至れ共。素より安國の法を知らず。力と偽りとを以て邑を合せんとする故  
に田人を畏が爲するのみなり。彼荒男僕が服ひしを喜びて曰く。「是より北は僅か

に一日路にて海に極つれ共。南は十日路あまりの大國なり。吾南に進まんとす  
れば北より押し來り。北に進まんとすれば南より攻め來るが故に吾未だ思ふが如  
く治むる事を得ず。然るに今。汝吾法に従ひて北の弱きを助け。吾は南の強きに  
向はん」と言ふ。僕大に喜びて北に向ふ。之れ其北を服へて其港より早く此皇國  
に渡らんと思へばはかり。之れより僕北の邑に至りて。其邑長を談ひて曰く。「吾今  
荒男に従き居れ共。元心にて従ふに非らず。早く此國を治めて互に安住せんが爲  
めなり。吾此國に來りて日もなくして悉くは國狀知らずと雖も。勢ある國主  
が爲めに多くの縣主。邑長凡て異心以て己れのみの方に頼るが故に日毎に争ひ  
闘ひ。田人に鎮心なく。邑長又安住得ぬ理なり。今吳荒男南に向ひて北に進まず。  
此隙に北の邑長互に小さき争ひを去りて大なる睦び爲せば。力又自から強くは  
り。國の乱れも早く治まるべし。又吾汝等が邑を服はして。其微物を私物とせん心  
なし。吾は又安國の大法を訓へて。汝を田人と共に安住爲らん外には悪しき策は

少しも非らじ、故に汝等今吾談りに服へば互に争ひ闘ふ責を除き却て富を得ん」と  
告げ教へしに依り、其邑長僕が云ふ言に理ありと悟りて曰く、「北隣々へ同じ心とせ  
れば、僕に異心なし」と云ふにより、其邑の賢しき者二人を乞ひ伴ひて、又其北に  
至りて同じ言を談りつ、服はして二十日計りして五邑を服はしつに、其次の邑長頑  
かにして従はず、僕之を強伏せば、後の日の爲に悪しからんと思ひて、返をき、先づ  
服ひし邑々を安國の法に治めて安住の法を正見せしめんと思ひて、廣田、狭田の乱れを  
修め理らし餘りし田人には荒地開きを爲さしめ、漁人、狩人等の得物の値を定めて  
交へ合さしむる故に怠人一人もなく、敷時、串利の争ひ更に出で来ず、今年夏の收  
めは、田畑の穀物常年の二倍したり、各邑長等之を見て驚きて曰く、「僕等安國法と  
は傳へ聞けども之を正見する事なきが故に、古への古物談りとのみ思ひ違り居りし  
なり、如此せば田人の争ひあるなし」と喜び、之より僕を日知臣と尊ぶに至る、北  
の頑邑長も己が邑と境をなしたる田畑の稔り大に異なるに驚き、使して僕を招く。

僕前の日の頑にこりて行かざりしに、彼頑長自から來り服ひて其教を乞ふに至れ  
るが故に、之を許して赴き教へ、又北にくと進みて終に秋の中に北の海辺の港  
の處迄服へ終りて、初めて此皇國に渡る便を得て大船を装せしめ、各邑長には「  
吾日嗣大君の國に渡りて、猶委しく大法事知り得て歸り此國富まらん」と告げ知  
らして漸く渡り参る上るを得たり、又西國は其大國君、妃等邪臣の雜言を聞きて、  
各縣主等を責め懲りて強徴をなしますが故に、縣主謀りて邪臣を追はんとすれ共  
大君許し給はず、然るに西伯が縣は前に阿蘇若彦が安藝行宮の時参る來て彌志呂  
臣外数多援け臣を乞ひ下し、より、川の流の乱れを修め、荒田開き、蚕飼、衣織の  
業を田人に訓へ、住人多く御田少き所の田人は荒田多き所に移し住ませて、敷時  
串利の争を止め、又荒夫ある時は凡て武伴に加へ入れて田人と共任を許さずある  
が故に、大なる縣内悉く良く治まり、他の縣主等西伯を尊ぶ教ひ日知君として其  
法に従ひ、大國君を追ひて大國主と奉らんとすれ共、西伯は前年此皇國に來りて、

前の吾大君より大法受けしを以て、他の縣主等の乞ひを許さずありしが、國益々  
乱れ、田人の苦しみ愈烈しくなるが故に、再び皇國に參り上りて更に吾大君の御  
教を乞はんと思ひ定めしが病起りて得來らず。僕に告ぐるは、「此西外所世國は元  
津島根の日嗣皇國には遠く離るれ共、十年毎に參り上りて國狀を大君に報奏す大法  
あり、大君怠りて其大法に従はずるに至りしも、吾は私心より甘れ共此大法に服  
ふ事を爲さんと思ひ、前に阿蘇若彦を遣はせり。此度は汝使せよ」と宣り定めし  
も、間もなく避りしを以て其事を傳せずありしが、西伯避りし后、其同縣を治む  
る其子の世となりて、父西伯の法を忘れずして僕に改め告ぐるに、「吾父避りし后、  
直に汝を日嗣大君の國に遣さんと思ひしも、父七き后は汝等を放し遣はす事能は  
ず、之れ父の死を聞きて、表に吾父を敬ひし縣主等來りて此縣を乱さん事を恐れ  
てなり。然るに今は又凡て吾を敬ふに至れり。之皆日嗣大君の御恩によりて、汝  
等の援により、今年は阿蘇若彦の參り上りし后十年を経たる時なれば、汝更に

參り上りて委しく國狀を奏せ。又此國の大君既に日嗣大君の天下に在すを忘れ荒  
びてあれば、此儘に爲し置けば此國悉く禍根の國に爲り終てん。又國中の縣主等  
年毎に吾を談りて議長となし、國君を迫りて下け人事を勤むる事強し。吾今之に  
從はずば、彼等私に其國君を迫りて勢を得ば、未だ安國の大法知らざる者にも、  
今荒君を追ひて新たに荒君を立つるは、世の乱れ永久に續かんと思ひ吾病むなり。  
此等日嗣大君に奏して教を得來れ」とて僕を參り上らせしなり、更に御教賜は  
れ

と奏す、大君勅り給はく、「前に西伯が筑紫の高市に來り、吾父大君より委しく大法  
受け歸りし時、吾未だ年幼くして、之を見て、彼西伯能く吾父大君の大法を守り得  
んやと危ぶみ思ひしが、既に三十年餘りを経る后の今年に至り、其子迄之を受け守  
り忍びありしは大に賞むべき事なり。今は其荒君追ふ時に至れるなり、然れ共汝其  
國を出で、既に一年を経たりと云へば、既に其君を追ひ下したらんも計られじ、然

れ共之れ良からん、汝早く歸りて周の世とせらん后は、永久に安國の大法忘るゝ勿  
れと告げよ。又汝が歸らん路にて、前の如き荒風にも會へば再び遅れ人により、吾  
椎根津彦をして珍船以て送らせん。又大鳥命を召し給ひ、汝今、彌志呂臣と共に彼  
國に渡りて、新君を許し立つる事を告げて、大法誓ひを得て來れ」と勅り給ひて、  
五日の間彌志呂臣をねぎらひ養ひ給へり、  
彌志呂臣の伴ひ來りし帝夏國の者にも、多くの宝與へて其國に歸らしむ、  
冬の初めに、大鳥命、椎根津彦と共に彌志呂臣を送りて船出し、次の年の夏に歸り奏  
す、

## 道之臣命在世記 第九卷

神大和威余彦天皇十年より十二年迄、日立路荒野閑懸、  
南外垣常夏平定。

### (1) 國名

治國十年の初春には、前年に勝りて路君、國君、縣主多く集へり、白木國よりは有  
明彦、天告知國よりは嚴武及吾知男、翁長、奇玉國よりは外垣兄彦參る來りて、初  
國治らし、以後初めて外所世國より祝人來りて、何れも御世の榮えを祝ひ奏す、  
(2) 人口増殖、移民計画

今年は前年より年毎に住人多く御田少き國より、日立路、陸奥路に移し住ませしが  
故に、大國小國の境も定まりたれば、大國十、中國五十、小國百とし、大縣五十、

中縣百、小縣百五十に分ち給へり。其中大國は筑紫、豊、日向、諸縣、安藝、出雲、土佐、手取、長門、尾張、豊玉、筑波とす。中國より下は多きが故に言はず。又新たに縣主を定め給ひしは、日立路の狹野、布佐、富浦、陸奥路の佐沼、常盤なり。國中の人家の数は三百四十一萬二千餘りありて、古へ照國、高屋、彦足、彦火々出見命の大法より四十萬の人家を除せり。然れ共千年前の高屋の御世よりは、日立、陸奥に御田多く増えたれば猶二百年、三百年は數薛、串刺の争は出でざれ共、少より策を定め置かずば悪かりなるとなし給ひて、北外垣國の廣野に移し住ません事を嚴武に議り給ふ。嚴武奏さく、「彼諸合川の國は既に人多けれ共、北の威勝國、大淡海の國の如きは、此皇國の凡ての田人を移し住ませて猶餘りの地あらんと奏す。大君大に喜び給ひて、汝任せの國に歸りて、外垣命に此事議れ」と勅り給へり。

(い) 全國より高齢者を召よる  
五日の豊の御饗には、常に無き奇古家の翁等を招じ給へり。之は眞幸五瀬命の御世

より御壽短くなりまして、日嗣治らします世も短く下り減り行くを憂ひ給ひて、大御世を元の如く長からしめん爲の誓として、前に四方國に勅りまして採り置き給へる古家三つの者なり。其一つは山所の山辺縣より參る來れる者にて、祖は大幸嚴日の御世に生れて今年四百五歳、父は阿田山津清見邇の御世に生れて三百歳、子は吾田廣幸の御世に生れて百九十六歳、孫は眞幸五瀬の御世に生れて百九歳なり、又其家族に二百七十歳一人と百九十歳一人、百八十八歳一人、百五十六歳一人、百四十四歳二人にて十人の翁並べり。其二は諸縣の長尾の伊保津彦の家なり、之は眞幸五瀬命の陵所守なり。此伊保津彦命は大靈守天之種子命と同じ年にて、今年百六十三歳、其父は阿田清見邇の御世に生れて二百四十歳、母は同じく二百二十五歳、祖は阿田大幸嚴日の御世に生れて三百八十歳、子は百十三歳、家族の内には三百一歳一人、二百五十歳一人、二百十歳一人、百六十歳一人、九人の翁並べり、其三は三野の鮎見川の川上に邑長をなし居るもの、生奇彦、之れは世々生命長き家にして、前に大



幸最日の御世に祖父子共に五百歳以上の者のみ並べて大君より生奇彦と名を賜ひ、  
其名も生奇と云ふに至れりと云ふ。今は劣れ共、祖は三百五十歳、父は二百九十歳、  
母は二百五十六歳、子は二百十歳、其妻は二百十五歳、孫は百七十歳、其妻は百五  
十歳の七人並べり。

於是大君、山辺の大翁に多奇彦翁と名を賜ひ、其住む處は岡田邑の山狭地なれ共、  
其家族住む處を生幸邑として別に邑を分け設けまして、長く其家族の榮えを誓ひ勅  
ります、其外の二家族は、既に任せある者なれば、只奇玉のみ賜はれり、其奇玉は、  
祖等に赤玉を與へ、赤玉の阿賀良に猶盛りなれ、父等には白玉の白髪は奇翁に勝ぐ  
る迄生きよ、子には青玉を賜はり、青葉の常磐に榮え進めと誓ひ與へ賜へり。孫等  
には赤白青の五十緒頸玉を賜はりて、五十継ぎに榮え住めとなり。  
又内臣、外臣等の高壽の者は天種子命の百六十三、徳女幸日命の百四十、手取國臣  
命百三十、大靈守臣の間靈彦命百三十、同じく御垣守盤境彦命百二十、文部之真知

命の父真知彦高幸命百十九、鹿々國臣百十、吾道臣百三なり、此外は皆百足ひすの  
者なり、縣主の内には、兒湯の高八重縣主百八十を最も古人として、百年迄の者九  
人あり、此等の翁臣等には、百個緒玉、五十個緒玉を賜はる事差あり、翁等皆喜び  
て翁舞を爲し、翁笛吹き三濃の生奇翁高らかに歌ひて舞ふ、  
自ころの、日の出が峰の、天津岩狂高知る如、日嗣の君も、堅岩に長く生ませ、天  
降の、二山峯の大樟木、彌高に茂る如、日嗣の御世は、常盤に榮えます、吾大君の  
可美御世かよ

其歌聲高く清しく、其舞形威高に、珍しく、世に稀なる高壽の翁の如くにあらで、  
年盛りなる武夫の如し、之れ此大御世を守り祝ぎます、天之受女の大靈の憑きて舞ひ  
祝ぎますなりと、集へる百臣等悉く畏こみて見守るも奇し、  
大君又日立路及三野路より奉りし黄金、新玉を集へる者に悉く配ち賜ふ、皆喜び、  
御世祝ぎつゝ、其任に歸る、如此して、國中に貧しき者なく、病める者なくして、又

少しの争ひ訴ぐる者なし、

(二) 道之臣命子あり

此年の夏、吾妻、子を二子に生む、其一人は吾父忍日命に似たるが故に日忍彦と名つけ、一人は吾に似ると言ひて道前彦と名づく。大君聞召して、赤白青の小玉の五十個緒玉に白妙数多添へて賜はる。

(本) 大鳥命、椎根津彦周より還り復命す

初夏の中に、前に西外所世に至りし大鳥命、椎根津彦共に報り奏す。

珍船にて海路二十日計りにて、荒風の障もなくして彼國の木戸に着きたるに、周縣主彌志呂臣の歸りの遅きを待ち得ず、更に奇弟彦を皇國に向はしめんとして船装してありし處に、吾珍船を見て怪しみ居るを、彌志呂臣長見て、奇弟彦の來り居るとして其地に潜ぎ近づきて、互に其由を語り合ひて共に大川を上る、此大川海の如く廣くして、其水赤く深し、其廣大川を潜ぎ上る事又二十日計りして其高

市(錦京)に附き、大殿に至れば、其縣主武彦(武王)大に喜び迎へ入れて白く、僕既に父に別れたりとも、父が前に日嗣大君に眞見えて大法受けし事を継ぎ守りて、他の縣主等の勧め談りにも従はずありしが、此國の大君、益荒法祭出し、國田人を苦しむに依り、僕自から東に參り上りて更に日嗣大君の大法受けんと欲へども國狀之を許さず、前に彌志呂臣を代り遣はせしに既に一年を経て歸り來ず、僕思へらく、彼臣悪しき心の者にあらず、異事なくは急ぎ歸らんものを、其未だ歸らざるは海中にて荒風に合ひしにや、又は皇國の乱れ未だ平がず、大君に未だ合ひ奉り得じやと思ひて萬に探り知れば、皇國は早く既に平きて、山所に高市移しまして大和がますと聞きしが故に、今は彌志呂臣が海中にて失せし事を悟りて、更に奇弟彦を遣はさんと爲したるがれ、今は此國狀の筆りの時最も迫りて、國中の凡ての縣主此地に集ひて日母に議り合へる時なり、幸ひに大臣等の出でましに合ひて、僕等の悦び假令ふるに事なし、船路の御疲癒しまして后、諸縣

主等にも大法授け給へしと言ひて豊の饗出して慰む。如此して居る事十日を経て、國中の縣主悉く集へりと言ふによりて、其集へる場に至りしに、百人計の縣主、大臣集へり、大島命宣り給はく

「吾日嗣大君の命以て來りて、汝等に告ぐ。太古天下悉く乱れて、高浪限建命の大木被の御世に田人草皆亡び、天下豊葦原の根國と成りし后、天津敷波邇々岐命の御世に至りて、元津島根の新田人草漸く殖え繁り來り、其元國に餘れる田人を四方の外所世に移し給へり。此時は即初屋草葦阿得須命の御世なり。此時は新田人草のみにて、修り理めの大法も知らざりしを、次の幸國穗出邇々岐命の御世には、豊葦原の中津國は、天降の國籬石邇々岐命の天津大靈の安國の大法を敷き、ます迄に、新田人の賢出で來て、瑞穂作りを始め榮えり。次に國幸彦火々出見邇々岐命、其大法を外所世に繁廣めんと欲して、御子志良岐邇命を志良岐國に下し、まして、國津高祖建速素佐之男命の太古根國開きの御法に習ひまして、其新田人

を導き教へます内に、此西外所世も其大法受けし新田人住み、益々西に南に繁進みある内に、此國にも亦西の方遠き極國迄新田人繁満ち來たれり。此時の日嗣大君を敷島根邇々岐命と白せり。於是志良岐邇命の多くの御子、御孫も繁増えまして、西方、國を配ち治めませしが故に、天下悉く初屋草葦合得須邇々岐命の御孫の國の美し御國に成りたて、日嗣大君も天津彦彦火瓊瓊杵命と白す御世とせられり。然るに此大和合ひの天下の田人自から安國に慣れ飽き、怠り心出でしが故に、天津大靈の御誠下りて、四方の國中に彦火々繼ぎ出で、此西外所世の真中に高山根穗出で、次々に大きく小さく種々火出で高山なし、禍根附きたる田人も亡び行く、於是日嗣大君の元津島根にも新たに高地穗出でたるは、今の駿河の高根なり、其時の日嗣大君、天下の禍根滅ぼして元の如き美し世に返し給はんとして、更に皇子を四方國に下しませり、故に其大君を高山根彦火々邇々岐命と白す。此時に志良岐に渡りましたるは、志良岐大和命、此國には級長津火和命、此國の西の高

原外所世には天根火和命を各下し治め給へり。此御世より後に、其命の御子等の  
子孫等多く繁殖を給ひて、各其國を狭く境して治め給へる内に、元の兄弟の國大  
る事を忘れまして、各其國の境を争ひ、田人又繁蒔、串刺の争を爲すに至りし故  
に、日嗣大君新たに大法教かして四方國君を筑紫の高市に集へまして、各々争ふ  
事を止めて、國廣く田人少なき所には、國狭く田人多き地より移し住ましめ、猶  
餘れる田人は夜見國の廣野に移し、天下は凡て天津大靈の國にて、其を受け守る  
は吾日嗣にして、四方國は日嗣に交りて治むるのみなり。故に自から己が私心に  
て争ふ理なし、今其理を忘れて争ふに至るは、日嗣の元津高根を疎んずるより徳  
出でするなり。今より后は近き外國は五年毎に一度、遠き地は十年に一度、又極  
國は二十年に一度は必ず元津高根に参ぬ來て、天津大靈の靈守城拜め」と宣らし  
まし。又「遠き國より常に橋根出で來るが故に、之を防が人が爲めに西南北東の  
外垣國の大法定めませり、此時の日嗣大君を天津世狭通日命と白す。此世は今よ

リ二千年餘りの近き古なるが故に、汝等が既に知る處なるべし。然れど此國廣く  
して三つ四つの縣に分れて、其縣主の中に既に大法忘れし者出で來り乱れ初めし  
が故に、新たに元津高根より天津世狭通日命の御孫廣國和命（神農氏）下りまし  
て之を鎮め給ひて、五百年の間は大法守りありしが又大法忘れたり、廣田狹田の  
法を守る者なく、國君又之を治むる事を爲さず、日嗣國に参る來ずありしが、夏  
縣主（禹王）のみは大法忘れず、必ず日嗣に参る奏して安國の大法受け、其乱を  
鎮む、其后又僅かに四百年にして其子孫大法忘れ來て乱る、其内に、高縣主（湯  
王）のみ獨り大法忘れずして、日嗣の國に参る來り常に大法受けて六百年其國を  
治めしが、今より百年餘り前より又來らず、然るに此周縣西伯、其高祖より此方  
未だ嘗て大法忘れずして、國乱れし時と雖も縣主來らずとも其臣を遣はしつゝあ  
り、今より三十年前には、西伯自から参る上りて眞幸五瀬命の大法受け、又此武  
彦自から参る上り得ずとの理ありて、彌志呂臣を遣はして大法更に受けんとする

が故に、吾等大命以て下れるなり。集へる者凡て知らん。此周縣の既に大法により田人を訓へ導き、安國大法の國となりて自から此國統ぶる君となるべき理を示すを、汝等之を悟りて武彦の法を受けよ。

又更に武彦に宣りて、「汝其祖より次々に日嗣の大法忘れずありて今日に至りしも、前に眞幸の日嗣より汝父西伯に法り告げましたる時の誓言忘るゝ時は、汝が國の七びん時なり。今此國の君と爲し得し事は、己が力にて非らず。祖等よりの日嗣に孝行ありしが故との理を忘れずあれ」と宣れり。僕前に雋城飛鳥の神社修むる隙に、西外所世の者より彼國の言靈習ひ置き、又船中にて彌志呂臣に聞き知り悟り居りしが故に、僕が宣りし事凡て彼國臣等能く悟り得て長ニみ驚き聞き居たり。其後は悉く僕等を尊び敬ひ、日毎に次々交り來りて猶悉しく大法教へ給へと云ふ。又武彦も、其國に天津大靈の宮所定めて祀らんと云ふに依り、椎根津彦と議りて之を許し、其宮事奉へ終へて歸り終りしが故に、多くの日を經たるな

と奏す、大君喜び賞め給ひて、猶悉しく其國狀など問ひませり、

(ハ) 皇女降誕

十一年、初春の國召常の如く和はへり。此間に、大妃女皇子生まれさせり、國召しの時生れませりとして、國書足比賣と名附け給へり、生れながらにして笑みませりとして、笑速比賣とも白す。

(ト) 常夏國鎮定の師を出す

此年終る上りませし南外垣奇玉豐滿命奏し給はく、冬の中に、常夏國北の港長佐加美と云ふ者來りて白さく、「常夏久しく乱れありしが、前に彌志呂命來り教へまして、北の方大に治まり、呂長等田人と共に命の御惠を喜び居りしが、前頃より南の方より荒男來りて微り強し、之を拒まんとすれば、多くの武夫率ゐ來りて奪ひ去る故、呂長等相議りて日嗣の宮所に至りて援を乞はんとす。然るに僕思ふに、遠き大國の

宮所迄至らずとも、近き外垣君に譲りて后、筑紫の夷守に乞ひせば早く御援を得んと思ひて参る來つ、良く譲りて援け給へ」と云ふ。僕直に至り援け人と思ひしが、國召に上らん装ひ爲したる時なりし故に、其者に向ひて、「吾今國召に参るべき時なれば、高市に至りて汝等が爲めに援を乞はん、若吾に大命あれば、直に歸り至りて援け人」と告げて歸せり、如何せば良からん」と奏らる。大君勅り給はく、「汝年未だ少なし、彌武心に一人にて赴き治めん元心なりとも。若曲事あらんには其國治め得ずして、己れ又危からん、吾良き援けを副へん」と宣り給ひて、筑紫路の君へ手研耳命」と其君に従ひ参りし彦國見加岐彦の子與東臣とを召し給ひ、「今南外垣が奏せし帝夏國を援け人者は、自から南外垣命なれ共、彼未だ年少く、又國狭くして力足らざるを憂ふ。與東臣年既に盛なり。之に武夫千人を附て南外垣命を援けて常夏を治め來れ」と言依さします。此時、肥君（曰杵君、神彌威耳命）進みて白し給はく、「吾年少くとも、既に三十に成れり、未だ戦と云ふ事を知らず、今國中悉く安

らけく治まりあれ共、此后如何なる醜國ありて來り攻めんも計り難し、其時の御先となる爲め戦を習はし給へ、此故必ず僕も常夏に行く事を許し給へ」と奏さる。大君笑して宣り給はく、「戦は武士のみにて爲さぬ物ぞ、只、田人を憐みて吾に離れしめず教へ導くにあるのみ、故に生榮と云ひて、飯弓にて人の生命を取る事にはあらずと思へ、然れ共之を許さん、只々與東臣に任せて、汝も外垣も之を見習へよ」と勅り誠め給ふ、二君喜び舞ひ給ふ。與東臣又奏して、「僕愚かにして、未だ荒國治むる事得能はじと思へ共、既に大君の勅らします事必ず任せ承さん、御心安め給へ」と奏す、大君又椎根津彦に、「汝身を休むる暇なけれ共、汝持てる固船選りて彼等を送れ、又珍船には大靈祀りて、首船と爲よ」と勅り告げ給ふ、初春の十日威出立の君等急ぎ立ちませり、

(ナ) 早 魃

今年も来る事なく、豊なる御年と思ひしに、夏の初めより雨ふらずして、仲夏の終

りの頃には、大和、河内、木幡の國の大川小川水涵れて、稻穂枯れ死ね、又浪速の長島には、井水盡きて、住人は遠き泉國造飲木取りに行くとして河内臣より歌き奏すにより、大君齋殿に出でまして、可美真手命を靈座にまかせ、吾道臣常の如く審神者となり、大君御琴遊はし、玉垣彦命御笛奉る、如此禱り鎮むる時、神ありまして宣り給はく、吾、大土之御魂なり、前に此山所に高市移す事を勤めてしより、日嗣大君其如くなしまして此國に入りまして、直に高添加美を祀らし、皇國平ぎ治まりしと雖も、前に墨坂の醜火を消しまして后、其穢を全く懐び清むる事を怠りますに、より、宇陀を水上とする川水年々に細り来て、終に水分の力無きに至れるなり、此故に大年、御年、竈神の力も自から衰へ來れる理を悟りて、其祀事なしまは、水の害なきに至るなり、此事忘れ給ふなとて去り給ふ、大君畏み拜み給ひて、真知思兼命を召して禊り給ひて、其大祀りの装を為しめませり、真知命奏し給はく、多々土魂の宣り給へる事、眞の理なり、太古高皇祖素佐之男命根國を美し世に修り

ます時に、八島土奴美命を生みまして、根の現魂を鎮めて、田入草を生み祭らせ給ひて大國主とせしまし、又大年命を生みまして、根の幽魂を鎮めて大國根魂主となし、又稻魂命を生みまして、食物の根魂主と法分け給へり、之れ前に太古曾の神の宣らします三世の中の下幽界の神とあるは、大年神及稻魂神の家族の神なり、其家族の神は、御年神、其御子若山咋神、若年神、夏之男神、秋之女神、久々年神、此神等は常に御田御畑を水分りますなり、又奥津比古神、及其御子生井神、祭井神、細長井神等は田人の竈を守りますなり、又香山神、大山咋神、波比岐神、阿須波神等は高山短山木の水分りをなします、此神等は凡て高添加美水分神の嚴之現靈にます故に、此神等を祭り給ひて年祈せし給へ、又其御祭場は、宇陀之炭坂を大板して高添加美、水分神を祀りまし、次に山辺の葦原の所は山所平國の中央なれば、大年御年、若年の神等を大國魂として齋き祀らし、又川下の河内、浪速の木には、奥津比古神及御井神等を嚴之井守之神として齋祀らし給へ、又四方の山木には香山神、

大山咋神 阿須波神 波比岐神を齋祀らしめ給へ」と奏す。大君大に喜びまして、可美真手之命及真知命をして其装を急がし、終夏の初日に高淡加美山（大和龍門山）に大君自から行幸まして御祈りまして、次の日に宇陀の墨坂に靈守城作りて木分之淡加美を迎へ奉らしませしに、此日より天津虚空に叢雲出で、御祈終へます時より雨降り来る。五日には山辺の葦原の靈守城に至りまして、大國魂神等を迎き禱りまして還幸ましき。浪速之長島之靈守城（座摩神社の始め）は真知命及河内臣等にて、此五日に靈、御井之神等を迎き祈る。前の日より降り来る雨十日の間降り續きて、枯れんとしたる山々の樹草、御田畑の穀物悉く生き返り、潤れたる井戸又自から水湧き出で、田人の喜ぶ事限がし、之れより年祈祭年毎に為します。又多年の初冬の中日に新稻之初穂を以て作れる御酒、御飯を御年守の神に奉りて、豊年の悦び奏し給ふ。此又年毎の法とがし給ふ。

(リ) 國司 齋祀普及

十二年初春の國司の時には、集へる路君、國君、臣に、祈年祭は初春に、瑞穂奉りは初冬に行ふ事を法り告げます。又國、縣の内に大國魂祀らざる地には、新たに之を祀る事をなすしめ給ふ。其神は田人の右世守らす大物奇魂神（大和三諸山、八束淤美豆奴神奇魂）及大年國魂神、稻之根魂神の靈守城設り祀らしめ、又其國の山又は高處を撰み定めて分水之山守神を祀らしめ給ふ。路君の宮地には、天津大靈天皇統國皇統天照坐大御神、國皇統國饒石邇々岐命、出世皇統大物主奇魂命は怠り心なく祀れと勅ります。 (又) 筑紫巡幸 大鳥命地圖奉獻 二皇子帝夏國狀復奏 國任の君、臣皆歸り下りし后、大君吾道臣に議り給はく、吾筑紫を出で、より既に三十年に及ぶ、今其國に至りて高祖の御避所巡り拜みつ、今の國狀視人と思ふ。如何ぞ」と勅ります。吾答へ曰く、大御心真に畏こし、僕も早くより此事奏よ、人と思ひしが、大鳥命の國形繪を奉りし上にこそと思ひ忍び居れり、今は大鳥命も筑



紫路は凡巡り盡し給ひしと思ふ、召して問はしませ。と奏す、即ち召し給へり、大鳥命御前に参りて、畏みて奏さく、僕今少しにて凡ての國形を記し終ふるにより、凡て整ひて后に奉らんと思へり、故に今より二十日の后に必ず奉らん」と答へ奏す、大君之を許し給ひて、仲春の中の初に船出の事を推根津彦に勅らします、仲春の初、大鳥命皇國の國形繪を奉ります、其繪は白妙荒衣に二季の幅長と、これを三尋長さに記きて、一日路を一咫に縮めて記きたりと奏す、故に山所の平國も、大君の御指の先に隠れ、高市は箱粒の如く、筑紫の島は御掌に隠る、計り、然れど大君大に大鳥命を賞め給ひて、吾汝の爲めに、坐むばら皇國凡てを一目に長見るを得たり」とて、高御座に立ちまして笑まして、吾も大鳥に眞化りて空より國見せんや」とて御前に横け敷ける國形繪を長見まして、吾國の形は、蜻蛉の眞木を飛嘗める如し、其臂先に子を生みたるは北の新國なり、又口より穂吹き出でて嘗むるは、奇玉、常夏の國なるべし、之れ蜻蛉の御食の國、其食に飽きて棄てざる限りは、蜻

蛉の國安し、又頭の上にあるは栲衣志良岐國なり、其栲衣を傷ち破れざらん爲めに帝に修め理せは、永久に蜻蛉の國体安し」と勅り給へり、之れより皇國を蜻蛉の國と云ひ、常夏を御食國と言ひ、志良岐を栲衣國とは云ふなり、仲春の中の初めに珍船にて威立ち給ふ、御件には、吾道臣を初め、久米命、大鳥命、眞知命、推根津彦命及奇武男命、件部百人を率ゐて御件す、御船の外に御膳船一舟、御物船一舟、件船十舟なり、朝日の豊榮上りに、浪速の長島の小戸を立たして、御船あし速く、播磨の海の群島の中島に着き給ひて泊ります、此群島長見吉しとて、愛島と名附け給ふ、次の日には吉備の行宮に着きまして、吉備路君に御合まして、此宮に二日宿り給ひ、大瀬戸の大島、小島を見愛で給ひつゝ、至る所の小島の小港、又は長見良き御崎の小港に泊りまして、六日の后に安藝の行宮に着き給ふ、此宮にも二日宿りまして、仲春の終日に大分國に着き給ふ、此所に出て迎へませる路君、國臣と共に陸地を阿蘇國に向ひます、其日は臼杵の野津宮に入りまして宿ります、

此國の君は、前に常夏に至りまして未だ歸り居まざるも、妃君及津留臣御迎へませり、此妃君は津留臣の弟姫にて、前に神籬威耳命に御合ひまして、既に御子ありまして三年にまして、小なき御手に可美桃の山籠持出で、大君に奉らし給ふ、大君其御子を抱きて、可美加半豆美之子やと宣り給ふ、之れより其御子の御名を加半豆美命と白すに至れり、此宮に一日あれまして、其の日は直入臣が久住の大室に至りまし、一夜宿りまして、次の日阿蘇宮に着き給ふ、此宮に三日ましまして、路君手藝志耳命の妃は、彦國命の女にて既に御子二人あれませり、長御子を高津比古と白して、御年十二、弟御子は御手瓊比古と白して御年五なり、何れも美はしくませり、大君變まして、五十個緒玉を賜ふ、次の日五瀬川の御迎へに参りしを導引として、南の方に行幸まして、其日は五瀬川の川上小野の行宮に宿りまして、次の日の眞晝に高御祖天降り奇古の二上(國見岳)に登り着きまして、太古の大壘守城を拜みまして國見して勅り給はく、實にや奇古の御岳なり、四方の高峯、凡て皆此御岳に向

伏せりし如、天下四方國の向伏せしも理なりやと宣りませり、次に其南の高市の天下の大宮所に至りまして、吾今畏くも高御祖に眞化りし心以て、此處に寝ねて皇國治さん眞法を誓はんと勅り給ひて、一柱の小行宮作らせて宿ります、其明の朝、大君醒めまして勅り給はく、吾夢に高御祖に眞見え奉りて、國治めん眞法を聞きたり、此奇古の國見岳は蜻蛉の左の目にて、其目の眞澄に清ま人間は西の外所世も吾國に向伏さん、然れ共其眼自から眠り曇らん時來りて、外所世より橋津根出で來り、此國も危き事あらん、又右の目は遠く夜見國に出で、今眠りつゝあり、今東外垣命、其眠り醒さん爲めに威立ちませども、未だ時を得ず、只其夜見國の大隈に押伏せし橋根出で、其國を荒び振はん時來れば、其蜻蛉の右眼自から明きて吾元津島根の左目の獲を乞はん時來るは、古の天津邇日押照邇々岐命及天津火々出見光照命の御世の如けん」と告げ給へり、此奇古ませる事、吾子孫の八十継ぎ萬代の末まで忘れしめず」と勅り給ふも畏し、次の日には三瀬川の川上奇御池の古宮地

に至りまして、此所にも一夜宿りまして、次に東峯の古可愛尾の高御祖等の神遊清  
地に至りまして悉く拜み巡りませしが故に、此奇古峯には二日止まり給ふ。其より  
三瀬川を下りまして八重の諸塚の地に至りまして一日止まりまして、諸々の御遊所  
を拜み巡りまして、三瀬川の川又の古宮地に至りまして宿り給ふ。此所は高波隈建  
命より初屋草葺合須命に至る迄二十世の神遊所の在る所なり。其より兒湯、諸縣  
吾田、志布志の國々にある古き神遊所は吾道臣が年少なき時巡り拜みし儘に導引奉  
りて巡り、行幸ます事三十日あまりを經たり、右拜み巡り終へまして和田の廣原の  
行宮に歸り着きましたる時、先に帝夏に至りませし御子等待ち給へり。大君悦び給  
ひて其國狀を問はせ給ふ。皇子等彼國より持ち來ませる多くの奇玉及時無果奉り給  
ひて、臼杵君奏し給ふには

「吾國より津留臣の兄弟及武夫五百を率ゐ、又與東臣は日田彦と共に五百の武夫  
を率ゐ、推根津彦に送られて奇玉國に渡り、豊満外垣命は其國の兄彦、弟彦及五

百武夫を率ゐて帝夏みかろの北の港に着きたるに、前に來りし其水戸長出で迎へて白く  
「僕奇玉國くたまのくにに使用して歸りし時、邑長等大に喜びて大臣等の威來を待ちしに荒男又  
來りて糧及武夫を徴る、僕等之を拒む力なくして其乞ひに従ひ、武夫等には、若  
元國より大君の御先出みまきで來ませし時は直に歸り來れ、と密に告げて遣りしも、御  
出ましの遅きに、海路遠きが故ぞと悟りながら待ち忍びず、日毎に東の方のみ長  
見居りしに、今日御船を見て大に喜び各邑長に馳使出したり、先づ其來り集はる  
迄船の疲れ休め給へ」と云ふ故に、吾等も其乞の儘に旅休め居る事三日にして、  
邑長二十人餘り集ひ來りて白やく、「彼荒醜あらかしは此より四日路餘り先の大川の廣野に  
く南の方の荒醜と戦ひ居りて未だ勝ち得ず、其南荒醜は元と南の極に近き大川上  
の隈國の荒男にて、一度は北荒醜に服ひありしが、其微の強きに怒り及き、南の  
邑長等を誘ひて攻め上り、國の半を奪ひて益々進むが故に、北醜終に之と和合ひ  
て國中の大川を境として互に攻めずありしを、去年の秋の收を終りて後、北醜再

び勢を出して南を攻め居れ共未だ勝つ事能はず、僕等を強徴して苦しむるにあり  
と云ふ、吾等之を聞きて、既に國二に分れ居れば之を平け治らすに難からずとし  
又推根津彦居まして援け給は人心頼みありては自から吾等の心に怠り出づる理あ  
るが故に、此由白して歸りまふ人事を乞ひて、興末命を議主となし吾左手にて山  
辺の道を下り、豊満命は海辺を下りて進みつゝ、田人を慰む、邑長等由人と共に出  
迎へ喜ぶ、三日程進みて八代川と云ふ川の木戸の地に至りし時、其木戸の田人等  
來りて、前に彌志呂臣の來り着させし木戸にて、初め此水乱れ流れて年毎に御  
田害ねたるを、其大臣修り理め給ひし後は廣田悉く整ひ良く獲るが故に、其御名  
を恐れがら人が爲め、其川名、邑名を八代と白すに至りしとて喜び御養す、又  
一日路進みて乱川の處に至る、此日通りし國は、八代邑より北の國の如く廣田狹  
田の法に従はずして全く異國の狀なり、又邑長等も北の方の如く吾等に服はじ、  
然れ共北の方より従ひ來れる邑長等既に百人に及び、其等の者は彌志呂臣に教へ

うれし安國の大法を談り聞かせて、其邑長、邑人を談り服ふるが故に吾等に及く  
者あらず、此川上に石城を作りて守る張武と云ふ者、荒醜に服びて吾等を防がん  
と爲したれ共、此者八代港長の知人なりとて彼赴きて談ひ和して吾等の前に參る  
來る、興末命之を諭して、「今此處に幸でませる二皇子は、日嗣大君の安國の大法  
を天下に知らして田人の苦しみを救ひ給はんとする爲めに、大君の御前として此  
國に下りませり、其安國の大法なる者は、此國の北八代水戸の地迄は、前に西外  
所世周縣に赴き居りし彌志呂臣の前年會々荒風によりて此國に來りまして、僅に  
一年の内に示されし大法の一端なり、然るに如此川水の乱を修め、廣田杖田美し  
く並べ作らせしを見て此地と並比べて知れ」と教へ給ふ、彼張武白す、「僕既に之  
を知ると雖も、日毎に戰に従ひて之を習ひ爲す隙なかりし、又僕が従へる荒主は  
初めより悪しき荒心なく、此國の乱を治めし後は田人を憐み養はんと思ひ居るが  
故に僕等の伴人には厚く任せ居れり、然るに南方より一度治まらんとしたる國を

再び乱さ人事を兼るが故に之を防ぎ鎮めんと勸みて、僕をして后方の安きを守らしむるなり。故に僕今彼主に及かん心あらずも、八代長の談りに理あるが故に真見に参りたれ。然れど此國は此國人をして治めしめ、日嗣の御先は此國を治めんとする國主を援け給ひて其功を爲さしめ給へしと云ふ。與束命又彼を訓へて「汝の云ふ處理あるに似たれ共、吾聞くに汝が主として従ひ敬ふ者は初めより此國人にあらず、西外所世の異縣より來れる者ぞと云ふ。汝此國人にありながら其異國人の先となりて此國を乱居るにあらずや、凡て國の乱れは異國人の策の美しき談りを信と思ひ、其行ふ業の善悪を悟らざるに依れり、汝が思へる如其荒主に眞の心ありせば、前に彌志呂臣の爲せし如一邑毎に安國の法以て修め理りつゝ、國人に眞の安住を教へつゝ進めば又き向ふ者無からん、之れ強徴せずとも自から田人富み榮えて其主を尊み敬ふによるなり、故に安國の大法は劔弓矢の力にて治むる事にあらずして、優れたる眞心を以て行むを爲すが故に、汝が多住める如き石城の

國家あらずも良からんに、汝眞心もあり力もあらんに只賢乏しくして善悪を悟る事能はざるが故に如此言へるなり、吾等今日嗣の御先となりて此國に渡り來て僅十日を経ぬ内に一矢だに威出さず此處迄進み來れり、汝主今一萬の武夫以て戦ひ舌れりと云ふ。吾等は今汝が正見する如僅に二十人に足らざる柔兵以て良く汝が主なる一万の甲兵を破りて服せんに難からじ、汝猶其心を醒さずば早く歸り行きて其主と共に吾等を防げ、早去れしと宣ります。彼張武、漸く其理を悟りて畏みて白さく「僕愚かにして眞の理を知らずありしが、今大臣の御訓によりて初めて眞を悟れり、今より御先に加へませしと白す、與束命又「汝眞に吾言ふ理を悟りし上は、早く彼荒主を誡め諭して來り服はせよ」と歸します、彼其守城を上りて南に赴く、吾は與束命の策によりて邑長等を悉く前に進めて、邑々を談り服はせり、四日の后は彼張武荒主の首以て來りて白さく「僕南の防場に至りし時、荒主既に皇子等の下りませし事を知り居りて之を防がん策を僕に問ふ故に、言盡し

て、皇子に服ひて國鎮めの御先とせむること良けれ、と訓へしと彼頑むにして従はずして白く、吾既に日嗣御先と云ふ者を採りしに、僅に一千人餘りにて來れりと云ふ、又甲衣着たる者も更に無しと云ふ。元津高根と國は小さく島國にて、武き戦を知らずして甲兵の戦に習はざるが故に、一日に之を七ぼさ人に難からじ、汝も弱き心を穂出さずして、吾の爲めに向へ討て、と云ふ、僕其頑むを悪しと思ひて殺さんとしたれ共、多く武夫以て守り居るが故に表はに其言に従ひて其前を退きしに、此の邑の南の國本の象長僕に向ひて告ぐるに、今吾荒主に従へる甲兵は多く北方の者にて、其元住の邑悉く日嗣の御先に服ひて來りあれば、凡て皇子等の來り給はん日を待ちて服はんと思ふ者のみなり、故に汝と二人して荒主を捕へて皇子を迎へんは如何にと云ふ故に、僕大に喜びて象長をして荒主の防城を圍ましめ、僕は、再び荒主の所に至りて此守城の外面の吾甲兵凡て日嗣の御先に服ひて今攻め來れりと云ふ、彼真と爲さざるが故に、其門の處に伴ひ來りて外面を

視せしむ、時に象長大聲以て呼はりて、國中悉く日嗣の御先に服ひたり、吾主も服はせ、と言ひしに、荒主大に怒りて象長を射人と爲すを、僕后より之を死して其族は象長と共に悉く亡ぼし、象長をして南方の荒醜を防がし置きて來り真見ゆるがり、早く進み至りまして象長等を援けて南を防ぎませ」と乞ふ、吾等大に之を賞めて急ぎ其處に至り見るに、廣き大川を境として其南と北とに互に繁垣結び並べ、所々に石城高城以て長甲兵の防場とせしあれり、與末命張武に問ひて、「此川の川上の處は何れに服ひし國ぞ、又其防ぎ如何に爲しありや」と聞かせば、彼答へて、「此川上の國は、元の國主佐岐男が縮み住みありて、北にも南にも従はずあれ共來り攻むる事も得爲ず、又此方よりは攻め上る隙なし」と云ふ、與末命問ひて、「汝其佐岐男を知れりや」と宣れば、彼「僕は知らずも、北港長加佐美或は知らん」と云ふ故に其加佐美を召して問へば、加佐美白く、「僕が年未だ少かりし時、彼若日嗣之國に參ります時其船人とせりて従ひて行きし事あり、既に三十年

餘りを經たれ共、未だ其佐岐男主在らへ座せば知り給はんと云ふ、此時與東命其加佐美に宣りて、「汝之より臼杵皇子を導引して其處に至り合せ奉れ」と告げ又吾に、其佐岐男と共に爲すべき策を密に示せり、吾喜びて之に従ひて行く、吾伴には兄彦、弟彦及武夫十人、凡て其國の田人の装したり、三刻路あまり進みし川又の所に至りしに、其國の守夫多く守城作りて防ぎ守る、加佐美其守夫に真を明かして國主に眞見えん事を告げしも、更に進み入る事を許さず、重々に進み入る事を乞へども許さざりしが、其守長出で來りて曰く、「吾等は國主の許し無き内は入る事も出づる事も許さじ、然れ共頑固に乞ふ故に國主に使して其法を得る迄此處に止まれ」と云ひて吾等を荒屋に入れたり、吾等其荒屋に入りて、勢へたる高市装と変へて待つ處に、夕食を運び來れる守夫吾等の装を見て驚き去りしが、暫くして守夫出で、畏みて白さく、「僕、初め田人装にて來ります故に、荒醜の族の來りて此國を探らんと爲すにあれと思ひありて、未だ國主にも告げずして慥し

めんと欲ひたりしに、今守夫より、尊き神坐せりと聞きて窺ひ見しに果して皇子にませり、之れ御装の高市装にて、天下には日嗣の宮人の外には未だあらずと常に吾國主の聞かせ給へるにて知れるなり、僕直に導引して國主の所に御伴せんとて美しき乘佐受軒に吾を乗せて二刻路計り川上の地の大室屋に至る、眞夜半なりしに炫火数多焚き明かして晝の如し、國主がらん、年百に近き大男出で迎へて「僕が伴守尊、皇子とも知らで不礼なりしを許し給へ、今守場より馳使して告げしに依りて迎奉るなり」とて美しく装したる小室屋に導引入れて御饗して白さく「僕前に豊幸の御世の初めに高市参りして后は、西國より多く荒醜來りて國乱だすが故に、其を治めんとして北に南に馳せ周る内に重き病に臥りてある内に、此國本を除く外は悉く繁出し荒醜に奪はれたり、漸く病を平けて國の半を服ひ治めしも、又北より荒醜來りて一度治まりし國再び荒れ乱し、今二醜の世となりて此川下にて互に争ひ居れり、僕其一方を援けて夫れによりて乱を鎮めんと思へども、

其二醜とも心善からぬ者にてあれば、暫く此國本を守りて時を待ち居りし處なり、此荒國を如何にして遠く皇子幸でませりや」と怪しみ喜びて問ふ、加佐美悉く其由を談りしに、彼大に驚きて白く、「僕愚かにして既に二度も日嗣の皇國に参りしも、安國の大法と云ふ事は僕の高祖より聞き傳へてあれ共久しく安きに住みて眞の法を忘れありて、今大君を歎かし奉るは其罪深し、此後は皇子の御先に加へまして其罪の償を爲さしめ給へ」と白す、吾彼に尋ぬるに、「南醜の元住の國に出づる道ありや」と問へば、彼答へて、「二道あり、然れ共一道は東の海辺の道に出で、嶮限地を求ぎ通るにて難し、又一道は僕の守場より南に進むにあれ共、至る所に其醜の守場あるが故に難し、然れ共今此大川の南の醜守を追ふ事を得ば自から開けん」と云ふ。又、「此國本の凡ての守夫等は何人ありや」と問へば、「二千餘りあり」と答ふ。吾大に喜び、其守夫を三日の内に川又の地に集へしめ、加佐美を與東命に使はして四日後の朝の明徳野に川上より川南に攻下る事を知ら

せり、其日に成りて豊満命は船にて川南に出で夜の明くるを待ち給ひ、吾件は前の日迄に川上に上り來りてあれは吾之を率ゐて夜の中に最も南に出で、佐岐男の二千は川辺を沿ひて醜守場の眞側に至らしむ、吾件夫先づ雄詰高鳴りて醜の南後に現はれ、長穂矢威出し醜の驚き動く處を佐岐男の甲兵突き出でし故に、醜甲兵益々畏み防がんとするも海部及川北より次々雄詰して撃討ち出づるにより、海部に近き處にありし醜長防ぎ得ずして退く、又佐岐男は多く其田人を南方に走らして、「日嗣の御先既に遠く南より來りまして、其御先既に此處に現はれませり」と呼はり巡らしたる故に、醜長之を聞き傳へ大に驚きて逃げ退く事一日路餘りたり、此一日の戦により醜族の死したる者一千人餘り、長穂矢に傷つき逃ぐる事得能はずして服びし者三千人餘り、此内吾等が長穂矢に傷きたる者は死したる者少なく、其傷又十日餘りの間に悉く生き盛りたれ共、死したる者は多く北の甲兵の又又は扱刃に傷き死したる者なり、與東命、張武、泉長、又佐岐男等に之を示し



て「國の亂を鎮めんが爲めに醜等を懲らす爲め戦ふにあれ共、其醜長の外は凡て眞田人なり、之を死さずして傷つけて戦ふ能はざる迄に爲しせば其望足れるなり、故に此右は醜長の外は死すべし」と法り告げませり、

吾等は醜等の逃げ去りし地を悉く巡りて田人を慰め進むに、前に戦ひし大川地より二日路計りの國は一人も醜族居らし、吾長等悉く出で迎へて白さく「南醜が前に一年を経て漸く進み取りし處を、日嗣の御先は僅に一日に取り給へりしを正見して、此邑々より彼に従ひ居りし武夫は悉く田人に歸りたれば今は醜止り難く、其元住國の界に至りて其所に高畝繁垣結ひ築きて守れり」と云ひ、各甲衣集め持て来て上る。與東命議りて白さく「彼醜多負に懲りて出で戦ふ心無からん、此方より強ひ攻めずして既に服ひし國中の川木の亂れ、荒田畑を廣田狹田に修り理めてある間に自から彼服ひ來らん、僕彼が防ぎとして此地を守り居らん間に西皇子は東西に分れまして國見ませ」と云ふによりて、西海辺の國

を豊満君に任せ、吾は佐政男を導引として彼が國本の地より高山を越之東の海辺の國に至る。此處は佐岐男に服ひある古へのまゝなる隈地にて、小川悉く西より東に流るゝ多くの小狹隈の國なり、然るに吾等が出でし海辺より一日路南には、南より北に流るゝ大川ありて大玖摩國あり、此長迎へて白さく「先頃南方より甲衣したる人数多來りて、國主の徵なり、武夫と糧を出せ」と云ふにより僕怪しと思ひ、國主の御使なれば西の山より來ませるは如何にと問ひしに彼、國主既に來りて南の方に國本移れり、と云ふ。僕猶問ひて、何日の時にか國主來りませしやと責めしに、彼既に遠き前年なりと云ふによりて僕大に怒り、吾今年初春に國主に眞見え來れり、汝偽り云ふか、とて家族悉く集へて彼醜に向ひしに彼南の方に逃げ去れり、今は再び來り僕を攻め人時迫れり」と云ふ、佐岐男彼を慰めて「吾國至る所に大醜小醜起りて國を乱せしが、今東より日嗣大君の御先皇子下り援けまして西國悉く服ひ治まりし故に、吾皇子の御件として來り國

見するなり。汝心を強めて皇子の御前となりて南に進み其醜を討たんや」と告げしに、彼喜び勇みて、「僕が家族を盡せば南醜如何に強くも負けずと思ひしに、今尊き御援を得ては天下を捲く来り向ふとも恐るゝがし」とて吾等が導引して進む、一日路餘り南の次、大川辺に至りし時五百計り甲兵率て迎ふる者あり、彼勇夫高呼はりして進み戦ふ。吾伴夫二手になりて、兄彦左より、弟彦右より勇夫を援けて進みし故、南醜防ぎ得ず逃ぐるを追ひ下る。勇夫馳せ追ひて石を投げて醜長を倒し、其起き逃ゆんとするを再び投げし石にて其頭を傷つけて死す。此處を石投浦と云ひ、勇夫を石投浦と名づく、彼益々喜び勇みて強進むが故に、吾等も彼に過ちあらせじとて進み行くに、醜又止まり防ぐ能はずして轉び倒れつゝ、逃ぐる狀甚と面白し。次の日又一日路進みたる處に又大川あり、此川は南に流れて、海辺は川水乱れ流れて廣く浅き、数多の小川と爲りて、木戸には淡小島多くあるなり。山辺に人家多く長屋なしあれ共一人も住まず、怪みて探り見るに老いたる男女

住む家一つあるを見て、佐岐男此者に長屋地に人住まぬ故を問ふ、彼老父畏こみ答へて、「此地の長、前に此國主より東の海辺の大長を任せませりとして此國の邑長悉く服へ、又北の大玖摩をも悉く服へんと前年より北の方に出で久しく戦ひしが、漸く其國を取り猶北に進みしが昨日大負して殺されたれば、其に従ひし者逃げ歸りて、北の方より怪しき神多く出で来り給ひて此國長に従ひし者は悉く殺しますと云ふによりて皆山中に逃げ隠れり、僕等は年既に老いて共に逃ぐる事能はず、又逃げ生きたりとして残る年なる故に、其怪神に殺され奉るも更に悔む處なきが故に止まり居りぬ」と云ふ、佐岐男之を聞きて、「其長殺されたりとして其邑人悉く殺さんと云ふ事古より無き事なり、然るを何故此邑のみ邑人の如此恐るゝや」と言へば、老男答へて、「前に此北の隈國を攻めし時、此方の長に従はぬ邑長ありたり、其首を捕へて服はせんと爲したるに、其捕へられし邑長頭にて従はざりしかば終に之を殺したり。然るに其邑人悉く怒り此方の大長に及きし故に、其邑の小人老

人に至る迄悉く殺し盡せり。此故神其罪を悪み給ひて出で来りまして此方の大長  
を殺し給ひ。又此に従ひし邑人は家族と共に悉く殺しますなりとて畏れ隠れしな  
り」と云ふ。吾此を聞き知りて憐れと思ひ。醜兵の吾方に捕はれし者又は傷付き  
たる者を憐み養ひて。此者等を教へ「直の國主は醜長一人を罪するのみにて  
其に従ひし者は悉く許して安住させん故に。日嗣の御先は甲衣着ずとも能く醜を  
討ち得るなり。汝等早く出で迎へよと告傳へ來れ」とて放ち歸らせ。吾等は此地  
に止まり待てり。又佐岐男に石投武等を添へて隈々巡り教へしめし故に。次々に  
逃げし者歸り住むにより。此等を慰め懲りて川辺に高畝築き作りし。川水の乱を  
修め理りて廣田教多作らす。如此して五十日計り此處に止りありしに。北より南  
より邑長等多く集り來りて皆服ひて吾徴らざるに廣田作りを援く。吾佐岐男をし  
て其言靈以て安國の大法の事を彼等集へる邑長邑人等に談り教へしかば。彼等は  
「廣田狹田の大法事は古より談り傳へあれ共未だ正見せし事なきが故に。只天津

神の御國にのみあり。此現世には更に無き事と思ひし。今神の如き皇子の前にて  
神業を為すは夢なりやと思へり」と喜び勇み勵むが故に。既に其事終りて吾等の  
元住の邑も之に習ひ作らんと喜び歸り行く。如此して仲夏の終りの頃。南より新  
たに十人計り來りて白さく「僕等は此常夏の南の極の邑長等なり。前年より西の  
海辺の大川辺の荒主新たに國主となりて徵る事議りしが。今春より猶更に強徵せ  
り。僕等之を拒まんとするも力及ばずありしが。前頃より北の方より奇人來りま  
して國人の苦しみを救ひますと聞きしが。前の西の國主も同じく初めは國人を救  
ひ助くと云ひて右に強徵をなす。之に従はざる者は殺したりしに懲りて奇人も其  
如しと思ひ輕んじたりしに。此地にて古へより傳へありし廣田の美しき國現はし  
給へりと聞きて之れ世の常の奇人ならず。眞の日嗣の皇子なりしと悟り談ひて參  
り眞見ゆるなり。僕等の邑にも早く幸でまして救ひ給へ」と白す故に吾大に喜び  
前に威立つ時吾父大君の教へ給へる生榮の眞を悟りて。直に彼等と共に其國に至

リたり、此地邑數十ありて、春夏秋の木實一時に實を結びて年内更に絶ゆる事なし、淡水又豊かなれ共御田の法悉く廢れて、狹田さへ荒れて只多く木果のみを食ふ、然れ共住人多くして其木果すら腹滿に食ふ事能はずと云ふ故に、先づ佐岐男をして各邑長等を諭し教へ其住人の半を北の新廣田に移し住ましめ、又石投武をして彼が國にも川木の乱れ地数多ありと云ふ故に、兄彦を石投武に割へて此邑の餘りし田人千人を率ゐて赴き修めしむ、如此して其住人を減らして残り住む者に廣田の法に従へしかば邑長大に喜ぶ、二十日計り經たる時、又西の方より多く來る者ありて、其内の一人進み來て畏みて白す、「僕等は、大隈川辺の邑長等なり、此國久しく乱れて元の國主既に醜等に殺され座せりと聞きしが、前に東の方より日嗣の皇子と共に由來ませりと傳ふる者あれ共初めは眞事と思はざりしが、此國より來れる者悉く云ふは、元の國主今は日嗣の御先皇子と共に正しく來りまして廣田の奇法教へますと聞きて喜び談ひて終り來つるなり、皇子及國主に眞見え爲

せ給へ」と云ふ、吾之等を召して告げ白く、「今佐岐男は此地の田人を導き、北方新田作りに赴きあれ共、一日二日の中には歸り來ん、汝等何言を彼に云はんとするか」と云へば、彼等白く、「僕等初めより國主に及く心更に無かりしも、此國の乱れ甚だしくして既に避れ給へりと聞きてあれ共、途凡て塞がりて國本に至り見る事得能はず、種々の醜等の繁出に苦しみありしを以て、吾國主の今更に此世に在れませりと聞きては慕はしき事限り無く、又日嗣の皇子にも乞ひて廣田の奇法授け給は人事を國主に頼りて乞ひ奉らんと思へるが故なり」と白す、吾之を憐み、「今佐岐男あらずも、吾先づ行きて教へん、汝が地の荒醜は如何に爲し居るや」と聞けば、彼等答へて、「去年北醜を追ひて國本大川辺にて久しく戦ひしが、今年春の終りに大負して退き、境川にて防場を築き居れり、然るに北より日嗣の皇子幸でましてより再び攻め給はずが故に、只防ぎを固むるのみ、此方よりは攻め出でずと雖も僕等を徹る事強く、初め僕等を放はんと誓ひたるに今及くが故に國

中には真心以て彼に服ふ者更になし」と云ふ。吾之を聞きて、先南方凡てを治めて彼の機を奪ひ自から服はせんと思ひ、新廣田の處より佐岐男を急ぎ召して、次の日に共に南大川辺に至る。先に來り迎へし邑長の外に、多くの邑長來り集へる者三日の后には百人餘りとかりたる故に、之等を教へて彼醜主に從へる者を呼び返さしむるに日毎に歸り來る者多し。又邑長の中にて賢ある者をして山隈地より與末命の許に醜を夾み討つ日を初秋の中日と定め告げしめ、其装をせしめて日毎に少しづつ、北に進み行きしに、至る所の邑長出で迎へて吾御先に加はる。吾先には弟彦海邊を進み、佐岐男山邊を進む、然るに定の日に先立つ事二日に、北方より豊満命の御先外垣兄彦來りて白く、「僕與末命の乘りを受けて境川の川上の隈地に至りしに、其地には防ぐ甲兵なき故に其川下に進み出でしが、既に其所に吾主豊満君居まして宣り給はく、彼醜の甲兵日毎に散り失せて川上を守る者無き故に、吾戰はずして此地に來る、汝は山辺の方より南して臼杵君に合ひ奉れ」と宣らし

しにより來れり」と云ふ、吾喜びて、共に進みて醜主を圍み縮むるに、向ひ防ぐ者なくして來り服ふ甲兵多し。次の日境川辺に至りて豊満命と合ひて其川の木戸に至りし時、醜の甲兵五百計り長ち伏して白く、「僕等は荒主の元住國の者にて最と后迄從がへりしも、吾主今朝吾等に告げて白く、「吾北醜を討ちて國田人の苦しみを故けんと思ひて其醜を追ひある内に、目から誇り心出で却て國田人を苦しましむるに至れり、之が爲め今日嗣の御先に圍み縮めらるゝに至れり、前に國本大川の大員にて之を悟りて早く出で服むせば、汝等を苦しめず、又吾も其罪許されしならんも今は遲し、悔とも及ばじ、吾は此西方にある白玉の群島は、年少き時至り見し事ありて之を知れるが故に此島に渡りて住まん、汝等は此事を日嗣の御先皇子に白して吾に代りて其許を乞へ、又此二袋は、一は黄金白銀、一は白玉赤玉なり、之れ上れと白し遣せり、あはれ僕等の罪を許し給へ」と云ふ、此時與末命宣りて、「今朝船より逃がれしもの五舟ばかりありと加佐美の告げしは其醜主な

らん、吾二皇子に従ひ此國に来れるは、日嗣大君より此國の乱れを鎮めて元の如く永久に國田人を安住せしめ人為のみ、今荒主の遠く逃がれしと云へば罪せん者更に無し。汝等申衣捨て、久住に歸りて安住せよと宣り告げて后、凡ての伴部雄詰して橋根被ふ。如此凡ての荒振男七びて后は、與末命は左岐男と共に吾伴男の内より廣田狭田の法知る者を選び出して國中に分ち遣はして國人を救へ導き、吾等二人は國の隈々悉く巡り視了へて歸り來れりと奏する。

又豊満命奏し給はく

僕は今日杵君より報されし如く、初め北醜亡びし后は加佐美と共に北の方を巡りて未だ全く荒心失せざる邑長等を訓しつゝ山辺の隈地を巡り視ありしが、北の大川の川上に怪しき者ありて時々國に出で、女を取り、又は牛馬をも殺して持去ると云ふを聞きて川上に進みて山狭に入りしに、至る處に牛馬の骨数多散り捨てありて、川辺は大木高草のみにて進むを得ず、然れ共此地より怪しき者出で来る

と云へば、何れかに其路あるべしと思ひて兄彦弟彦をして探り求めしめしに、右の山に僅かの路ありと云ふ故に其路を上りしに山の頂に至りて路盡きたり、然れど繁木が元を薙ぎつゝ山尾を進む事一刻はかりにて、木なき巖峯に至りて見れば、此處に多くの人の遊びし如く足踏固めあるが故に、必ず隠れたる處より來り遊ぶ故ならんと思ひて四方を長見るも更に人住の狀あるなく、至る處繁山にて、只東の山元に瀧津瀬の音するのみなり、僕怪しく思ひある時、南の繁木が中より怪しき聲聞えし故に、其怪者ならん事を悟りて凡ての件を退け繁木に隠れ入らしめ、僕又隠れて其出で来るを見守りし處に、大なる猿一つ出で、四方を窺ひありしが、乍ち南に向ひて怪しき叫びを爲せり、其叫びの終らざる内数多の大猿小猿出で來りて僕等の隠れたる方に向ひ叫聲合して襲ひ來らん狀を爲す、僕之を見て討矢以て先の大猿を討ち、兄彦弟彦其他伴夫悉く討矢威出して各一つづつを倒したるに、半は倒れ半は逃げたり、倒れたる猿三十餘り、内大猿六ありて、其内の一大猿の

右手に白妙の結びあるを見て、之れ必ず國に出で来る怪しき者は此猿の類ぞと思ひ、猶豫の逃げし方を求ぎ行きしに女四人倒れ居れり、之を助け生かして加佐美をして其此地に至りし故を問はしむ、女泣くく々に「妾等は川下の邑の者にて、畑作り在りし時、猿数多出で來りて捕へて此山に入るも、其時は常に他人の見ざる僅かの刻に甘すが故に、邑人は木だ猿の業とは知らずであらめ、妾等の外に猶老母一人、少女四人ありて與の岩屋に住めり、日毎に四人づゝ此廣尾に連れ來りて、妾等に舞を徹る。妾等元住に逃げ歸らんとすれ共、多くの猿圍ひ守りて逃ぐる事を許さず、故に老人に慰められつゝ、為人術なき儘に生きながら猿の族と爲り居りて、今日も帝の如く此舞場に來らんと此地に來りし時、猿共妾等を捨て、走り出でしが、暫くありて物に驚きたらん狀して多く歸り來りて妾等を殺して逃げ去れり」と云ふ、其岩屋のある處を問へば、此より猶一刻はかり與の方なりといふ、僕等其女等を導かして進む、之より路良く踏み固めて進みよし、暫くして大岩多く荒

立し處に至りしに、多くの猿岩上樹上より小石木束を投げて僕等を防ぐ、僕等又討死にて射倒し射落し雄詰して討つに畏れて皆逃げ去れり、其時年七十ばかりの奇老女四人の少女を率て來り伏して白さく、「妾十年餘り前の日に御畑に出で、一人休ふ地に、何方よりか大猿來りて妾を捕へて此山中に負ひ入り、木實等與へて養ひつゝ、此石屋に伴ひ來りて怪しき業爲さんとす、妾心に添加美を祈りて其猿を拒みしに、彼猿自から和ぎて又美しき木實数多取り捧げて妾を和はし、次の日又怪しき業に及ぶも、妾假令殺さるゝ共畜の妻にならんやと誓ひて、心に添加美を祈る事初めの如し、猿又再び迫らずありし、其夜奇翁來りまして、妾に奇玉一つ賜はりて宣り給はく、彼惡猿再び多くの族伴ひ來りて迫らん、此度は汝を殺して妻にせん心猛なる故に常に拒み得じ、此玉を隠し持ちて彼が迫る時出し見せば、彼自から和ぎて復迫る能はずも、汝若此地を逃げ歸れば次々に人取り來りて國亂し人を害むる故に、奇人多く來り故に給は人日を待つ、又次々に取り來る

少女も汝良く守りて其清きを保て、と宣りまして去り給へり。其次の日彼大猿何れよりの数多の大猿小猿を伴ひ來りて妾を圍みて又迫る時奇玉出せしに、猿自ら倒れ苦しむ、多くの猿之を養ひ生かす事日毎なりしが、終に妾を主の如く敬ひて、何處よりか多く織衣を持ち來りて妾に與へする故に、之を報い初さんとて舞などするを彼等喜び見、終に北の山尾に平場を作りて妾を導き、其地にて舞を求めて多くの猿共周り見喜ぶ狀したり。如此する事三年あまりを経たる時、又一人の女を伴ひ來りて怪しき行を迫るを見て、妾又奇玉出し見せたるに初めの如く自ら倒れ苦しむ。其次の日其女を見ず、如何に甘しけんと思ふ時、遙かに離れたる地より女の泣き叫ぶ聲したる依り馳せ至り見しに、多くの猿其女の手足を押へて大猿其を抱きあるにより、奇玉捧げ雄詰したるに、其五つ猿及女自から死にて他猿は皆逃げ去れり。妾其死せる猿を放ちて、女を呼び生けし終に得ず。故に之を罪らんとして岩屋に歸りて其辺の良き葬地を求めありしに、数多の猿出

て、妾に憐れを乞ふ狀なす故に、之等を伴ひ行きて其女と猿等の死体を運ばし此岩屋の側に埋めさせしに、其後又しく妾を敬ひ養ふのみにて悪しき狀なかりしが、去年の春より再び少女を運び來りて妾を慰むる者の如くにて、又前の如き悪しき事を迫らざるに至れ共既に小人八人迄に至れり、此等女は妾常に守るが故に彼等の穢れを受けずと雖も、元住の親の方にては如何に案じ苦しまん、如何にして故ひ出さんと日毎に添加美に祈りありし處、今日奇人出でませしは前に神人の御告の如しとて泣けり。僕等此奇物談りを聞き、真心清々しき者は如何なる僻地の賤女にても添加美の守りませるは尊しと思ひ、天を拜みて喜び奏して、又其老女に向ひて其猿の族の教を問へば、彼答へて「凡て三百餘りにて其内に長猿三十猿餘りあれり」と云ふ。此時僕等が殺したるは凡て五十餘りなれば、之を彼老女に見せしに、長猿は凡て死にたりと云ふ、僕之に安んじて彼女等を率て山を下りんとしたる時、彼老女白さく、「妾久しく彼等に養はれありしにより、此殺されし



猿共例令罪ありしと雖も、華り爲人間待ち給へ」と云ふ故に、吾伴夫をして其殺猿を集へしめんと宣りしに、彼老女之を拒みて、「其事は遺りし猿共に爲しめん」と云ひて岩屋の上に登りて怪しき叫び二つ爲したるに、四方より数多の小猿集りて彼老女を圍みて伏す状、人の長に服ふ如し、彼老女が何事か云ひつゝ、指す死猿を、小猿共運びつゝ、岩屋側の窪地に集む、又前の平尾の方を指させば、乍ち多く走り去りしが、暫くして悉く運び來りて窪地に入れ、老女が土を俺ふに習ひて皆之を爲す、其事終りて后老女奇玉を出して何事か高叫して后僕等に、「今事終れり、邑に故び出し終へ」と云ふによりて之を率て山を下り着きし時、邑人多く出迎へありて、僕が残し置きたる伴夫と共に、「君の歸ります事運きに依り、邑人を盡して登らんと議りしなり」とて喜ぶ、女等の家族の者は、「既に避りし者ぞと思へりしに歸り來りし」とて泣き騒ぐ、其内に老女の子等及家族も多くありて、僕等々乞ひ迎へて其家に至り孝行すること限なし、邑人又多く來りて、「今は外垣命の爲

めに再び橋無きに至れり」と喜び合ひしに、其次の日、又馬を捕られたりと云ふ者あり、僕思ふに、之少女を取りし猿の外に牛馬を盗む者更にありと悟り、次の日僕が凡ての件を邑人と合せて鎌と斧とを取らして川に沿ひて道開きして進み末む、彼故はれし老女及少女の家族は、吾子を故ひましたる恩に報ゆるとて他人に二倍して勸み進みしも、其日は何物をも見ざりしが、次の日に川又の所に馬の新骨捨てあるを見て、其橋根の住處に近しと勇み進みて、眞晝の頃雷の如き音二つ聞ゆ、怪み居る内再び聞ゆ、此時先の奇老女も添ひ來りありて、「彼聞ゆる聲は妾が山住の時は折々聞けり、其聞ゆる時は猿共悉く立ちて石を投げて追ひ行く事ありし、獅子なる者ならん」と云ふ、邑人之を聞きて恐るゝ色あるにより、僕「猿すら之を追ひたり」と云ふ、人にて何を恐るゝに足らん」と云ひて前馳して進みしに、樹無き平狭地に出でたる時、彼方の大岩の齧に大むる虎一つ鏡の如く眼光らし怒り立てり、僕之を見て討矢放ちしに、其左目に當り虎益怒りて向ひ來るを、

外垣弟彦飛進みて其足を薙ぎ切りしに、其虎高叫びして倒る處に、猶一虎繁木が  
内より飛び出で、弟彦を打たんとする處を、兄彦が放ちし矢其頭に當れ共傷つが  
ず、然れ共吾伴夫の繁夫を数多負ひて終に倒れたり、之二虎を創したる上、猶在  
らんとして其後二日道開き、川の水元に至るに再び見ざるが故に、元邑に歸りて其  
奇老母を更に賞めて、此川上の隈地を其家族に開かしめて新邑長に任す、次に東  
の方に進み巡りつゝ、未だ廣田の法知らざる所を悉く導き教へて東の海辺に至り  
見るに、其地は西より東に流るゝ小川のみにて水豊かにて、既に廣田普く開き、  
狹田又法に叶へり、僕怪しみ、如此僻地、如此美し國を爲すは何人の治らすや、  
と加佐美に問へども知らず、邑人に之を聞きしに、「二年前に皇國夫と云ふ日知あ  
りて邑長等を勧めて爲さしめし廿リ」と云ふ故、其邑長の家に至りしに、邑長出  
で來りて白さく、「僕前に日嗣の御先の皇子等此國に下りませしを聞きて、北の木  
戸に至り眞見せんとして參りしに、既に遙かに南の方へ出でましたの后にて其志を果

さずあり、何れの日にか國治まりて、一所に止り住みます時を待ちて參らんと思  
ひ急り居りて、如此早く此地に下ります事を悟らず迎へも爲で禮言きを許し給へ  
と白す、僕此地の美しく治まりあるを賞め問へば、「之僕等の功にあらず、此國の  
真中に今幸元と云ふ所の者、年少きより賢ある者なりしが、五年前の日國巡り見  
んとて出で行きしが、二年前の春歸り來りて僕等邑長を集へ、古より日嗣大君の  
國に傳はる廣田狹田の大法習ひ來れり、此國も早く之に習ひて富榮えを計れと云  
ふも僕等邑人集へる者二十人餘り皆云ふ、吾等も其大法ある事を傳へ聞け共、今  
世に之ありとも思はず、假令ありとするも此小さき國にて如何ぞ正行ひの得能は  
んと言へば、彼云はく、吾久しく日嗣の皇國より西外所世に傳はりて此大法教へ  
導かせし彌志呂命と白す日知臣に奉へて、既に此常夏國の西海辺の地を一年の間  
に悉く此大法に作り修め來れり、此國小さく狹きが故に一日も早く之を爲し、敷  
辭串刺の争ひを止めざれば、必ず西の方の如く國中亂れて安住なし得ずと云ふ、

此等邑長の内にて頑がる者曰はく、今聞く如く廣田大法に作れば、道多く出で來て空地を多くして良からずと云ふ。此時僕及幸元の邑長二人して、今吾等其事を言ひ争ふよりは、吾邑を初めに廣田の法に作り試みん、古より奇ひの法と聞きし事に偽ありやむしやを正見せば良からんと云ひて、其次の日より其者が放ふる儘に幸元邑に之を行ひしが、曲れる道及川の流れを正して、又高田低田に分ち、溝樋を整ふるが故に、畑地は田となり、荒地は畑となりて初めよりは田畑多くなり、敦海津刺の争ひ出で來る際なし、其幸元の邑を作るには、僕邑人之を援け、僕が邑を作るには幸元の邑人之を援けしが故に、乍ち之を爲し終へしかば、之を見たる他邑長驚きて其者を幸元の日知と尊び、其邑を幸元と呼びて服ひしが故に、二年の間には邑毎に之を行ひ終へて國人悉く富み、西の乱國よりは微りも來ずして眞の浦安住の地と成れり、之によりて彼幸元の日知は、日毎に東の方を拜み、此常夏の國の乱の早く治まりて、悉くの國人を安住ませませと祈り居れり、今皇二十

の來ります事を知れば大に喜ばんに、僕導引奉りて幸元に至らん」として急ぎ先行く。僕等之に従ひて行く事三刻ばかり、其路すがらの田畑の穀物悉く瑞穂の八束穂をなしあり、既にして幸元に至れば、其日知夫出で迎へて清しき大室に導き入れたり。其室の上床には、天津大靈を初めとして、天降速々岐命及八百萬神を祀りあれり、岐長みて白やく「僕が多邑人等に尊めらるゝに至りしは、前に彌志呂命によりて日嗣大君の大法を知りし故にてあれり、其后僕が元住の所を限々隔々に大法布き終へて後は、春秋の穀物常年に二倍して、國人の喜ぶ樂しむを正見して、愈日嗣の大君の尊き事を正知りし故に、其恩顧に報いんとして心ばかりに神祀りするにあれ、今皇子の幸でませしは僕が祈りの驗しと思へり」として喜び泣けり。此日此所において、次の日は凡ての邑長集ひ來りて喜び祝ぎて、室前の廣庭にて種々奇しき舞ひし、又海山の御饗多く持ち來りて上る。此國に十日計り巡りて猶南に出でしに、未だ廣田の法を知らざる所に出でたり。此所迄從ひ來

れる幸元の日知夫及邑長等をして之所の邑長等を放へしめありし時、南より一人の邑長來りて、「前に一人の皇子、國主佐岐男と來りまして、南に荒夫ありとて急ぎ下らせしま、未だ歸りませず」と云ふ故に兄彦を其者に添へて至り見せしに、既に其荒夫を亡ぼし其處を治めますと知りしが故に心を安めて此處の川辺の隈地を修め理り放へ、次々に川上に登り高山を越えて山西の山狭の隈地に出で、其西に流る、川隈地を巡りて元の地に歸りつゝ、しは臼杵の君に再び合ひ奉りし日より二十餘り前日なり。其他は凡て臼杵君の奏させ給へるに同じし。

とて三日の間交々談り奏し給ふ。大君此長談に飽き給はず、或は歎し給ひ、或は笑はし給ひ、其後は如何に、常夏の國人の衣裳食物は如何に、父子の親しみ如何なりしやと悉至れる隈なく聞召して后、「與來は何日歸り來んや」と問はせ給へば、「右の事悉く爲置きて、次の國召の時迄に阿岐男と共に參るべし」と答へ給へば、大君「然あらん」と宣り給ひて大に二君を賞め給ひて、「暫く元任に歸りて休めと暇賜は

れり、

仲夏の初め、三瀬水戸より船に來りまして土佐に至りまして、阿波路君に會ひまして其假宮に二日宿りまして、仲夏の中日に山所大宮に返り入り來ませり、

(山) 皇女降誕

大君の還りませし日に、大妃女皇子を生ませり、夏仲足比賣命と曰すは之皇子なり、

(フ) 帝夏國平定

此年の冬の終りに、帝夏國より與來命、佐岐男及幸元夫を伴ひて報言奏す、

僕前に西君の歸りましたる后、猶悉く其國狀を考へ視るに、其國の大々吾國の筑紫に似たり、故に之を大分して國本、北國、西國、南國、東國の五國とし、其國本は吾筑紫の阿蘇の如く真中の隈國なれ共、四方に通ずる事を得るが故に、此地を國君の宮所となし、其他には各國臣を分ち守らせば永久に安國ならん、又其國君は、佐岐男既に自から力足らずと悟るが故に、之を南國臣に任す、其國人未

だ彼を慕ふが故に、西國は張武なる者力もあり真心あるを以て其國臣とす、又北國は加佐美之れ又真心ありて其國人に慕はるを以て其國臣となし、東は幸元夫之又真心ある者なれば其國臣となし、豊滿命其國君となり給ひて、奇玉國とを合せて大外垣君とませば、永次に吾皇國の守垣國となりんと奏す、大君大に之を賞みし給ふ、

次の年の國召の時には、南外垣常夏國君及國臣は凡て與東命の奏せし事を其儘に法り定め給ひて、豊滿奇玉命は彼國に渡りまし、國本の山所を宮所と定め給ひて長く此國を治めまして、五年毎に参り給ひて大君の法を受け給へり、又曰杵君は、大分君東外垣に出でまして、曾宇田臣代り治らせしが、遊りて反せき故に之を合せ治らし給へり、

是より久しく皇國治まりて浦安の真穗の幸國を爲せり、

## 道之臣命在世記 第十卷

神大和威余彦天皇十三年より四十一年迄、天皇東方巡幸、夜見國平定、

(1) 泰平

治國十三年も國中悉く豊かに治まりて、浦安の可美瑞穂足國のま、禍事の全く根底に隠れ伏して次の年を迎ふ、十四年にも國中に異事なかりしが、吾家には諸前之珍彦年早十二と廿りて賢しく、日毎に大君の正殿に参りて他の小兒と共に大君に仕へ、御前にて戯れ遊びして大君を慰の奉る、之れは内臣外君の年十一より十五迄は凡て正殿の東方に建てる小兒部にて真知思兼命の長子高知理彦命小兒部臣として率ゐ教へますにて、御垣内の臣の兒等は其父の家より朝毎に参り入り、垣外の者は凡

て此部に宿りあるなり、朝毎に高知理彦命に奉られて正殿に至りて大君に真見九  
夕には正殿の後方の御寢殿に至りて、大君大妃の御前にて賢比べ、遊び比べして賞  
言賜物して、専ら臣の道を學ぶにあるなり、此時小兒部には、大分速幸若之れ大分  
君の子十五にて、吉備の行宮地にて生れし子を頭とし、三十小男あまり、其内にて  
吾子諸前の診彦常に勝りて御賞事多し、吾初めの内は、大君が吾を愛くし給ふ餘り  
に、吾子造他子を下しことより愛で給ふにことと思ひて、如此ありては安國の大  
法に違はんと憂ひて、假令他子に勝りありとも、諸前を下して他子を受け給へ」と  
乞ひ奏し、に、大君宣り給はく、吾も既に之を知るが故に諸前を下さんとするも、  
常に彼より兄なる者等の爲し能はざる事を多くするが故に、高知理彦が他子に教へ  
ずして諸前にのみ厚く教ふるにあれと思ひ、速幸若及咲國若等の兄子等のみを召し  
て密に問ひ試みるに、此等の子等皆、諸前君は神子にて、假父高知理彦命へ知ら  
しめざる事迄能く知り給ふが故に、僕等は及ばざるなり」と云ふを以て、吾心安す

みしむり」と告げ給ふ、吾恐こしと悟りぬ。一日大君に吾一人のみ御伴して、御園  
の樹立の間にて小臣等多く、御園の花園路に遊び居る状を透見居たるに、短櫻の繁畑  
にて速幸若と咲國若と何事か言ひ争ひて、其短櫻の小枝以て載する時、諸前高叫し  
つゝ走り寄りて争ふ二人を投げ倒して曰く、吾假父によりて眞の孝行のことを聞く  
に、己が心にて善悪を定めて争ふは禍根の附き初めなりと云ふ、此禍根既に御兄二  
人につきて、大君の愛でます短櫻を傷けたり、吾之を許さず。吾今御兄二人に向ひ  
て更に歎ひ懲さん、共に掛り來れ」と小さき足踏ばり、小さき手横け眼かゞやして眞  
立てり。此時倒れありし二人共に地に伏して、吾等違まれり、許し給へ」と乞ふ狀  
最と可笑し、大君之を長見給ひて其處に出でまして此三子を責めまして、諸前は小  
さく幼くして長き二人を懲したるは大なる功なり、又兄子二人は速く眞道を悟りて  
小さき弟子に服ひしも亦賢ある者ぞ、三人とも吾愛子ぞ」と大なる曲玉を御頸玉緒よ  
り抜き取りて各一づゝ賜はり、又諸前は賢にも力にも武けしとて、眞道武彦と名賜

はれり、此夜真道武彦家に歸りて其母にありし事語り告げて后、賜はりし曲玉を出して、此曲玉は曲れるに何故大君の愛で、御頸玉となし、又真道にかねへる證として吾れ等に賜はりしを、怪しと問ふ、其母答ふる事を得ずして、吾御父に問はしませと云、彼子又吾に問ふ、吾之に教へて、汝能く其事を問へり、其曲玉の曲れるを以て猶真玉となして大君初め人の愛づるは、太古より天津大靈の安國の大御心よりしてなり、其理は高く奇ひなりとも、汝常の子等より賢しければ、父の教へも悟り得ん、能く聞き知れ、天地の初めの時、氣化まし、高御祖伊邪那岐命の眞体の御腹内に眞澄玉出で登りて此大地の初めを成せり、此時は丸らに少しの曲れる處なかりしが、國々つちに成り固まる時に、高魂、神魂の二つに分れ、高魂は左に廻り進み、神魂は右に廻り進みて各其頭に目を出す、其形はあたかも今汝が賜はりし曲玉の如くして神魂は白曲玉、高魂は赤曲玉なり、故に曲玉二つ合せば、眞玉一になるなり、今日汝が賜はりし赤曲玉と同じき白曲玉は、次の功ありし時賜らん。

其時は汝が全く成人にむる時を、夫れ樂しみてます、眞道を學べと告げしかば、彼面晴して喜ぶ事限りなし、

如此吾家、大君の他臣に勝りて大御心を注がします故に、年毎に榮え和はへりしが、此年の秋の中頃に花若八岐比賣又二子を生めり、皆男子にて、何れも大なり、大君之を聞召て、汝年老いて一人づゝ生む事を待違しとして一時に二人づゝを生みしは功ありとて、伊佐男兄、伊佐男弟と名附けよと宣り給へり、帝にははらぬ大愛いと恐こし。

(7) 國名・滿洲國狀

十五年國召の時には、志良岐國、天告知及帝夏の國名も参る集ひまして、各其國の狀を奏しませり、天告知國君奏し給はく、

僕が國漸く治まりしを以て、諸合大川の川上地を見極めんとして國開岐武と共に其川辺を西に進む事三日路計りにして山狭川となり、人住む事漸く少くなりし

故に進む事を止めて還らんと欲ひしが、此地にてすら元津島根には未だ見ざる大川なるが故に、必ず其奥に猶大國あらんと思ひ、邑長を召して聞くに、彼答へて、「此川上には廣き大國ありて、奇翁多く住む奇國にて、言靈更に通はずが故に此方の國人とは更に交らず、故に詳しき事知らず」と言へり、然れど僕等其奇國探り見んと思ひ、多く糧持ちて三日路餘りを三日三夜に通進みて大葦原に出でたり、高き處を登りて長見すれば、二刻路ばかり西の方に廣き長屋地を見る故、其地に至らんとして猶川辺の葦原を分け行く事暫くにして、十ばかり人家ある處に至る。其家は埴土と石とを積みて壁とせし、屋根は葦以て葺き、牛馬を多く飼ひ居れり、其家人等とも見えく二十人計り、牛の乳房にすがりて其乳をしほり取る。僕等を見ても怪しとも思はぬ狀にて、只側目するのみなり。僕其内の一人を召して、「此國は如何なる君の國ぞ」と問ひしに、彼答へて、「通岐合國にて、通岐合君の治らす國なり」と云ふ。其言靈元津島根の解言の如くにして能く通ふ、僕等怪

しと思ひ、「其國君の座す處は何處ぞ」と問へば、「此より西方二刻路あり」と云ふ。「汝其處へ導引せんや」と問ひしに彼曰、「汝神の言靈、僕等が言靈と尊き賤しきあるのみにて、外所世の人とも思はれず、然るに何故國君のます所を知らしめずや」と怪しむ云ふ故に、「元津島根より渡りて虎蜂國の乳を饋めて后、漸く此國に迄探り來れり」と云へば、彼等乍ち地に伏して畏みて曰く、「僕等が國君よりの御教に、東に御祖の國ありて日嗣の大法守らせり、故に朝日の豊榮上りには必ず其天津日の下に元津大君ませる事を思ひ拜め、之れ忘る者は眞人ならずと宣り示しませり、僕等常に戀しく思ひしに、今其御祖國の君を正見奉るは恐こし」とて戶外戸内の者悉く呼び集へて百人ばかり集へて僕等を拜ましむる狀いと幼々しく愛くし、如此后「恐こし、道知るべせん」とて先立つ、暫くして前に高處より見し長屋地に至る。此地は凡五百家計り並べる長屋なり、其内に一きは高く大い家ありて、廣く透垣圍らせり。彼導引夫其垣内に入りて僕等の來りしを告げし



かは、多くの翁等出で迎へて、「御祖國の君にましまするか、殿内に入りまして慰  
はしませ」とて導く。此垣内に大室屋四ありて、前を集室とし、奥を國君の室屋  
とし、左を翁臣の室とし、右を諸臣の室とす、僕及嚴武長伴等を奥の室に導き、  
凡ての吾伴を前室に導く、僕を正座に居らしめて國君伏て白く、「此國元と葦原  
と湖の國にて住む人無かりしが、今より一千年前東の虎蜂國乱れて、志良岐國よ  
り阿利那礼臣をして志良岐國君の子にて仁岐志彦を奉りて虎蜂國を鎮め治めしが、  
阿利那礼臣己が心の儘に田人を治すが故に、仁岐志彦之を責め誠め給ふを悪みて、  
其國の山狭に行宮作りて強て移り住ましめ、多くの守夫を添へ置きて自から其國  
主と甘れり、其時仁岐志彦の翁臣に賢ある者ありて、大川の水深くして廣し、此  
山狭の奥にも必ず國あらんと思ひて、山狩の際に葦原路を分け入りて終に此國を  
見出して仁岐志彦に之を告げたり、其時仁岐志彦大に喜びて、穢れし此國に住ま  
んより人甘き根國に至りて荒國開き住まんと宣り給ひて、其移り住まん時を考へ

ます内に、虎蜂國又乱れて北と南に分れ互に争ひて行宮守る武夫少々に至りし時、  
翁臣守夫長に告ぐるに、今國乱れて北南の争ひ甘れり、吾君及吾等は此屢々乱る  
る國に住まんよりは、遠く外所世に去りて汝等の心を安めんにより、吾等を守る  
事を止めて國の戦に出でよと云ひしに、彼長又乱を悪む者にて、吾君に其御心ま  
せは、僕も共に率て行き給へ、僕長く此君の守夫となりてありし内に、君の清し  
く愛心深くまします事に服ひて、既に此君を奉りて虎蜂國治めんと思ひ居りし處  
なりと云ふによりて之を許し、其長をして凡ての守夫に、今國乱れたり、此地の  
君には吾一人にても守り得人、汝等早く行きて南を援けよと告げて去らしめ、仁  
岐志彦命を奉りて、男女二百人計にて山狭地の葦原路を分け入り、七日七夜にて  
淡海の地に至る、其地は此長屋地より猶五日路程西の方なり、其地に止まり荒國  
開きて、今に至る迄君の御世継ぎ榮えて、十二世にて僕に至れり、國田人は凡て  
其前に従へる者の子孫のみにて、今は二十万計りに殖えたれ共、少しも他種を交

へず、故に言靈自から正しく保ちて今元津島根の皇子とも言靈通はずに難からず  
かり、又臣は年少なき者は、目の當りのみの事を悟るには巧みなれ共、大きく重  
き國治らせの事は翁に及ばず、故に大臣は悉く百年を餘さざれば任せず、又諸臣  
も六十路を越えたる者の中より上げ任すが故に、仁岐志翁國とは云ふなり、又此  
國廣くして人無きが故に、四方の國との境は凡て荒山の繁木十日路二十日路を塞  
げてあれば、他國人の通ひ入る事を得ず、只虎蜂國は大川下にて最と近く、今は  
僅かに三日路なれども、一日路つゝ五家十家の守田人を置きて、若し醜族の入り  
來る時は直に葦原に火を放ちて防ぐ事を計りあれ共、君等の幸でましの際は言靈  
衣形の同じきが故に守田人心を許しありて火の害に合ひまざりしは、高御祖の  
嚴靈の導引まして僕等僻人に元津島根の眞の大法事示し給はんが爲めなるべし、  
御心安く住みまして、大法教へ給へしと白す、此長談の内に翁臣等珍らしき清饗  
上る、僕等此奇國に三十日餘り止まりて四方を廻り視るに、其廣き虎蜂國の廣さ

に同じく、既に開けある地は僅か百分の一だに及ばじ、僕之を視終り、他より田  
人移して早く其國開かんと思ひしが、此奇國の美はしき真田人に邪心の一端だに  
雜らん事を慮かりて、只其國田人の子孫のみを以て自から種を榮え聞くを誓ひて、  
其國君を慰め勸まして、大法事の廢れ忘れありし事を凡て説き明し故へて歸る  
と奏し給ふ、

大君此長物談を聞召して勅り給はく、朕、天下悉く乱れて、如此奇しびに古の大法  
遺し穢めし國有らじと思ひしに、今咲國が談りにて吾弟國の遺り保ちありしを知り  
ぬ、天下廣し、猶如此奇國何れの處にか遺りあるべし、前に咲國、陸奥の高台火之  
狭國の奇古人を探り出だせるに、今又外所世の奇國探り出だせり、果して其名の咲  
國に違はずありし、猶勸めて探れしと勅りませり、此外異なる事奏す者なく、全く  
大和の皇國の狀を祝ぎ奏すのみなり、

十六年中春 西外所世級長津國より其國の若主、彌志呂臣外教多の伴率て参り上りて大君に直見え、多くの珍物奉りて白す。前に大島命、僕が國に降りまして、僕が父に大法授け給ひて存に、四方縣主を集へ議りて、前の國君に避り給は人事を奏せしに、邪臣武夫以て防ぎ戦ひ爲すによりて、押根彦の奇策を用ひて終に之を平けて、皇國に参る上りて大君に直見えんと欲ひしも、初國治らす法事多く、又押根彦阿蘇若彦も援臣として離し上すを得ずして怠ります内に、三年前に阿蘇若彦避りて惜しみある内、去年又押根彦避りぬ、又今年は僕父病にて遠く外出を許さず、故に僕未だ年少なけれ共代りて参る上りぬ、僕國既に日嗣大君の厚き御愛によりて援臣を賜はりし故に、今國君となりて諸縣を統べ治むるに至りしは、永久に子孫をして忘れしめず、又二大臣の援を失ひしと雖も、彌志呂臣又勝りし日知君なるが故に、僕が祖父の弟妹を妻として親族となし置きたれば、僕父武彦常に僕に告げて、「彌志呂臣は臣にして臣にあらず、汝臣父としてかしづき、其教への儘に従ひ、吾若し避り

し后にも及くむ、今吾世にある内に其臣父の導によりて元津島根の日嗣大君の大法受け來れしと云ふ故に参る上れり」と奏す、彌志呂臣奏さく、「僕意かにして大國の大臣となりて其君を援けて良き治めを爲す能はずも、幸に此皇國に生れて成人となり、日嗣の大法の一端だに知るを得しにて、國君等の愛でを受くるに至れるなり、之れ凡て吾日嗣大君の賜なり」と悦び奏す、大君之れ等を聞召して、「汝等其真心を忘れずて國田人に教へ治らさば、永久に其國安からん」と誡め教へ給ふ、此外所世の若君、臣等二十日宿り居りて、日毎に田人の装して國中を巡り見つ、凡ての田人の和心以て、少しの争ひ心なく睦び勸むはさながら兄弟家族の如し、此正狀を正見して、眞や日嗣大君の國には日知田人のみ、臣父の告げますに偽なし、吾等が國も凡て如此ありせん」と誓ひて其國に歸る、

(二) 東國巡幸

於是國中大に治まり榮えて、年毎の國召にも異事奏す國君臣なきが故に、大君東の

國巡りて日立の利根の新國視まさんとして其装をなし給ひ、二十年の仲春、吾道臣、大鳥命、鬼兼命、岩奇武男命を御伴と定めまして行幸ませり、東の御門より大和大路を木幡に至りまして、山狭の阪より志賀に出でまして、淡海の志津川を舟にて上りまして、野洲川水戸に着きまして廣海を長見め給ふ、此水戸を行幸水戸と云ひ、野洲川を行幸川と云ふは之が縁なり、夫れより海辺の道を行でまして、神崎邑に至りまして、其所に祀りある高御祖の神を拜み給ふ、此神宮は太古此淡海廣くして高志島と日高見國との境をなしたる時の御崎にて、其崎に天より天津彦根命降りまして此御崎に坐して、東の方高志を治めませしが故に神崎とは云ふなり、今の多度君の高御祖にませるが故に祀りあるなり、之より小川辺を上りまして、多度靈山に至りまして、天津彦根大神の東方治めませし奇法を悟りまして、迎へまつる多度君をして新たに此奇山上に宮造りて高御祖を祀る事を言依します、夫れより稻葉臣の寮に至りまして、美しく作れる廣田を長見給ひて、稻葉臣が貞鐵に成れる生田の愛

田と宣り給ふ、此處を貞鐵邑と名づく、其より點見川（長良川）の川上の生奇彦の家を見んとて行幸ます、此時前に高市に參りし翁等凡て健かに在りて御迎して御饗上る、其内に大なる甘魚あり、大君其を見まして、點に似たれ共美し、如何なる魚也」と問ひます、翁奏さく、「此川初より點多く生む故に、古より點見川と云ふも、今は春にて點未だ少なし、此魚は季を選ばずして住みて、點よりは甘し、故に甘魚とも點勝とも白す、然れど荒魚にて捕り悪し」と奏す、大君愛で、御食します、之れより此魚を皇魚と名づけて年毎の初春の國召の時、奇翁より奉るなり、次日、大君奇翁に問ひ給はく、「此國は太古大國主の世に天若彦の知らせる所にて、又探女の禍靈に憑れると云ふなり、翁答へて、「其天若彦が住所は知らずも其喪屋の跡知れり、此處より少し西にあり」と奏す、大君翁等を導引として其所に至り見まして、「此喪屋の跡今は全く禍根あらずと雖も縁かりの地なるが故に、奥の高地穂に嚴宮築きて禍根伏嚴の素佐之男大神、武甕槌神、經津主神を祀りて永久に禍伏の誓

びの爲め、猶葉高富奇翁を授けて急ぐ爲よ」と勅り給ふ。又其山を廣見の大矢伏山  
と名付け給ふ。又大鳥命の率ぬます葛城臣の弟武岐を祝として止め給ふ。次に東に  
進みまして、隈曾川に沿ひて狭道を経て長野の隈曾に入りまして、上隈曾より諏訪國  
に出で給ひ、其地に祀る建御名方社を拜み給ひて、南の方駿河の大玖摩に出でまし  
て山無の金田の金部を視ませり。此地より南方の高地穂を望みまして、其山の頂に  
至りて國見せんと宣らして登らします。既にして其頂に至りまして、其高嶺野の真  
中に立たして宣り給はく、「此高嶺は筑紫の奇古より高く、又頂甚だ廣し。之れ蜻蛉  
の腹の臍所なるべし」とて原中の御池の北に、國饒志邇々岐命と高照木花咲屋比賣  
命を祀らし給ふ。靈守木植給ひて后、北方を長見下して、山無の大隈地と聞きつる國  
は、小隈の連見の國なり」と宣り給ひ、又西方山狭地を白穗波立馳せ流るゝ大川を  
望みまして、「馳須留賀の最小原」と宣り給ひ、又南を望みまして、「小田の吉原國な  
り」と宣り給ひ、又伊豆崎を望みまして、「手上に持てる最の飯の如し」と宣りまし

て、南方に降りまして、酒匂川上より川辺の峻地を東に進みまし平地に立ませる時  
御迎の日立君の導引にて玉縣に至りまして玉作部を見給ひて小玉の宮に着させり。  
前に高市を出でまして二十日あまり経たまひて、終春の中の初に漸く着き給ひしな  
り、富之命、日鷲命初め國君臣多く参り祝ぎ奏す、此宮に五日泊りまして后、荒利  
根の利川の乱れ悉く修り理め、大川の西側には高畝築き深溝伏せて、大溝小溝は豊  
廣田に水引滴たして、豊葦原は悉く豊御田の吉野と成れり、又南の方の大沼地は、  
深沼のみ残じて浅沼池は高地を均し、其餘りし填土以て煙め固めて御田に爰へ廣け  
て豊御田の富野となれり、大君巡り見て愛でましつゝ、香取の國に至りまして、香  
取國君の祀れる神里の大神の宮に詣り拜み給ひて、思兼命に向ひまして、「吾初め此  
宮に詣り來ざる迄は島地の高地に祀れりと思ひしが、今正拜するに平地にあるは如  
何に、汝其故知れりや」と問はし給ふ。真知思兼命答へ奏はく  
「太古は日立の三島と云ひて、皇國の東の極なり、其盡る極なるが故に盡極の三

島とも云へり、后に筑波と云ふは違れり、又其後三島を筑波、經津、雷土と名を  
分ち稱へり、其故は、天降の高御祖國饒石邇々岐命の次の日嗣天津日高彦穗邇々  
岐命の大歳七年と云ふに東方の禍根防ぎとして饒速日命降りまして、筑波之島山  
に立ちまし、其御先速經津命南島に立ちまして速風吹き起しまし、又瓊主日子命  
北島に立ちまして雷招降しまして禍伏を爲しませし事、前に東外垣命 參りませ  
し時奏せし知し、其后に此日立知します天御蔭命二御先之神と議りまして、永  
に禍伏の爲めとして經津主大神を經津島に祀りて天之御蔭命の子香取命をして守  
らしめ、又武甕槌大神を雷島に祈りて弟子香島命をして守らせしなり、此三島は  
火々出見火明命の御世の火之大後の時には懲しめを免かれしも、高波限建命の御  
世の水の大後の時には、高島半は木に入りて地低くなりて、今此神社平地にます  
に至りしなり、又太古は此浴海の處より荒利根の處悉く深海にて、北に遙かに離  
れて高志國ありしのみなりしを、火々出見火明命の御世に利根津加山火吹き出で

て高くなり、其より湯津石むらに走り流れし石折、根折の石群凡て海に入りて底  
を高めて、淡島敷多出で、自から陸地を現はして根國となる、后勝速日饒穗命の  
御世には、此根國に水草殖え榮えてありしを、水の大後の時には根魂現はして終  
に海に沈みたりしも、初屋草葺不合命の御世より再び利根を現はして、所々に大  
浴海、小淡海を残したるまゝ大陸となり、今吾大君の御世に至りて全く美し世と  
なれるなり  
と奏す、大君之を聞かして、我只おぼろげに知るのみなるを、常に汝能く知り盡し  
て吾を教ふ、汝と云ひ大鳥と云ひ、凡て天津大靈より使はしましたる天使なりと  
賞め給ふ、筑波君、香取君、香島君等も共に奏して、僕等高御祖より言ひ継ぎ遺し  
たるにより大畧に知るのみなれ共、今眞知思兼命によりて其詳しき事を知るを得た  
り、又僕等高御祖の天翔り國翔りましたる事は、只國巡りましたるにて、空飛びま  
す事は如何に高御祖神にましても現身ましたる時は得能はじと思ひしに、前年より

大島命國形寫すとて來りまして、空飛びます事を正見して畏こみし、吾國の太古よりの傳言に空言なしと悟りし、此皆吾大君の神威高きが故に、僕等の如き僻人迄日知となるに至れり」とて喜ぶ。

大君次に香島に渡りまして其神を拜み給ひ、北に進みまして奇野の全部を見まして、次に筑波に至りまして御嶽の二上に登りまして神社の高御祖を拜みます、此神社は饒速日命の東に降りましたる時、天津大靈及國饒志邇々岐命、高照吠屋比賣命を祀らせしより此方筑波君が祀り守れるなり、大君御神を拜み禱き終へまして后、此方の西南の方利根の新國望みまして

新張の 筑波の御田の 廣しきに 利根の川々 結び流るゝ

根國を 現はしませし 大地貴 國知り告げし 少名彦と 御年まもらす 稻魂の 掛け絶えせず 御田人守らせ

と歌ひまして、日立君に勅り給はく、國治らすは、現世の御神の外に幽世より援け

ます御神等も禱り添はざれば、西風の潤と、のはずして、川の荒み涸れ年出で、御田の若しみ發らん、吾暫く真知思兼を汝に預けん、共に議りて三島の神社を猶美しく修り、又邑毎に大名持、少名彦、大年、御年、稻魂の諸靈を祀らしめよ」と告げます、これより南に行幸まして、経津の真野水戸に至りまして、前より珍舟以て迎へ待つ稚根津彦に合ひまして御船より還ります。此港の地を御舟と云ひ、港を御舟港又は君去り港（木更津）と云ふ、此時よりなり。海上浪しづかにして、二日二夜にて伊勢の奇田の港に入りまして、奇田彦が家にて二日宿りまして御疲を休めまして、大宮に還り入りませり。

(ホ) 真知思兼命をして安國法を示させ給ふ

前に日立に遣し置きましたる真知思兼命、其后隈々巡りまして、既に神社のある處は修り理め、又新たに祀ります地は日平の大坂より初め、萬歳かに為しまして、國々の君臣初め色々の田人には四の真道を説き示しまして后、鎮宮に至りて日立君に

白々く、僕今凡ての所悉く廻りて、其國狀悉く知れり、此國治めまらんには、此宮  
悪しからずも全しと云ふを得ず、此南の山所（稜父の里）は日立路の西境の真中甘  
り、又三野路、高志路の境の寄り合へる真地甘れば、其山所の真中を開きて宮地と  
なしまして、日立を築え治らせませ、前に吾大君が筑波にて歌ひましたる御歌の  
國知り告げし少名彦の事を僕思ひ出でしが故に今告げ白すなり」と白せり。日立  
君之に従ひまして、實に汝命は少名彦命の現身にませり」とて直に其山所を宮地と  
なしまして宮作りませり。

二十二年の春の國召の時、日立君より宮地移すべき事を奏し給ふ、大君聞召して眞  
知恩兼命に勅らして、「それ、國の君臣とも古事悉く知れる理なれ共、安國長く續か  
ん間に自から怠り心出で、古事に重く心を止めずあれば、只大まかに安國の法知る  
のみなり、今國の君臣悉く集へる時、汝が花垣へ日立路君、花垣八重彦命に談り  
し少名彦の古事更に談り聞かせよ」と宣り給へり、眞知命畏こみて

「僕愚なりとも、御世々々古事文の任にあれば、知れる儘に談り奏さん、今は天  
地の初りし理は去はず、素佐之男之大神未だ根國治りして現世修り理めましたる  
時、此元津島根を既に美しせとなしまして、御子八島士奴美命を此國の大國主に  
任せまして、其他の御子青幡佐久日子命、國押別命、都岐登火照比古命等の五  
十猛御子を率ゐまして西の方空國の根島に渡りまして、其島々を現世と修ります  
時、今の志良岐國は五島南より北に並び浮べり、其真中の島の真中に日別吹立  
で御座所になします、帝に此所に曾々利立ちまして、此根の無人空國の大木臣草  
を薙ぎ倒し、荒鳥醜獸を鎮め伏せまして田人草を敷殖やしつゝ、百萬年を数多經  
まして、次々に西の方の根の空國を開き進まします。其御子の内にて此志良岐國  
にて生れましゝ最と末子にませる少名彦命賢しくまして、高御祖素佐之男命愛し  
みます事限りなく、帝に御手元を離しまさずありしが、少名彦命一度は天之下悉  
く巡りて其狀を正見せん事を御祖に乞ひますとも許されまざるにより、一日密



かに逃れ出で給ひて鶴を鳥船とせしめて四方の空を天翔りまして視巡ませしに、二柱の高大御祖の初めて作らしし自凝島を日向志の極として、其れを真体の胸腹として西に向ひて双手を北南に廣げ、口より氣吹の袂霧を吹き出したる如く末廣の地に、根島、淡島敷並居るを以て、現世治らすには其胸腹の所に大宮地を定めずば永久に安國保ち難し、元津島根に坐して現世治らします八島士奴美命に此事告げんと思ひまして更に元津島根に至り見ませしに、其時は大國主八島士奴美命も次の久奴須奴神、次の美豆夜禮花命も神遊りましたる后にて、四世君淡美豆奴命の大國治らします御世なり、其時少名彦命は先御父に此事奏さんとて曾々理の地に歸りませしが、素佐之男命既に神遊りまして天之高市の高皇產靈の空にませるを以て、藤かつらを羅みて作れる船に乗りて出雲の御崎に至ります、大國主淡美豆奴命奇船に乗りませる少名彦命を見ませは、其神及伴部凡て鶴の皮を衣となししまして、言靈通はずして何れの神なるやを知らず、之れ大國主の現世は、既

に根國開けて四世を経て根言絶えしが故に、少名彦命の根言通はずなりしなり、大國主之を悟り給ひて、根言知れる谷久々に議り給ふ、谷久々奏さく、「天下の事悉く知る者は久延毘古なり」と云ふにより、又久延毘古に議ります、久延毘古少名彦命の前に進みて其來りませる故を聞きて大國主に奏さく、「之れ高皇產靈が素佐之男命として空國にて生まれし珍子なり、今君に告げます事ありて來ませしなり」と告ぐ、淡美豆奴命大に喜び給ひて、迎へて殿に入れ奉りて御饗奉ります内に、少名彦命も現言靈悟り給ひて、悉く天下の狀を談りまして、高市移さん事を談り告げませり、大國主大に勇み喜び給ひて、共に自凝の山所に至りまして宮所を定めまして后、猶悉く國中を巡りまして田人の狀を見つゝ、巡りますに、田人反家畜等の根靈に病める者を憐みて藥を作り與へ、又は根靈抜ひの奇術を教へ終へまして后、少名彦命は再び外所世に至りまして、其國開きましつゝ、ある五十猛の神の子孫を教へまして神遊りまして、天之高市の高皇產靈に報言奏し給へり、此

古法を思ひし故に、天下の廣きを治らす所にあらずとも、日立路を知らずには彼  
奇玉の山所甚と良しと悟りて、日立路君に白し、甘り  
と長談せり、集へる君臣悉く思兼命の強知りに驚き賞む、

(ハ) 天種子命、皇入事代主命神遊り

如此して年毎の國召も、田人の安住を祝ぎ、又古事談のみにて異事廿かりしが、次  
の年の初夏に至りて天種子命大君に奏す、  
「僕年久しく天津太靈の守城任へにあり  
しも、今現世遊りて天に歸るべき時至れり、暇賜はれ」と白す。大君聞召て、然ら  
ん、何日に遊らんや」と問はすれば、  
「今より十日の后」と奏し給ふ、大君宣り給は  
く、  
「汝久しく吾に代りて大靈に孝行せし爲め、吾心の儘に國事に盡すを得たり」と  
て其氣を許し給ひ、其後の任せは天之種子命の長子を召し給ひて、  
「汝今より父の名  
と任とを承けよ」と言依し給ひ、又眞知思兼命と大鳥命に宣りして、  
「種子命の神遊  
り送りの装を爲さしめませり、如此して初夏の仲の初日に種子命大君に、僕神遊所

は畝火山の西麓の外垣内に賜はれ」と乞ひ給ふ。大君御心良く、  
「汝の望む所は、吾  
正殿を除きては何處なりとも選み定めよ」と宣り給ふ、種子命大に喜びまし、其日  
の眞晝より其所に至ります、大君親から諸臣を率ゐて送ります。大鳥命大後をなし  
まし、思兼命神送りの祈言奏し、吾忍び言奏し終へて后、大君御手つから御玉串に  
白妙添へて贈ります、神遊君喜び受けまして笑ましながら、御形霧の如く減り去  
りましぬ、神遊君は御年百八十六なり、此君年若かりし時御子久しく生れざりしが、  
后一人まして今年既に百一年にて、次の種子命となりませり。

如此天之種子命の神遊の最かなりし事を談り次ぎありしに、夏の終りに皇入事代主  
命又神遊ります事を大君に奏し給ふ、  
「僕久しく僻に隠れてありしを、大君現はし  
座して、畏こくも皇入に返し上せまして、家族悉く高き任につきて高祖を恥かしめ  
す至れり、此大愛を報してん家族の大孝行の状を見盡して后こそと思ひしに、前に  
天之種子命の神遊りを見て之に習はん心教出づ、然る處、一日前の夜の夢に、高祖

現はれ告げますは、汝既に年老いて現世の事は子孫良く爲さん、初秋を身添ぎに暮して、仲秋の初日に避れ」と告げませり、之れ許し給へ、又避所は志岐の高狭地の家の右に給へ」と奏し給ふ、大君驚かして「吾父にも兄にも早く別れて、汝を父と思ひて孝行長く継いんと思ひしに、既に現世捨て人時なりや」とて惜しみ給ふ、又前の如く、大鳥命、思兼命に其装を宣らし給ひしに、皇入彦命固く否み給ひて、僕十年前より既に其装整へ置きあれば、只大板のみを賜はれ」と奏し給へり、初秋の終りて、大君、大妃は、彼高狭地の行宮に行幸まして、一日一夜皇入彦命と現世幽世の事を語りまして、仲秋の初日皇入彦命の大室にて、大君、大妃、御子等諸臣と共に晝の饗談りながら召して后、大鳥命に「此所にて現身が袂を爲し給へ」と乞ひまし、次に思兼命に「幽世の道教へ給へ」と乞ひます、思兼命「僕其道は未だ自から行きし事なく、只僅かに高祖等の負がませし事を傳へ知るのみにてあれ共、各々其道異なれり、今皇入彦命が行でます道も或は他にあるらん、僕得故へ奉

らじ」と答ふ、皇入彦命高らかに笑ひ給ひ、或は然らん、吾等が此現世に出で来るも各異なりたる道を証し者ぞ、僕之を悟らで汝命に聞さしは違れり、僕又現世にありて類なき大君の御愛を受けて、現世の事に逆ふ事もなくして多幽世に赴くも、速玉男の責めを受くる事なく、事解男の教を受けずも高祖の御所に至り得ん、大君の御世永次に幸さくませ、さらば」と宣給ひて立ちまして、后の定め所に至り立して四方を長見せしが、再び后の方に行かせしと見る間に、早御形見えぬれり、大君畏こしと拜み給ふ、集へる諸臣悉く伏して拜む、神避の命は御年百五十一にましませり、

(4) 高知理彦命の幽世物語

吾子眞道武彦既に二十年にたりて、高知理彦命を援けて小子部ここべに任せてあり、又皇子若彌耳命わかひの同じ年にまして、朝は高知理彦命より君の道を語り白し、晝は眞知思兼命まろしより神の道及天津大法事を語り白す、此高談之座たかたのくらに侍り聞くを得る者は眞道武

彦及久木命の子久木若彦及奇日事代主命の子若御方のみなり、此若子命等前の皇入命の遊ります時、幽世の事白し給ひて、速玉男、事解男の事談りませるを聞知り居れば其教祖に、人の遊りし後の事委しく談れ、と乞ひ給ふ、高知理彦白し給はく、皇子及御子等は御年未だ若くまします故に、現世治むべき大法のみを知りませば、自から幽世の事を知らしめすに至らん、僕も未だ年若くして、僕父未だ此事教へずとも、大概は悟りぬ、故に悟りたる事のみを談り白さん、幽世は此天下大國玉の生れ初めし頃の太古は、上津幽世のみにて、其より神靈降りて人と成りしも、大地と大海とに別れし後は、下津幽世初まりて、高大御母其地に至り治らせます、之れ黄泉津底靈大神なり、之大神諸靈宙神を卒ぬまして産靈の奇術をなしまして、石土草木虫獸の魂を生魂と成化しまして、根國に選り上げます、又根國には衝立船戸神、道之長乳齒神まして、足魂を化り割へて道侯之神に授けます、此道侯之神と時置師神と譲りまして、現世に通ふ黄泉比良路に坐す速玉男神、事解

男神、翁理比賣神に送ります、此處にて此三柱神譲りまして、草木は稻魂神に送り、虫獸は山津見神、海津見神に送ります、又人魂は國魂神に送りますなり、如此して國魂神之に魂留まして、初めて人と成りて現世に出づれ共、其人現世にて真道を行はずして荒振り争ふ事を為せば、其避る時苦しみ迷ひて、行くべき黄道知らず、於是國魂神之を黄泉比良路の速玉男神等にわたし、其荒魂を責め教へまして、元の根國に返しますなり、然れ共生れ出でたる后に、能く真の道を學び悟りたる者は、其避る時國魂神の使神（向ひ神）來りまして、國魂の神社の荒垣内なる少宮に養ひ置まして、日知神上津幽世の事を教へ授けます、愚にして幽世の事悟り得ぬ者は、再び神活産靈神をして現世に降しまして田人と成します、其生れ衰りし田人又使神に迎へられて國魂社に至りて、再び日知神の御教を受け、中垣内の教宮に入れます、又高き幽世の事を教へます、其御教を能く悟る者は次の高玉垣の内に進み上りて、次々の后には天津大靈の真の御世に上り任すな

リ。之れは凡て田人の魂の行方なり、又臣となるべき魂は、國魂の御國を経て大國魂の御垣内に至りし魂より降して再び此現世に出で、日嗣大君に奉へしめまされたり、又天津日嗣の御魂は、初めより天降の御魂にて、太古大國主の御世は、君も田人も皆根國より生れし魂なりしも、其世の田人、根魂強くして上り進み得る者少くなりし故に、其乱れ世正しまさんとして、天津大靈天照坐大御神現靈を分け下しましたるは國饒志邇々岐命にして、次に火々出見火明命は國饒志邇々岐命の現靈なり、又高波限建命は火々出見火明命の現靈にまします、初屋草葺不合命は高波限建命の現靈にして、御世降り進むに従ひ、御魂も次々に小さくなりまは深き大理あるなり、然れど一萬年毎には邇々岐命降りまし、一千年毎には火々出見命降りまして、今の大君は千年毎の葺りの御世なるが故に、火々出見命の御靈にて、御名は狹野奇日命なれ共、御威餘ります故に、世人自から火々出見命とあがめ白す、之れ理あるによるなり、猶幽世の事は廣く細かにて、一日二日には

談り盡し難し、然れ共皇子御子等の六十年七十年に進みましは、自から奇靈の導きによりて悟り給はん、今日は之れにて談り止めませさん  
と教ゆ、此時若爾威耳皇子白し給はく、今の御教にて、吾祖父命の速玉男に責められず、と宣りませしは、既に根國には行かねば、速玉男には責められませぬなり、吾悟れり」と白し給ふ、

(ヲ) 関東震災

治國二十四年、富之命陸奥を巡り視んと為給ひて、日立路臣盾幸彦と共に至り、玖摩君を導かして其國開きを見給ふ、狹沼の地に至りて大川の乱れを修め、川辺に高畝を築き、伏樋溝通し、高地を均し、窪地沼地を埋めて、阿波路の餘りし田人を移し給ふ、之れ此年の國名の時、阿波路君より大君に奏してひしが故なり、此新國開き五年の内に、阿波路より移りし田人一万家に及びて、美くしき豊米之國となれり、然るに時々御田大に震ひて、田人安き心なかりしに、二十八年の春甚と大なる震ひ

ありて大川の高畝悉く破れ、田人の家の倒れ伏す者多し、此時には陸奥の東の海狭  
國皆高浪敷寄せて田人家を流し、御田毀つが故に田人苦しむ、大君憐まして、三野  
路、日立路の正倉開きて、椎根津彦の船伴をして運び送り故はしめ給ひ、又大川の  
高畝を急ぎ修らしめ給ふ、

(1) 皇子降誕

三十年春の初めの國祝日に、大妃皇子生みませり、久しく御子生やぶるが故に、大  
君大に悦び給ひて、豊日阿禮日子と名附け給ひ、奇日御方事代主命をして養ひ守に  
任せます、生れまして十日も経ぬ内に、大君を見まして笑ひませる狀奇ひに尊く、  
御口中に大なる瑞齒出でませり、大君甚く愛まして神中齒命と宣らします、大君  
「此珍子、后世治々人か、事代主善く養へ」と勅り告げませり、

(2) 東北巡幸

三十一年、日立君より陸奥の新國、大地震の害も修まりて、元の如く美しく成

れり」と奏されし故、大君「之れ正見せん」と宣らして、御船より行幸ます、御伴  
には、吾道之臣、真知思兼命、可美真手命なり、椎根津彦命例の如く珍船守りて御  
伴す、此時の御伴船は、帝夏國より奉りし珍木にて新たに作りし大船にて、其二に  
は可美真手命及大伴部を乗せ、又椎根津彦海伴部二船と御膳部一船とにて、凡て伴  
船五船なり、風静かに波平ぎて、御船の動き更にたくして、五日五夜を経て鹿島國  
の那加港に着きませり、此港に待ち迎へます日立路君御饗奉るとて、其港の側の小  
山の頂に清しき行宮作り、之に上り行でまして東の方を長見ます時、小さき地震  
あり、大君日立路君に「前年陸奥を荒したる地震は、此日立國如何ありしや」と問  
はせませしに「今の地震より強かりしも、人家を倒すに至らず、僅かに海辺の高波  
にて小物流したるのみ」と奏する、大君宣り給はく「治國の初に此あたり震ひし時、  
東の外垣美豆足國の北島半海に沈みしと云ふ、此度も此事ありて、其國に住む田人  
安住ならじか」と嘆きます、此時椎根津彦命、宮外の花園の辺に伏して何事か神祈

してありしが、大君の御前に來りて奏す。僕今東方より船魂神幸でますを見たりしより出で迎へたるに、神宣り給はく、「大君東の外垣美豆足國の田人を憐み嘆かしますも、其國の田人は三年前迄に悉く東の極國諸伏島に移り住みて、只僅かに楯根附頑田人あるのみ、此田人等は其國と共に海に沈まんといふ、外垣命如何に勧め訓し給へるも聞き服はぬ者にて、其形は人にあれ、其心は根魂なるが故に、大君之を憐みます事を止め給へと汝より奏せ」と告げ給ひて、又「東外垣命志日命の状は、今より十年後に明けん」と去りませり」と奏す。大君大に喜びまして船魂神を拜みまして后宣り給はく、「吾等目の前に神坐せるを知らずありしに、楯根津彦獨り之を知る」とて神知津彦命と名を賜へり。之れより此小山を神山と云ひ、港を神港と云ふ縁なり。此地二日泊りまして又北に船出ます。日立路君も御伴に加はりませり。次日良隈川の水戸に入りまして泊り給ひ。次日には熊笑川の小水戸に泊り給ひ。次には本笑水戸に入りまして、此地に迎へる玖摩君に向ひまして、「吾又宇陀に來れり」と

と笑ひ給ふ。玖摩君前の事を思ひ出して、「僕既に三十年前の事を忘れつるに、大君猶良く知召す」とて之又笑ふ。又大君玖摩の君に、其前と今とは國狀如何に變りしやと問はし給へば、答へて、「既に僕來りて三十年を経て、前の小子皆成人となりて人家も二倍餘りに殖えて、元の荒形去りて悉く美し國となれり、然れど合隈（阿武隈）及火之狭國（會津地方）は開けしと雖、未だ初めの此長狭眞野に劣れり」と奏す。此水戸に一日泊りまして、次の日玖摩君をも御船に入れまして宮野の奇群島の港（松島湾）に入りまして、倭國命の居ませし古宮に至りて宿ります。陸奥の縣主呂長悉く参る集ひて眞見まつりて、各珍らしく思へる種々の物を奉る。富之命も参りました。僕早くより参る迎へまをよんと思ひしも、行幸の前々視巡りつゝ進みますが故に猶あらじと思ひ量りしに、御船の足世の帝の船より最と速きが故に、僕御迎及はざりし」と奏する。大君さまぐ新國開きを問ひたしして、此地に二泊して后、御船より廣田浦に至りまして、大川（北上川）を上り行幸をまして豊米の

國に至りまし、隈々巡り見給ひて、猶数多残りある沼を見給ひ、富之命に「之れ悉く聞き得人や」と宣り給ふ、富之命答へて「今之を悉く聞かんとするには、遠き處より真土運ぶ來らざれば此深沼埋め能はじ、國田人彌益しに殖えて、他に容るゝ地なきに至らん遠き木の世には必ず御田にむる可きならん」と奏する、大君聞召て「然る巖沼にてあるか」と宣り給ふ故に、其残れる沼を巖沼とは云ふなり、之れ、猶多くの人にて攻めざれば服はぬ巖の武沼と云ふ御心なり、件人凡て笑ふ、其地を加々笑と云ふ、かくて東の山の頂に登り立たして、四方を長見給ひて「此辺は加佐々之愛崎」と宣り給ひ「吾今蜻蛉の尾に近きあたり有り、猶北に進みて其尾を見極ん」と宣らし、推根津彦に向ひまして「吾山下の群の愛浦を愛で祝人間に、船を漕ぎ持て」と宣り告げませり、船伴皆船場に至る、大君山を下りまして浦の小家に宿りまして、次の日御船に移りまして北に向はせり、長狭の奇浦を静かに御船進まして長見良き港に泊りましたつ、五日五夜にて陸奥の尾崎に至りまして宣り給はく

吾既に尾崎に至りて北の新國（北海道）長見す、猶彼國に至り見人」とて速吸水戸を渡りまして渡越の水戸（函館）に入ります、此水戸には鶴田國田人來り住みて既に長屋をなす、濱狭國なれ共多く廣田開けり、其處の長人愛奴男出で迎へて奏さく「僕今年の春鶴田國に至りしに、其國君より、大君陸奥を巡ります、或は此新國をも見まさんか」と談りませしにより、心密かに行幸を祈り居りしに、今日高地より南方を長見せしに速吸水戸を静かに珍船の入り向へるによりて、大君ならんにやと下り迎へしに果して大君を真見えまつる、此僻地にて大君拜まは夜夢にも得能はじ、然るを豊幸の御世に生れて今大幸を受けつる」と喜び奏す真心徳に出で、愛くし、大君彼に「此國如何に開けしや」と問ひ給へば、彼「僕か此國に來りしは四十年餘り前なりしに、其時既に人家五百餘り海辺の狭地に住みたれ共、長屋あらずして一日路の間に散り住みし、其後年毎に來り住む者ありて今は此港に長屋を成し、又其他にも二倍三倍となりて凡て三千家を爲せり、故に鶴田君より、僕を縣主下り



ます造は其事を假に任せましてあるなり」と奏す、此水戸に一日泊ります内に、邑長等十人計り、邑人多く伴ひ來りて直見え、奇舞せとして大君を慰め奉る。邑人等に珍玉一つ、賜はり、舞ひ者には白妙一つ、賜はりぬ、次の日に愛奴男を導かし、鶴田國に至ります、鶴田臣は嚴武が子なり、迎へて御饗奉る。幸川（岩木川）に川水阻めて上り來る奇魚ありとて、川上に至り見ませしに、水上に重なり争ひ來る狀甚と奇し、國臣、邑長等之を捕りて燒きて奉る、伴人にも凡て之を食はす、其味甚と可美し、大君此國に三日宿り給ひて、愛奴男を渡越の正縣主に任せ給ひて、更に北の新國見んとて船出ませり、二日二夜にて其國に至ります。榮田彦等迎へまつりて、元の路君の古宮に入れ奉りて、御饗奉りて奏さく、「此國開け初めて既に三十年を経て、田人又殖え榮えたりしに、僕既に年老いて思ふ如く任せに勵み得ず、他人に統事任せませ」と乞ふ。大君慰めまして、「汝老の身を以て、遙かに元住を離れて其任せに務む、吾其大功を賞ぐ、汝が現世の限りは其儘に任せん、然れ共自

から強き務めを爲すとも、下伴の爲人任を坐ながら訓ゆるのみにて足れり、又其下伴の内に加へて、汝の教を受けしめん者あり、之れ登美彦が子にて志波美彦と云ふ者や、彼其父の邪心に似ずして真心ある者なり、吾高市に還りて后下し來させん、猶吾國を巡り見て后に汝に云ふ事あり」とて次の日より御船にて國の海辺及大川（石狩川）上の地を隈なく巡り視給ひて后、此國を可美新國と名附け給ひ、既に開けたる處に、上縣、下縣、中縣、川上縣の四縣を定め給ひて、上縣主は射水彦とし、中縣主は榮田臣の弟子に眞清彦と名を賜ひて之を任せ給ひ、下縣主は阿賀幸夫とし、川上縣主は川羽速を任せ給ひ、又糸魚大身は海部長とし、國關部は玖摩君の弟子高田幸彦御伴にありしを召して其長となし、后より下します志波美彦は内臣と合せて正倉部に任せ給ふ。凡て榮田彦及新任の者に勅り告げまして、榮田彦には百個奇玉緒を賜ひ、長人等には五十個奇玉緒を賜はり、其外に邑長、伴長には各珍玉及白妙を賜はる、此國に坐します五日にて船出まして、弟野（能代川沿岸） 兄野

(御物川沿岸) 榮田(最上川沿岸) 阿賀の國に二日又は三日づつ泊りまして  
阿賀田より日立路君及玖摩君等を其國に歸しまして、此處に迎へます高志路君と共  
に佐渡島に渡り見ます。此島は古より自疑の二子島とて、其二子の形古への儘なり  
と、真知思兼命の奏されし故なり、此國には北と南に大港あり、前に北の港に入り  
まして高山に上ります、此日は風静かに天晴れて、遠く元津島根の陸奥、高志の山  
々を遙かに望み得るなり、大君思兼命に其二子の理を説れと宣り給ふ、思兼命説り  
給はく、「今大君等正見ます如く、今立ち坐す山を左の島とし、南にある山を右の島  
となして、其真中に窪地ありて連むる、之れ二子島なり、太古國若くして海原のみ  
かりし時、高大御祖海原の底より沼矛以て探りて、吹出でましたる叢と初めの自疑  
島は、宛も此佐渡に似てあり、今紀國と吉野との境を爲せる山々は、此左島と同じ  
く、又吉野と伊勢との境を爲せる山々は、此前にある右島と同じく、熊野川の左川  
右川の間にある高嶺は初め無くして、此島の窪地の如く低く平地なりしなり、又今

の高市の地より、高取山のある所は海にて、熊野川の水の上迄入りて大木戸をせす事  
此佐渡島の北港の如し、又南は今の熊野御祖の神社(伊邪那岐命を祀る)の處まで  
は水戸入りて、此佐渡の南港に同じ、后火靈出現しの時、其中の窪地より新山吹出  
で、今の吉野の山々を爲すに至るなり」と奏し給ふ、大君聞召して「然るか」と  
宣して、其北山を下りまして南山に登りて、又長見給へり。此山古より真金山と云  
ひて、久しく黄金を出して金部の在る處なれば、其も見巡り給ひて、南の水戸より  
船出まして、前高志の足羽の路君の宮に至りまして三日宿りまして、后、御船にて丹  
波の神津より陸路を國見しつゝ、高市の大宮に還幸ましぬ、

(14) 高志路 日立路

次年初春の國召に参り上りませる高志路君に、志波美彦を副へて下し可美新國に送  
らします、又日立路君より、真知思兼命の弟子知々文彦命を乞ひ受けまして其國の  
日知臣とせし人事を奏し給ふ、之れは其新國には、外所世人多くして眞の道知れる

者無きが故なり。

(7) 皇兄稻水命神遊り、御世三十九年迄

三十四年志良岐君稻水命遊り給へり、御年百十一。未だ若くましまし、外垣治めに御心深く盡しませしが故に早く遊り給へるなり。吠國別日命合せ治め給ふ、三十七年正君部臣彌幸正倉男命年老いたりとて忍日別命の長子日別彦命を副臣に任せ給ふ。

三十九年の日立路及陸奥日毎に地震あれ共、前年の如く強からず、然れ共百日を余して漸く震はずなりしと奏し來る。

(7) 美豆足國及夜見國平定

四十一年忍日別命東外垣より歸りまして國狀奏し給ふ、大君大に悦びまして其功を賞め慰め給へり、此命の奏し給へる事は

「僕前に日知之命より夜見國の話聞きて、早く其國に直進まんと欲びたれ共、外

垣命宣り給はく、「吾も汝と共に行かん、先づ美豆足國を悉く修り理めて右に徐々に行くこと、右の心安かれ、暫く吾を援けよ」と宣らします故に之に従ひて美豆足國に至りしに、此處は前に外垣君の奏し、如淡路島程の小國島南より北に三つ連れ並びてあり、其中島の宮地に至り着きしかば、大分君等喜び迎へまして、水戸に多く舟装せし群船を指さしまして、「近き日に東新國に移らん田人の装ひなせるなり」と告げます、外垣君宮に入りまして、元津島根の全く治まりし事を大分君等に語り告げまし、又僕より熊野浦にて別れし後の事も語り、西外垣君の事迄悉く語りて十日を此國に宿れり、然る内に田人の移すべきは、水なく御田作りに苦しむ者よりとなし、此度は百家千人と定めまして船に移し乘らしまし、外垣君及僕も此船と共に船出す、終夏の初五日に船出す、人船、糧船二百舟余り、風静かに西より吹きて船の動きなく進みて、夏の終りに其新國につきたり、其國は阿波路君の治らせます國と同じ大よにて、其他に淡路島ほどのもの二つと数多の

小島の群むらなり、僕等わがらの着きしは、初めに外垣とがき君の鵜飼うぎ長ながに合あひませし島より二日東の極島せきしまなり。此島は古くより住すみし人三千人計りありとも皆小人こびとにて、前に倭國命やまとのみことの談かたりませし陸奥むつの火狹國ひのせきくにの小人こびとと同じ類たぐひと思はるゝ者のみにて、新たに移うつりし美豆足國みづのくに田人いなを喜び迎へて援たすけて船より上あげす様最いと愛あれなり、敵男あつせの談かたりに依よれば、初め敵男あつせの至いたりし時、大神おほい來きりとして皆逃にげ去さりしも、敵男あつせ憐あはれみ教へするによりて、后には敵男あつせを見みざる日は心安こころやすからじと云ふに至いたれりと云ふ。外垣とがき君先まづ此小人等こびとらに飴あめなど與へまして慰なぐさめ給たまひていたはります、如此かくして年毎としごとに美豆足國みづのくにより移うつしまして二十年はたせの間に悉たく移うつし終へませり、其數五万家ごまにやにて人数にんず五十万餘ごじゅうばんごりなり。猶美豆足國みづのくにの中國ちゆうごくに千人計りは頑がんむにして移うつるを好このまざる者あり、之皆前まへの醜主しゆうしゆの族共むぢどものみなり、外垣命とがきのみこと一日僕わがらに向むかひて、「汝なんぢの援たすけによりて國移くにうつし全く終おれり、然しかれど此國、彼美豆足島みづのしまよりは其廣ひろしと雖も海中うみの離わかれ國にて、今より千年の后には住人まど満みち餘あり

て根心ねこころ出いでん、今より夜見國よみくにを探たづりて遠とほき后の策はかりせん、前に思兼命おもひかねのみことより聞ききし夜見國よみくにも、元津島もとつしま根ねよりは夜見國よみくになれ共、此極國はたくには既に元津島根もとつしまねよりは五十日路餘いそひぢごりも遠く隔へれ居ゐれば、此極國はたくによりは夜見よみには非あらじと思ふ、今より至いたり探たづぐらんは良よからじや」と宣のたまひ給へば、僕大わがらに喜よろこびて白まさく、初め皇國みくにを出いで、直ただに向むかはんと思おもひしも、君の許ゆるし給たまはざるが故ゆゑに今日迄待まちてりしなり、早く幸さいでませ」と答へしかば君も喜よろこばして、御伴みよだちには僕わがらの外ほかに敵男あつせ、武彦むぢひこ、海武うみぶ及美豆足國みづのくにの荒男あらしにて、猪熊かま、鰐男わだち二人及武夫ぶふ一千人と定め、堅船かたふね百二十舟ひゃくにじゅうふねに糧い糧い多おほく乗のせて春の初はつに船出ふねいす。此時は皇國みくにの治國ちくに二十五年の春なり、日毎ひごとに天津日あまのひを頼たのりて二十日計り進すすみしも未だ國を見みずありしに、之れより日毎ひごとに雲深くもふかく天津日あまのひを見る能よはずある事二日の后、荒風あらかぜ吹ふき起たりて再び前まへの熊野浦くまのうらの荒速風あらかぜの如ごとし、然しかれ共前まへにこりて船皆合あせ船ふねの装まあるが故ゆゑに、伴船よだちふね一つ糧船い糧船い一つを合あせ組くみみて進すすみしが、風止かぜとどみて后は僕等わがらの船四十舟ふねは互たがひに長繩ながなわ連つねて離わかれずありしが、外垣君等とがきのみらの船とは伴繩よだちなわ

切れ離れて其船影を見ずなりしに驚き嘆きしも今は力及ばず。只天津大靈の御守  
リ祭を祈るのみなり。其後は僕「君に別れしも向はんとする國は一つ廿り、何れ  
の日にかは御合ひ奉る時あれ」と誓ひて、伴船動ましつ、天津日影に東の方を知  
り潜ぎ進みて、十日程の後に東の方に陸地を見たり。之に力を得て進む事一日に  
て大國の大川港に着きたり。此川廣く水深くして、長水戸の速吸水戸の如し、海  
辺には人住まず。其廣大川を一日進みし處に、石を疊みたる家数多ありて、僕等  
を望み見て隠る、僕其石家に至り見れば、石戸堅く閉せり、如何に言盡して高  
呼はりすれ共出で来る者更に無かりし内に、鷓男一人率て來りて曰く「此者は元  
美豆足國の者にて、僕の知れる者なりしにより伴ひ來りしなり、此者は前に新國  
へ早く渡らんと欲ひ、邑長に乞へども許されず、初より船持ちなれば、私に渡ら  
んとして家族と共に船出して東に向ひ進むも、二十日三十日に至るも新國見ずし  
てある内に、速風に送られて終に此國に至り着きて住み、既に二十年近くなれり

と云ふ。此國の事知らんに問ひ試み給へ」と云ふ。僕之に向ひて「此國に君あり  
や」と問ふ、彼者答へて「君あらずして邑長のみにて、僕が來りし時は互に睦し  
く安住せしも、五年ばかり后に至りて東の方の川上より怪しき醜來りて荒すが故  
に、之を防がんとして年毎に戦ひて漸く此川上の押原と云ふ川又の處に追ひ却け  
て防ぎ居るも、武夫と云ふ者は凡て其處に至りてあれば、此國に残れる者は凡て  
弱者、女、小子のみなり。此戦既に十五年に及びて此國既に食しくなり、今は防  
ぎ戦ふ事に堪へず、邑長の内には醜に服はんと欲ふ者もありて防ぎながら其心合  
はず、今國人等が大臣等に恐じて隠れしは、吾防ぎ敗れて醜の入り來りて荒らす、  
んと思ひ遣りたるにあれ、僕は元住にて高市衆を知るが故に、來り真見元人とし  
て鷓男に合ひたる廿り、早く彼醜追ひて國人故ひ給へ」と云ふ。又其者は戸閉の  
田人を慰めて戸を開き迎へしめて后「此御援の由を防場に知らせん」とて馳せ去  
る、僕等悉く船より上りて、一夜陸上にて疲れを休めありしに、次の日の暮近き

頃 前の日の者邑長一人件ひ、速小舟にて川上より來り白く「醜の方勢益々武  
くして防ぎ難く、既に服ひの使を出したる后甘れ共、僕大臣等の出でましを談り  
告げしに邑長等大に喜び、然れば醜に服ふに及ばず、二日三日は生命を盡して  
防がん、と議り定めて御迎へに來れり」と云ふ、其件へる者又白く「僕等初め  
より此美豆足男の談りにて、日嗣の國の御先大臣等の御愛心深くまして、至る處  
荒醜平け、田人收ひますと聞知り居りし故、夢になりとも眞見えまつらんと誓ひ  
ありしに、計らず此國危からん時出來ませるは、僕等の嘆きを天津神知召し憐み  
て導かしませしにあり」として喜び泣けり、言靈通はざるも、美豆足男の解談の眞  
心の穂出にて知れり、僕等久しく海上にありて疲れ全く去らずも、急ぎ其醜服へ  
て后静かに疲癒さんとして、僕等の件部を二手とし、一つは二百人僕之を率ゐて陸  
地を進み、一つは驍勇に美豆足男を副へて百人を船にて進ましめ、残りの百人を  
以て此處を守らしめ、夜半月影の出づるを待ちて威立つ。明日の暮に防場に至り

て見るに、此方防ぎの者三千人計り、邑長十人計にて分ち守る、醜の方は廣河隔  
て、長見する能はずも、邑長等の白す處は「十日程前には其救此方と均しかりし  
が、今は此方の二倍にも増えたれ、然れど舟少くして渡り來る事を得せでありし  
なり、僕等其故を知るとも、既に其族を増やせし上は、川上に廻りて僕等の后に  
來らん時は防ぎ得ずと思ひし處に、三日前より次々に川の彼方を川上に上り進む  
を見し故に、果して危きに近づきしと思ひ服ひの使を出せしなり、其使今來りて  
曰く、醜長既に武夫二分して、川上より汝等が後に出で、夾み攻めて一人も助け  
ず、之れ十五年吾を苦しめし報なり、早く歸りて此由告げよとて服を許さず」と  
云ふ、美豆足男の弟防の内にありて解き談る、僕之を聞きて「此方の川上に葦原  
又は繁木の地ありや」と問へば「一日路を進まざる處に繁木あり、又葦原に至る  
處にあり」と云ふ、僕之を聞きて船件の來るを待つ、夜半に漸く來り附さし故に、  
悉く船を川辺の葦中に隠し置きて、驍勇に告ぐるに「汝夜毎に川の彼方の岸辺に

至りて、一刻二刻醜等に繁矢感向けて、月の出でざる内に歸り來りて隠れよしと  
教へ、僕等は密かに川上に進み、葦陰より醜の川を渡る處を窺ひつゝ進む事一日  
なれ共渡り來る狀なく、只遙かに川の彼方の岸邊を次々に、川の浅瀬を見つゝ進  
むに似たり、僕等木のある處の高地に登りて長見するに、川上より筏多く流し來  
りて、之れを醜等争ひ乘るを遙かに見る、其渡り着かん地を策るに、此繁木の地  
より少しく川上に川原地あれば、夫れならんと思ひ、又葦間に隠れつゝ其地に至  
り、矢飛ばすに便りよきに吾件を並べて待つ。暫くして五十人はかり乘れる筏二  
つ渡り着く、皆筏を離ちて川原に立ちて、后より渡る者を持つ如し、僕等多く渡  
りて岸に上り來らん時を計り討たんとて、件部を誡めて矢を放たしめず、暫くし  
て醜共千人ばかりに渡り殖えて、漸く高笑しつゝ岸に向へり。此時なりとて、僕  
先一矢を感出して一人を倒す。吾件部悉く之に習ひて感出す矢は、暗より明に居  
る醜を討つ故に一矢も空矢なく、醜等悉く傷附き倒る。后より筏を離して來る者

は、逃ぐる事を得ずして皆吾天に中るを以て、二筏ばかりは彼方に逃げ返れり、  
僕等僅かに二百人を、醜に明かし見を許しては后の爲めならじと思ひ、三人計り  
を川原に下して其傷ける者を救へしめんとす、醜等吾件の高市装を見て皆伏し拜  
む狀甚と可笑し、其数は死したる者三百計り、傷つきたる者二千人に少し足らず、  
夜に入りて悉く之を縛めて、吾件部を二分して、其一手に此生捕醜を此方の防ぎ  
場に送らしめ、一手は僕率る。明の日の朝又高地に至りて川の彼方及川上を長見  
るに、今は醜の影を見ず、又此繁木の辺りは、山根の川岸に張出しつ所にて、此  
より川上は廣き山狭の廣野の如し、川の彼方は山遙かに東の方に霞み見ゆるのみ  
にて大國なり、然れ共人住の地は少かるべきは、醜共が十五年も戦ひながら此方  
の三千人計りの防ぎを破り得ざるにて知るなり、僕之を悟りて元所に歸る、邑長  
防夫悉く伏し拜みて、大臣は真に神にます、僅かに二百ばかりにて其十倍にも餘  
れるを、一日の中に負して生捕りまし、は世の常人にまさぬ証なり」とて喜び勇

めり。又鱈男は二夜とも僕が告げし如くせしめて、醜を驚かし畏れしめし故に、今は彼方の岸には醜影見ざるに至れりと云ふ。又昨夜歸り船の時、川上より筏流れ下るを拾ひ喜ぶ内に、次々に流れ來りて既に三十筏を得たりと報す、明の朝彼方の川岸には、前の如く醜等の嚴形を見ずして凡て葦間に隠れたり、僕之を見て醜に畏心出でしを見て、生捕醜の縛を解き其傷を養はしめて、邑長等をして告げしめて曰く、「我等は日嗣大君の大法受けて、天下の凡ての田人に安住せしめん爲めに來れるなり、然るに汝等が長なる者、故なく來りて此地を亂し、既に十五年田人を苦しめしと云ふ。吾其罪を責めんと欲へ共、僻人にて日嗣の安國の大法を忘れし者と思ふが故に、暫く其罪を責むる事を爲さずして、今より三年の間を悟りの時として與へん。其間に悟り得ずして來り服はざれば、吾此方より進みて悉く生捕とせさん、汝等を今船にて彼方に送り歸せば、此事を醜長に告げよ。又再び來り乱さんとする時は、幾方の武夫率て來るとも凡て大川の木底に押沈めん、

之れ忘る、勿しとて鱈男をして送り歸さしむ。然るに生捕醜の内二百ばかりは彼國に歸る事を好まず、此國にて下伴となして止め給へ、と懇に乞ふ者あれば之を許せり、於是僕邑長を集へて、「此國甚だ廣し、汝等の治す國田人幾人ありや」と問へば、「三千家にて二万田人あり」と云へり、又「汝等は何れの世より此國に住み初めしや」と問へば、「僕等良く知らざれ共、遠き古美豆足國主より其國に住人滞りたるが故に、東の諸伏國に移さんとして渡せしを海道達りて此國に渡りし者、此大川の北南及川又の東と三手に分れて開き初めしと云ふ、之れ其初めなるべし」と答ふ。僕又「川北の國は此南と親しみ睦びありしや」と問へば、邑長等答へて「初めは睦びたれ共、醜を追ひて此防場に至り、猶川を渡りて其醜族討ち盡さんとしたる時、北國の邑長等誘はずして、吾等醜を川東に追ひ却けし上は、元國に歸りて安住せんのみ。又進み討つ事を爲さず、とて悉く歸れり、僕等之を止むる事を得ず、然るに醜等僕等の防夫少くなれるを見て再び來り攻む、之れ故に僕等の



みは安住する事を得ずして、美豆足男をして屢々北國に赴かして援を乞はすれ共  
更に諾はず」と答へり。僕又「東國の醜は初より汝等と同じく美豆足國種なりや  
を知れりや」と問へば、彼等曰く「其醜は美豆足種にあらずして、三十年前に東  
の高山を越え來れる大嚴夫にて、件三人を件ひ赤衣を着てありし。其者曰く、吾  
は東の方天之日知の若子にて、天下の主の命以て來りて國見するなり」と云ひて  
此國にも來り巡りし事あり。然るに東國に住城を大きく築かして強敵を爲す、之  
を諾はざる邑長ある時は、其大力以て押伏せて堅石家に生捕り養ひて終に服はす。  
如此する内に東の國悉く此を國主と爲して尊むに至れ共、凡ての國人は眞心以て  
尊むに非らず」と答へ云ふ。僕大概國狀知りしが故に、此防場より西南の方を悉  
く見巡り視るに、任家のある地は其國の僅ばかりにて悉く葦原沼地多きを見、又  
其沼地は大川より流れ流るゝ細水より成れる事を悟り、邑長等に「此川高木の時  
は汝等の國は水に沈ますや」と聞き問へば、彼等曰く「年々一度二度は悉く大海

となりて、今任家のある辺りのみは高となるなり、又此防場も海となりて守り難  
き故に、一日路ばかりは廣き高嶽と爲して、水の日にも防ぎ易きに爲したるなれ  
と云ふ。僕又問ふ「此水満國に舟少なきは如何なる故ぞ」と、彼等答へて「此國  
には良き舟工無く、又久しく戦ひ争ふ事なく、又國廣くして他國を奪はずとも安  
住し得るが故に、小舟二つ三つあれば足れり」と答へり。僕其理あるを知り、又  
彼醜も既に十日餘りに至るも出で來らずを見て、徒らに防ぎに多く田人を集ふる  
は良からじと思ひて、邑長等に宣りて「此防場は吾等に任せ、汝等は各其住處に  
歸りて荒れし御田作れ。羈男、美豆足男は廣田の法を教へよ、又之迄防ぎに來り  
かりし弱き者は、邑毎に二十人を選りて高敵築増を援けしめよ、之れ沼地を修む  
る道なり」と告げしかば、彼等大に喜び勇みて、暗夜明けりくゝとて伏し拜み  
つゝ、歸り行く。僕等は生捕の二百人と、弱者二百人と、吾伴四百人とを以て、先  
大川辺の細水川の一尋幅二尋幅のを悉く伏樋に代へて作り修め、川上の藜木立迄

一日路ばかりを高二尋の高畝築きたり。高畝築く埴土は、大川より百尋を離し並べ、十尋小川を作りて其より運ぶ。小川には前に醜の流し捨たる後と、川下に拾ひたる物とを合せ運びて橋を数多造れり。如此する事一年に及びても醜の影だに見ず。又邑長等時々來りて高畝作る状を見て白さく、「大臣來り接け給ひて后は、凡ての田人に勇心出でたれば御田の收めは二倍に成れり。御田の業の無き時は武夫を集めて高畝築きを接けん」とて集む來りて接くるが故に。三年の后には二日路の長高畝悉く築き修へて、沼地は自ら御田に成れり。田人等喜びて「日嗣の御先出でまして、嚴醜隠れ禍根盡き、大川小川も自から服ひ、大沼小沼御田に眞化りて、田人の安住永久に」と歌ひ舞ふ。此事、久しく睦まざる北國の田人等も知りて、其邑長等十人あまり來りて此南國の邑長に睦みて、「僕等愚かにして醜長を追ひ盡して后に永久に安住する事を悟らで、強ひて退きし罪輕からずも、今其罪許し給ひて、古の如く兄弟の國と爲らん故に、日嗣の御先の大臣に眞見

させ給へと乞ふ」として伴ひ來る。僕之を招きて、「これのみ安住せば他を顧みずと思ふ心は、既に禍根の末先なり。天下の御田人は凡て天津大靈の愛孫なり。共に喜び共に樂しみて安住する事を忘るな」と宣告せしかば、彼等伏し拜みて、「此后は僕等の子孫の末に至るも睦心更へじ」と誓へり。僕又二國の邑長等に、「汝等既に前の如く兄弟の國と成れり。今一つ川東の兄弟の國を合せて眞の睦びを爲せ、其業は、汝等の内にて親しかりし者彼國にあらんには、前に服ひし者をして睦言を通して其國状を知れ、吾に新策あり」と告げしかば彼等大に喜びて、各々其知人に此事知らすべく、前に服ひし二百人の東人を求むるに二十人計りは使せんと白すにより、之を驪男、美豆足男をして二船にて東國に送る。彼等夜の内に其國に渡り行きたり、三日後の夜又船以て迎へ來る。其内に東の邑長一人ありて白さく、「僕は此防場の彼方の者なり、前年嚴醜伴の半を川上より祇にて此國に渡らせ、南の山中より海辺に至りて其海辺を悉く奪はんと計り、彼醜が初めより伴へる荒

醜二人をして率ゐるに至らせしに、一人は死に一人は逃げ歸りて、西國の防夫其数少  
くなりしと思ひしは違れり、其半は既に川上の葦間に繁防ありて、吾伴悉く殺  
されたりと云ふ。嚴醜大に驚きある處に、其川辺より夜々く繁矢飛び來りて多  
く醜伴を傷くるが故に、皆恐れて川辺より一剎路ばかり右にある高地に退き守  
りありしに、一度此方に生捕られし多くの者歸り來りて、彼國には日嗣の御先の  
大臣多くの神兵帥て援け給へる故に、其奇術には向ふ事難し、帝人の戦なりせば、  
僕等悉く殺され終らんも、又つて吾等の矢傷をいたはり、藥など賜ひて生かし養  
ひまして歸し給ひ、服ふ心あれば悉く許さんも、向ひ戦はん者は百萬にて向ひ來  
るも凡て殺し盡さんと宣給へり、早く服ひ給へと云ふ、嚴醜大に怒りて、汝等吾  
に弱心を生かせんとするか、とて之等を殺さんとする故に、吾等長悉く之を諫  
めて、此國元より人多からず、今之を殺し給ひせば國人悉く主に離れ去らん、既  
に彼方には仇さへ助け歸せり、然るに吾主却て己が伴を殺し給ふは人の主にま

ず、と強諫めしたるにより、漸く其醜心を安めて、然るか、吾も之より戦を止め  
て良く國治めせん、とて元の住城に歸れり、僕其時、邑長等に、今聞く日嗣の大  
臣を迎へて服むせば如何に、と云ひしに、他邑長等曰く、吾等既に十五年の久し  
き、彼國と歎ひて既に兄弟断てり、今國主の心わが安まりし上は、之を守りて后  
の策をせん、然れ共今彼國より來り攻めんには力及ばず服ひの外なきも、來らざ  
る限りは此儘にてあれ、とて僕に従かず、故に僕も來り服ふ心はありしも、徒に  
日を送れり、然るに此方にて川辺に高畝築き給ふを長見て、奇術以て僕國を水に  
沈めん策なりと思ひ違まり恐れありしが、今遣はし給へる者より聞けば、洛地の  
修めなりと知り、初めて眞の安國の大法を悟りし故に來り眞見ゆるなり」と白す、  
僕其惡心を憐み、又其真心あるを愛めて、既に修めし地々を巡り見せて后、僕等  
悉く彼國に渡りて、其川又邑に至り、凡ての邑長を集ふ。來る者十一人、來らざ  
る者楯五人ありと云ふ、其は醜の住城の圍りの邑長なりと云ふ。集ひし十一人は、

凡て川又邑長の談りを聞きて悉く服ひ言白して、乞ひて川下の治國に至り見て、其邑長等共に久しく絶えし睦びを返し喜び歸りて、全く安國の大法を悟りて、未だ服ひ來らざる五人をも迎へんとて去る。僕川辺の邑々を巡り視るに、久しく戦ひに疲れて、御田の荒れたる事初めの川下の國と同じ、先此等を修め理らせんと忍びて、其邑長等に廣田の法を授け教へありしに、一日醜長、未だ服はざりし五人の邑長と共に來りて白やく、「僕は元、東山の東后にある根端の國主の弟子ガリしが、國久しく乱れありしに、五十年餘り前に猶其東高山根富加國より火之奇男と云ふ者数多の伴率て來り攻む、僕が父兄之を防ぐ事二十年に及びて、終に火之奇男に焼き殺されて國悉く亡びたれば、僕伴五人と共に高山を越えて此國に逃れんとて、繁木の間を探ぐり進む内に、伴の二人は猛き獸の群に殺されたれ共、僕は伴三人と共に漸く此國に入り、初めは此國の者を教へ導びき服へて、再び元住の國を攻め平げて元の如く御祖の國と爲さんと思ひなせしも、國人の服ひ違ぐし、

此を速に爲さんと愚心に力業を召したりしは違りにて、終に十五年の久しき、川下と争ひ防ぐに至りしは僕の罪重し。前の日に大負して直ちに服ひ參らんとは欲ひしなれ共、己が罪に畏じて至らずあれり、此國人も僕が罪を惡みて悉く離れんと心に誓ひしも、猶最と右迄僕に従はんと言ふ者ありて、今日迄參る事遅れたり。今は大臣の御心の儘に罪し給へ、然れ共僕の元住の根端の田人の安住を見ずして、避らんは心安からじ」と泣きながら云ふ。僕憐みて、「汝が元住の國は廣きか」と問へば、彼答へて、「山狭なれ共廣き事は此川隈凡てを合せしよりは猶五倍も廣く、其國を十分して其一づつに田人家一萬餘りあり」と云ふ、又「汝が家は、何の御世より其國の主となりしや」と問へば、「僕年未だ若かりし時より國乱れて、之を知る事を得ざりしも、今より一万年前に、高山根火之邇々岐命の御世に美豆足國の北島に火靈敷出で、其國の半を海に沈めし時、大木根に取り付き、其大木根と共に十人はかりの男女此國に流れ寄りて奇ひに生命助かり、海部は海に沈む恐れ

ありとて、此川の右を川上に登りて、此廣山狭に入りて國初めしと傳へり。其  
大に人殖を餘りて、東の高山越えて移り行きしと云ふ外に知らず、又僕の祖は美  
豆足國より來りし者の長にて、根端住男と名乗り、世々同じ名にて僕迄は百五十  
一世になれりと聞く」と白す。僕之の談りを聞きて、直筋の家を接けて其國家を  
再び興さしめんと思ひ、「然るか、眞の日嗣の眞筋の末なり、吾汝を接けて其元住  
に歸さん、今より三年の間は、吾と共に此國を富ませて、國人の糧の餘りを蓄へ  
て赴き、其國を踵めん」と宣り告げて、共に國中を巡りて田人を教へたれば、三  
年后には既に糧及武具の裝成れり、於是國人の内にて共に進み行かんとする武夫  
を集へしに、邑長等「僕等既に三年、大臣の御教によりて御田も初の三倍にも開  
き増やして、田人凡て富めり、國中の武夫悉く従ひ行くも后の憂なし、皆集へば  
一萬にも及ばん、如何なる大國にても、大臣の御光となりて平けん者ぞ」と云ふ、  
僕之を愛でしも「武人多しと雖も、眞の戰に勝つ事能はじ、只心一つになりて向

ふにあれ、吾は只千人あれば足れり」とて最強き者のみを千人件ふ。僕又邑長等  
に告ぐるに「吾等は左川を北に進みて、其川上の終る處を假守所となすを以て、  
其所迄は船の通はん間は船路を開き、船の進まざる地は陸地を開き通はし、若吾  
等に糧盡き人時は糧の接けを爲せ」とて春の初めに船出して、晝は漕ぎ、夜は泊  
りつゝ十日の后に人かき水上に着けり。此地よりは瀧津瀬川にて船を進むを得ず  
して、繁木原を新道開きつゝ進みて、大なる淡海の辺に出でたり。此地に人家五  
十計り、何れも石小屋なり、根端男をして國状を探らするに、此辺は僻地にて中  
國の事は知らず。然れ共此れより北の方に、此の如き大海の國ありて、其國の主、  
神装にて、御神等と同じき神族にやあらん。前年より中國と戦ひませりと聞くも、  
僕等に危き事なきにより悉くは知らず」と云ふ。僕等此僻人の談りを聞き怪し  
みて、其神人と云ふは、或は前の速風に別れし外垣命にはあらずやと悟りて、件  
部の半を根端男に付けて此處に止め、僕は半を件ひて北に進む事一日路にして、

高地に登り見るに、一刻路ばかりの處に千人ばかりの武夫白備立て、守るを見る。鱈男獨り進み行きて探らせしに、「其守夫皆白布にて頭を包み、其長高市装なる者一人ありて、皆海部の武夫のみなり」と報り言す。僕「初めに悟りし如し」とて進みて其所に至る。其長人又十人計りを従へて迎へ來りて、暫くは立住してありしに、終に馳せ來りて僕に抱きつきて泣く。僕「良く見れば、熊野浦にて荒風に別れし諸縣の長尾彦なり、僕又廿つかしく泣きしも、如此ては叶はしと思ひて、其此地にあるを問へば、彼熊野にて船を沈め、獨に海上に漂ひしに、后伴の糧船の來るに會ひて、其船尾より長く垂れ流る、太繩に取付きて救ひ求め、其船中に上り入りて、流れくく三十日餘りして此國に流れつき、其海部の田人の奉行に勇心を返して、其地の田人を救へ導きつ、北に進み行きて大川辺に出で、其國主に合ひて其國の教臣となり、同じ船伴たりし者と共に國中を巡り導き、大に其國富ましありて、既に大臣の列に入りある内、五年前より、川上より來りて國尊はん

とする者あるによりて防ぎ戦ひ、漸く其荒醜を追ひ却けて、一年前に此辺迄治め進みし、吾國主は此地より五日路北の山狭地に住みて、荒醜の來るを待てり。僕「は其來れる荒醜の后を討たん爲めに此地にあれ共、久しく荒醜出で來らず」と云ふ。僕「其長尾彦の仕ふる國は廣きか」と問ふ。彼曰く「海狭山狭なれ共皆廣くして、田人も凡て五万家余りあり、然れ共寒き國にて、元津島根の如く御田の實入美はしからず、黄金白銀も多にあれ共、吾日嗣の皇國の如く尊ばず、之れ國主のみやび心薄きが故に、之を奉る者あれ共賞めず、又田人等も食物に非らずとて顧みざる故に其値なし」と云ふ。此長尾彦は、僕が幼なかりし時養ひ育てし者の子にて、其年僕より少し弟なり、僕長尾彦を得たるを喜び、「吾は此狼端國の元の國主を援けて來り、國治めんとするものなり、汝今、其國主と五日路を離れて、吾とは僅かに一日路を離る、のみなれば、今より吾と策を合せて此國を治めん。然すれば、汝が國王も自ら安きを得人は理ならずや、今より汝は吾と一日を離れ

く東に進め、吾は元の處より進まん」と告げて歸り、根端彦に此事を談るに、彼大に喜び勇み進む。一日路東に出づれば、人家数多ある國に出でたり。其邑長等を招き集ふるに、一日にて二十人余り來りて、根端彦を喜び迎へて曰く、「吾等既に新主の爲めに苦しむ事久し。今此國は、前年北の方にて海部の國を奪はんとし、て進みし。火之奇勇流矢に當りて病む事一年にて死にし故。其幼兒を大臣等守りあれ共。國人今は之に従ふを好まず。故に吾若主歸りますと聞かば、凡ての邑長縣主等來り迎へん」と云ふ。僕等之を聞きて、此邑長等を四方に遣はして、縣主等も招かしむ。又長尾彦にも來り合はさしめて、待つ事十日余りにして、此國の北西の者、縣主四人、邑長六十人餘り來る、吾等之れ等を帥て東に進む事三日にして、新主の大臣等数多の醜伴以て防ぐ。僕等の火之奇勇の戦法を聞くに、常に火を風上に放ちて進むと聞きしが故に、之に習ひて吾武夫等に一束づくの枯木枯草を持たしめ、西風吹く日に、守場々々に積みて火を放つ裝をなさしむ。待つ事

四日、西風荒く吹く。皆火を放ちしに、其煙と飛火は醜の真面に吹き寄するを以て、醜等防ぎ得ずして逃ぐるを追ひ進む事二日路にて、大川辺の醜の元樂に至る、醜又其處に止まるを得ずして逃げしも、其大臣等悉く田人に殺され、幼主又守女と共に川に沈めり、とて國中悉く平ぐ。其醜主を最と后まで守りしは、東の山辺の縣主にて、邪しき心以て幼主を守り、終に此國奪ひて己が國と爲さん策をなし、山辺の三縣主之と議りを合せ居たりと云ふ。故に其三縣主も共に殺されしなり。其死狀は、逃げ行く先々にて、田人の飛はす磐石に傷き倒るゝを、田人等打殺したるなりと云ふ。根端彦大に喜び、僕が前に至りて伏し拜み泣きつゝ、僕愚にして、此國を逃れて三十年の久しき、他國人を苦しめつゝ、此己が國を奪り返さんと策りしも得能はざりしを、大臣來り援けまして僅かに二十日を経て、早くも此國の五十年の乱を鎮めませり、真に神にませり。今は此國僕の國にあらず、大臣此國主とかり給ひて、國田人を導かし給へ」と云ふ。僕宣りて曰く、「今元津島狼に

日嗣大君ましまして、天下の主たり、吾今大君の大命受けずして自から國主たる事を得ず、猶今醜長を亡ぼせしと雖も、既に殺せし縣主等が家族の内には、全く服ふ心無からん、吾之れ等を悉く教へ導引て后、一度元津島根に歸り、吾大君の大法を改め得て后には、再び來りて東の大高山より外國に若乱れあらんには之れ又治めん、先吾が法を假りに大君の大法と思ひて、國の荒れを修めよ」と告げ、又長尾彦をして、其國主の處に至りて、「此國の全く平ぎし上は恐るゝ處更に無し、來り合へ」と告げよとて之を遣はず、待つ事二十日にて、國主長尾彦と共に流れ來りし者等をも伴ひ來りて、悦事白して、「此后は永久に日嗣大君の法を忘れじ、僕が家も、初めは此國より分れ出でしなれば、兄弟の國なり、睦び合はん」と云ふ、如此睦合ひて能く僕が法に服ひしが故に、其れより十年の間は國の隈々隅々を巡り治めて後、漸く大君の御元に歸り上りし、僕未だ外垣命の御坐し所を知らず、再び彼國に至りて探り來めん」

と長物談りする事五日、大君或は嘆き或は笑ましつゝ、悉く聞召して大に賞め給ひ、汝の赴きし根端國は樞伏の大隈地なるべし、汝の如き強魂の彌武夫ならずば爲し能はざる大功なるぞ」とて天之忍日強靈彦命と名を賜はり、五百個眞玉緒を賜ふ、又從ひ來りし長尾彦も、新國眞玉命と御名賜ひ、又百個眞玉緒を賜へり、之れ其國人を赦へ、黄金、白金、銅金及奇玉を末ぎ集め、二船に滿たして奉りしが故なり、忍日強靈彦命等、三十日計り止まりまして其國に再び出で去りき、如此東の極國全く治まり、西方外所世も外垣國又垣外國も治まりて、五年、十年の國名にも其君又は大臣必ず參り來りて、此后は元津島根全く古の如く安國に返りて、天下の珍宝又悉く吾皇國に集りて、年毎に大君の正倉滿み榮ゆる故に、后の世に談り遺すべき異事なきに至れり、



# 道之臣命在世記

## 第十一卷

立太子、世界統一實現、神武天皇神遊リ

(1) 道之臣命一門の榮え、久米命神遊リ

大君の御世彌榮えに大和の國と成り皇國に返りしに伴ひて、吾家も大和に美はしく、長子眞道武は大皇女豐日足比賣を妻として降し賜はりて既に男子を生み、今年二歳になりて瘁人の如くよろめき歩さつゝ、阿地々々と云ふ只一言のみ云ふ、之れ其名を朝地治彦と名づくるが故に、其父母が常に呼ぶ言を知る故なり、其父眞道武は大君の御愛他臣に優りて深く、皇子若彌威耳命と共に皇子あつかひをなします、任せは内中臣の上座にあり、年未だ漸く四十路になりし若子なり、次の子曰忍彦、道前彦とも年三十三、何れも大伴部にて久米命の下にて、兄彦は荒壇御門、弟彦は中

垣御門を守る。今年大君の宣らしによりて、玉垣命の中津女を道前彦の妻とし、久米命の弟津女を日忍彦の妻とし給へり。久米命男子まぶるが故に、此二子を吾子の如く愛でます。玉垣命の長子は太鳥命にて、久米命の長女の腹なり、其同じ腹にて春道彦彦は、日立路の物部臣として前に盾幸彦命と共に日立路君に従ひて降りあり。次は佐奴男にて、若彌威耳皇子の從臣なり、次は今道前彦が得つる女なり。次の吾弟子伊佐男兄弟は、小兒部に通ひ居る者、何れも賢も武も優なりと、小兒部の王子の白し給へる。

如此して御世の榮えに、年毎に異事なく経て、四十五年と云ふ時に、真知思兼命内大臣の列に入り給ひて、其御子高知理彦命文部大臣に任せませり。吾真道武は其副臣となる。吾道臣は專ら齊主のみにて、御前の内大臣の政は凡て思兼命に任せて、國々を巡りて、路君國君臣等の神集への様を視つゝありしが、治國五十年と云ふに、前高志の路君の宮にて種々物談せし時、久米命も來りまして仕し方の戦物談を爲し

ます。吾思ふに、久米命は高市の大伴部に坐して、此所に出で來ませし事を知らずと悟り、久米命に向ひて、「汝命は何日此所に出で給ひし」と問ひしに、「吾今避らん時近づけり、其避らん前に、汝命に乞ひ奉る事思ひ出でしに依りて、急ぎまかで來つる」と答へます。吾「其は何事ぞ」と問ひしに、「僕前に淡路島平に行きし時、淡路の穂之狭別の大靈出でまして、「此國は高御祖二柱の長子として生れ、永々に異事なく、吾又常に御祖二柱の御心に違はじとて、高靈祀る事を怠らざりしが、高波限建命の御世に國田人の怠り荒れに、高祖齊きの清地を穢せし故に、帝に國人に依りて其祭を元に還さんと思へども、吾心を悟らしむべき者あらず。然るを汝命來り給へるに依り之を乞は人が爲なり。此事を大君に奏させ給へ、之れ私事なる故に、公に吾自ら大君に乞ひ奉り難し」と宣りませり。僕畏みて、「此事御世治まりし后は直に大君に乞ひて其事遂げん」と語ひしを、僕愚にして久しく忘れたり、今避らんとする時思ひ出で、直に大君に奏さんと思ひしも、先齊主にます汝命に告げ議ら

んとて来りしも、鞍物語の面白さに、又忘れ人としたるはうたて、之れ悟り給へ  
と白さる、吾之を聞き、夫れ大事なり、共に直に返らん」とて、國廻りして其夜の  
明けぬ内に高市に歸り着きて、此事を大君に奏す、大君又驚かして、久米は昨日晝  
吾前に在りしが、一日一夜を經ぬ内に如何に遠き高志路を往還りせしや」と問はせ  
給ふ、久米命答へて、僕其事を思ひ出でし、遠き近きも量らず、又道臣命の坐しま  
すべき所も覺えず、只に道臣命に早く會はんと思ふ心のみにて御門を馳せ出で  
しのみにて、如此して往還せし事を知らず」と答へます、大君怪しみ給ひ、吾道臣  
に向ひまして、汝も久米命の返りには、共に遠路を來れり、皆世の帝よりは太と速  
し、其理知れりや」と宣らします、吾答へ奏さく、久米命が高志に來りませしは僅  
に一刻はかりなり、之れ總之狹別神の使はします龍の送り來りしなり、高志にて鞍  
物談りを爲し給ひしは三刻あまり、其より歸り來れり、歸路は峻路山路は二人とも  
龍に接けられしも、平地は凡て己が力にてありし故に十刻を經しなり、僕は其龍は

良く見たり、大鳥命の使はしむるは雷にて異なれり」と奏せり、此時久米命、僕  
大君の御世の終りまで奉へ白して、御遊りの御件奉へする心なりしに、迎への神も  
來りませるが故に遊らんと思ふ、現世の御先は道臣命帝に奉へませり、幽界の御先  
は僕奉へまつりて、幽路の大被ひ奉らん、今夜限り現世の任せ解き給へ」と奏さる、  
大君、然れば送りの装せん」と宣り給へば、久米命いひみて、僕既に十年前より其  
装あり、賜はりし家の疋を遊所と爲す事を許し給へ」と奏さる、大君、然るか、汝  
の心の儘に安らかに遊け」と宣り給ひて、久米命の退きまますを、内津御門送り  
ませり、吾道臣と思兼命は其住家に送り行けり、玉垣命此事を聞き知りて來り、大  
臣の遊ります事今知りて參る來れり、家族の者皆知らじと思ひて悉く知らせたり  
と白す、次々に、奇御方事代主命、大鳥命、可美真手命始め、大伴部、物部の臣等  
悉く集へり、天津日の隱る、時、稚根津彦命も來りまして、僕眞晝頃まで此事知ら  
ずありしが、船魂の御使來りて告げしが故に急ぎ參れり」とて、長島守奇彦命も伴ひ

ます。大君も懐女奇日命を伴ひて行幸まして、久米命に告げ給はく、「元國に至り着きて吾御祖に奏せ。今現世は、元津島根及四方の外垣、垣外も悉く和ひて、只僅に夜見國を餘せるのみ、之全く和はへずあるも、吾が現世の内には天下悉く安國と爲して報言奏さん、其日も近くあれ」と、久米命畏みて、「此大命は必ず忘れず、御心安め給へ、さらば別れ奉らん」と奏しまして、立ちて眞園の御遊所に至ります、集へる者皆言靈合せて、隈路枝の壽言を白す、命遊所にて暫し立住ませしが、其遊所を隈むく照らす炫火の中にて霧霧の如く避りませり、

大君、久米命の全く避りまして后、宣り給はく、「久米は其身大きく常人に甚く勝りありて、其眼又鏡の如く敏く輝けり。然る故に速目隈目にて現世の事は忘るゝ事委あれ共、隈路幽世の事は必ず忘れずして、又其隈目にて永久に現世守らん」と宣りまして、隈目敏目世奉守命と名を贈り賜へり、又宣り給はく、「久米命男子無きを以て靈守せん者なく、自から久米の大功を忘れん故に、其率るありし大伴部を二別し

て、其一を久米部とし日忍彦之を率ゐて大宮地を守れ」と宣り給ひて、日忍彦に若久米命と名を賜へり、又一は大伴部として、道前彦に大伴命と名を賜ひて、大和垣内の守に任せ給ふ、

避之命は此時年百三十一、避りませしは秋の終日かりし、其妻は西外垣臣となりませる有明幸彦命の妹幸玉比賣にて、久米命より五つ妹なり、今年の中冬、脊君の御跡したひて避りませり、幽身に化り給はず、故に其空身は脊命の御遊所の側に葬る、此年淡路の合原に高祖神社を立つ、

(四) 級長津國全く安國とがる

次の年國召の時、西外所級長津國より國主の若子彌志呂臣と共に参上りて、其國全く古の如く安國と爲りしを喜び奏す、大君も大に悦びまして、「汝の國は此元津島根の垣外守の國にて、汝が國々へ和合ひて異事なければ元津島根の天津大靈守も安からん、吾汝國の永久に安からん事を誓ひて、汝を安國守命と名を附く、此心忘る